

令和8年第1回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和8年	3月3日	開会
令和8年	3月12日	閉会

大 江 町 議 会

令和8年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（3月3日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○本会議に職務のため出席した者	6
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	8
○諸般の報告	8
○行政報告	10
○令和8年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	13
○議案の審議・上程	24
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議第5号～議第38号の一括上程	31
○提案理由の説明	31
○散会の宣告	38

第 2 号（3月4日）

○議事日程	39
-------	----

○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	4 0
○欠席議員	4 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 0
○本会議に職務のため出席した者	4 0
○開議の宣告	4 1
○議事日程の報告	4 1
○一般質問	4 1
大 沼 清 人 君	4 1
安 食 幸 治 君	5 5
土 田 勵 一 君	6 3
伊 藤 慎一郎 君	7 0
○散会の宣告	8 1

第 3 号（3月5日）

○議事日程	8 3
○本日の会議に付した事件	8 3
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○本会議に職務のため出席した者	8 4
○開議の宣告	8 5
○議事日程の報告	8 5
○一般質問	8 5
廣 野 秀 樹 君	8 5
菊 地 英 幸 君	1 0 1
○散会の宣告	1 0 8

第 4 号（3月10日）

○議事日程	1 0 9
-------	-------

○本日の会議に付した事件	1 1 0
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
○本会議に職務のため出席した者	1 1 1
○開議の宣告	1 1 2
○議事日程の報告	1 1 2
○議第 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○議第 8 号、議第 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 1 1 号～議第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議第 1 6 号～議第 2 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第 2 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議第 2 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第 2 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議第 2 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議第 2 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○議第 2 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○議第 3 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議第 3 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○予算特別委員会設置及び付託	1 6 3
○散会の宣告	1 6 3

第 5 号（3月12日）

○議事日程	1 6 5
-------	-------

○本日の会議に付した事件	1 6 5
○出席議員	1 6 6
○欠席議員	1 6 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 6
○本会議に職務のため出席した者	1 6 6
○開議の宣告	1 6 7
○議事日程の報告	1 6 7
○予算特別委員会報告	1 6 7
○議第 3 2 号～議第 3 8 号の質疑、討論、採決	1 6 8
○閉会中の継続調査について	1 6 8
○議員の派遣について	1 6 9
○閉会の宣告	1 6 9
○署名議員	1 7 1

大江町告示第 3 号

令和 8 年第 1 回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 8 年 3 月 3 日 午前 1 0 時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	菊 地 英 幸 君	2 番	廣 野 秀 樹 君
3 番	大 沼 清 人 君	4 番	菊 地 邦 弘 君
5 番	藤 野 広 美 君	6 番	櫻 井 和 彦 君
7 番	安 食 幸 治 君	8 番	関 野 幸 一 君
9 番	伊 藤 慎一郎 君	10 番	土 田 勵 一 君
11 番	宇津江 雅 人 君		

不応招議員（なし）

令和8年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年3月3日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和8年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 6 議第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議第 4号 令和7年度（繰越明許）準用河川前田川分水路整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議第 5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議第 6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 7号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第10号 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第11号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第12号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 17 議第 13 号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議第 14 号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議第 15 号 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議第 16 号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議第 17 号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議第 18 号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議第 19 号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議第 20 号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議第 21 号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議第 22 号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議第 23 号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議第 24 号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 29 議第 25 号 令和 7 年度大江町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 30 議第 26 号 令和 7 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議第 27 号 令和 7 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議第 28 号 令和 7 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 議第 29 号 令和 7 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議第 30 号 令和 7 年度大江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 35 議第 31 号 令和 7 年度大江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議第 32 号 令和 8 年度大江町一般会計予算
- 日程第 37 議第 33 号 令和 8 年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 38 議第 34 号 令和 8 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 39 議第 35 号 令和 8 年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 議第 36 号 令和 8 年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 41 議第 37 号 令和 8 年度大江町下水道事業会計予算
- 日程第 42 議第 38 号 令和 8 年度大江町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

また、ご覧のように、今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

2番 廣 野 秀 樹 君

3番 大 沼 清 人 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月12日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月12日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から、村山地方町長・議長合同会議について、ご報告いたします。

合同会議は1月16日に中山町で開催され、「災害に備える～防災のため、行政はいかにあるべきか～」と題し、元酒田市防災監の那須欣男氏から講話をいただきました。

さらに、昨年の最上、庄内地方を襲った豪雨災害では自衛隊の災害派遣要請が下され、その活動の動画を視聴し、災害の恐ろしさと命がけで人命救助に当たっている隊員の姿を見て感動しました。

最後に、町ではどのような災害が予想され、どの程度の被害が見積られるのかを考察しておく必要があると力説されました。

次に、山形県町村議会議長会定期総会の件について、ご報告いたします。

定期総会は2月13日に自治会館で開催され、令和8年度の事業計画並びに収入支出予算、自治功労者等表彰のほか、行財政改革の徹底と議会活性化を通じ、地方創生実現を目指す決議を採択しました。

決議では、人口減少や自然災害の頻発化、物価高騰を踏まえ、地方創生に向けた取組を推進するには、議会の活性化と町民の関心向上、理解が不可欠と強調し12項目に取り組むことといたしました。

以上が私からの報告となります。

次に、西村山広域行政事務組合第1回議会臨時会の件について報告を求めます。

4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私より、広域議会のご報告を申し上げます。

令和 8 年第 1 回西村山広域行政事務組合議会臨時会についてご報告申し上げます。

ここに書いてあるとおり、承認 1 号また議第 1 号から 2 号、3 号、4 号、別記のとおりご覧いただきまして、4 議案とも原案のとおり可決されました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 続きまして、学校のあり方調査検討特別委員会の行政調査の件について報告を求めます。

8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） おはようございます。

学校のあり方調査特別検討委員会の行政調査の報告を行いたいと思います。

今回の行政調査において、各議員からの報告書には、各議員の所感など多く寄せられました。抜粋での報告ではございますが、お手元の資料を読み上げますのでお願いいたします。

学校のあり方調査特別検討委員会行政調査報告書。

調査年月日、令和 8 年 1 月 20 日、21 日。

調査場所、茨城県ひたちなか市立美乃浜学園、福島県福島市立松陵義務教育学校の 2 校を調査してまいりました。

所感、ひたちなか市立美乃浜学園については、美乃浜学園は素晴らしい環境の中にあり、東側に太平洋を望み、学校の周りには広大な芋畑が広がっております。このような環境の中で、前期課程 340 名、後期課程 171 名、計 511 名の児童生徒が、伸び伸びと楽しく学校生活を過ごしていました。

教育目標に、「豊かな心で 主体的に学び たくましく しなやかに生き抜く児童生徒の育成」を挙げ、義務教育一貫校として様々な課題に取り組んでいながらも、さらに特色ある教育活動、アントレプレナーシップに取り組み、魅力ある学校づくりを保護者や地域の方々と一緒に活動しているそうです。

本町でも今後、義務教育一貫校の開校に向け、様々検討をしているだろうと思います。先進地の視察や学んだことも大切だが、大江の子どもたちが自律性を持ち、楽しく未来に向かっていける教育環境を整備することが大切だと思います。

次に、福島市立松陵義務教育学校についての報告があります。

松陵義務学校は、令和５年に２つの小学校が統合、翌年に２つの小学校と１つの中学校が閉校し、さらに統合し開校した。

現在の生徒児童数は806名であり、前期課程１学年から６学年、後期課程７から９学年と、さらに９学年をファースト、１から４学年、セカンド、５から７学年、サード、８から９学年に分け、４、７、９学年を各ブロック目標の最終学年として、ブロックごとの目指す児童生徒像を定めております。

授業の特色として、１から９学年の単位を50分ではなく45分で行っているとのこと。残りの５分を総合学科などの時間に割り当てているとのこと。

また、統合に向けて全てを新しい校舎にするのではなく、統合前の小学校の旧校舎も利活用しながら、新たな義務教育学校を運営しているところは十分参考にするべきものと思います。

今回、行政調査を行った２つの小中一貫の義務教育学校です。１つの学校は全ての施設を新しく建設、もう一つの学校は既存の校舎を利用しながら足りない施設を建設と、なかなか興味の深い２つの学校を見させていただきました。

本町においても、新年度には、どのような形での学校の建設になるか、改修になるか、答申が議会にも示されるものと考えております。

学校のあり方調査特別検討委員会といたしましても、本町の限られた予算の中での建設になると考えられます。

大江の子どもたちに安心・安全、伸び伸びと学びのできる環境を整えるため、しっかりと町、当局と議論を進めながら協力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告になります。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第４、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

寒かった冬も、立春以降は雪も少なく穏やかな日々が続いており、確実に季節は春に向かっていくんだなというふうに感じている、そんな季節になってきました。

今日は、少し雪の予報などもあるようではありますが、春の芽吹きとともに町全体も明るい様子になってきているのではと、日々感じているところであります。

それでは、私のほうから行政報告2件についてご報告をさせていただきます。

1件目は、第2期山形連携中枢都市圏ビジョンの変更についてであります。

山形連携中枢都市圏ビジョンとは、村山地域の7市7町で構成される山形連携中枢都市圏において、将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携する取組の方向性と内容を定めたものであります。

本ビジョンでは、圏域の中長期的な将来像や成果指標、連携協約に基づく具体的取組などを示しております。

なお、ビジョンの取組期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年としております。

このたびの変更は、山形連携中枢都市圏推進会議で承認された圏域で行う令和8年度からの新規の連携事業の追加などを行ったものであります。

資料1の51ページをお開きください。

大きな変更点といたしまして、令和8年度からの新規連携事業として電子書籍サービス運用事業を追加しております。

電子書籍システムを圏域で導入することで、24時間いつでもどこでも読書ができる環境を提供するものです。

この事業は、令和8年度は山形市をはじめ2市2町が参加する意向であり、その他の自治体については、システムやコンテンツ情報の共有を受けながら、令和9年度からの参加に向けて引き続き協議を継続していく予定としております。

その他の変更点といたしましては、圏域を構成する市町の概況や都市機能の状況、44の連携事業の進捗を反映している軽微なものとなっております。

なお、詳細については、資料1のほうをご確認いただければと思います。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めさせていただくとともに、引き続き連携事業の内容等について協議を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2件目は、大江町上下水道事業経営戦略の改定についてであります。

経営戦略は、公営企業が将来にわたり、安定的に事業を継続していくために策定する中長

期的な経営の基本計画であり、平成29年3月に策定した大江町上下水道事業経営戦略について、最新の経営環境や社会情勢及び下水道事業における公営企業会計への移行などを反映した見直しを行い、令和8年3月に全面改定し、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画とするものであります。

本経営戦略は、資料2-1の水道事業経営戦略及び資料2-2の下水道事業経営戦略として別冊に取りまとめ、それぞれ7章により構成しており、その内容といたしましては、固定資産調査や経営指標を用いた現状分析、将来の予測に基づく事業環境の見直し、経営改善に向けた取組、投資、財政計画の策定、経営戦略の事後検証と進捗管理について定めているものであります。

特に、財政計画の見直しとして、水道事業の料金回収率、下水道事業の経費回収率の向上を目標とし、料金収入で賄う場合の料金改定シミュレーションも行っており、経営の健全化を目指す計画としております。

このたび改定を行う経営戦略については、PDCAサイクルを活用した定期的な見直しにより計画の改善を行い、今後ますます厳しくなっていく上下水道事業を取り巻く環境への対応、事業の安定的な継続と経営改善に取り組む所存でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 続いて、清野教育長。

○教育長（清野 均君） 教育委員会より、大江町教育プラン（第4次大江町教育振興計画）について、ご報告申し上げます。

資料3をご覧ください。

大江町では、平成22年度を初年度とした第1次教育振興計画、平成27年度から5年間を見据えた第2次計画、さらに令和2年度から第3次計画を策定し、町の教育の方向性を示してきました。第3次計画は昨年度末をもって計画期間を終了したため、これまで新たな教育振興計画の策定準備を進めてまいりました。

今回の策定作業では、第7次山形県教育振興計画と大江町の小中学校のあり方基本方針との調和を図りながら進めてきました。また、多方面からの意見が重要と考え、大江町教育振興計画検討委員会を設置し、学校教育、社会教育関係者、文化財保護関係者、町民代表など幅広いメンバーが意見を出し合い進めてまいりました。

3ページをご覧ください。

次のように、教育理念と基本目標を設定しました。

教育理念、「自己実現と共生をめざす心豊かなひとづくり」。

基本目標、「共生郷育の充実と生涯学習の推進」。

共生教育の教えるという漢字を郷、ふるさとに変えて、町の教育資源をさらに生かしながら、まちづくりを担う人材育成を目指していきます。

6 ページの体系図をご覧ください。

分野別目標を学校教育、社会教育、歴史文化、スポーツ振興の4本柱とし、それぞれ次のように方針を掲げました。

学校教育、「生きる力・未来を切り拓く力を育む学校教育の推進」。

社会教育、「つながりを育み、生きがいや学びを深める社会教育の推進」。

歴史文化、「ふるさとの文化に親しみ、郷土への誇りと愛着を育む教育・文化活動の推進」。

スポーツ振興、「健やかな体と豊かな心を育む教育・スポーツ活動の推進」。

計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間としました。詳細につきましては、後ほどご一読いただければと思います。

本計画の実現には、教育委員会の主体的な推進のみならず、家庭、地域、学校など社会全体で教育を振興することが肝要です。関係機関や団体との連携を深めつつ、本町ならではの教育を高めるべく努めてまいります。

今後とも、議員の皆様や町民の皆様からのご意見を賜りながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推進し、信頼される教育行政を目指してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◎令和8年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、令和8年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてであります。

町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 本日開会の令和8年第1回大江町議会定例会に当たり、議員各位、そして町民の皆様方より日頃から町行政の執行につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

提出させていただいた議案をご審議いただくに当たり、令和8年度予算編成の基本方針と町の将来像である「ちょうどいい幸せ感じるまち」の実現に向けた主な施策をご説明するとともに、所信の一端を申し述べさせていただきます。

大江町は、67年前の昭和34年に誕生しておりますが、昭和40年代までは町の創成期にあり、道路や役場庁舎等のインフラ整備が進み、町としての基盤が出来上がった時期でありました。

合併直後の昭和35年の人口は1万5,819人、昭和50年は1万1,801人となり、ちょうどその頃、山村集落再編成計画に基づき、今は廃村となった山間集落から下モ原区や山崎区に代表される集落移転団地の事業が展開されました。そして、昭和51年には3つの中学校が統合し、大江中学校が開校しています。

こうした町の歴史を振り返りますと、急激な人口減少と出生率の大幅な低下など、50年前と同様の現象が今起こっているのではないかと感じています。ただ、同じような現象であっても、時代背景や社会情勢、そして何よりも世界や国との距離感と情報量などにおいては、取り組むべき方向性や手段も当然違ってきます。これまでのよいところを学びながらも、新しい視点で、人口減少と極端な少子化傾向に歯止めをかけ、次の時代にしっかりとつないでいく施策を進めていかなければなりません。

そのために必要な令和8年度の町政運営の基本的な考え方を4つの視点から申し上げます。

1つ目は、人口維持と少子化対策です。

令和5年度に大きく減少した出生者数は、将来の大江町の姿を考えたときに、今しっかりと取り組んでいくべき大きな課題です。定住者を増やしていくためには、暮らしの基本となる衣、食、住のうち住むところがまず必要であり、分譲地や町営住宅の整備に加え、空き家の利活用を促進するなど住環境の整備を進めていかなければなりません。

若い世代が移住を考える際に重要な要素は、子育て支援策と子育て環境が充実しているか、これがポイントになります。子育て環境を整え、ソフト、ハードの両面から支援し「子育てするなら大江町」、これを合い言葉に、より多くの子育て世代の移住定住を促進してまいります。

2つ目は、にぎわいと元気のあるまちづくりです。

この町には、楽しく魅力的なイベントがたくさんあります。

春の左沢線全線開通イベントに始まり、夏の灯ろう流し花火大会、そして秋の物産味覚まつりまで、年間を通してイベントによる交流人口、関係人口が増えてきています。これをきっかけに、町内の他の魅力の気づきにつながるような仕掛けをして、町全体のにぎわいを創出していかなければなりません。その鍵となるのが、多くの人が集まる温泉施設と道の駅です。情報発信機能を充実し、町の魅力を広げられる取組を進めていきます。

人が多く行き来するようになれば、ここに暮らす町民も元気になれるはずです。こうした好循環が生まれるよう町民の皆さんと共に進めてまいります。

3つ目は、安全・安心な生活の実現です。

自然災害が頻発、激甚化する中であって、安全・安心な暮らしを守ると同時に、万が一に備え、想定外とならないような準備をしていかなければなりません。

治水対策として進めている堤防整備では、国や県の整備に合わせて、町として内水対策などの関連する事業を着実に進めていきます。また、百目木地区では「かわまちづくり計画」を策定し、河川空間の有効利用に向けた整備を、夢を持って進めてまいります。

基礎的な生活インフラである公共施設や道路、橋梁については、整備から相当の年月が経過したものが多く、維持管理面での不具合も生じてきているため、長寿命化や修繕に順次取り組んでいかなければなりません。

一方で、長年利活用が図られていない遊休施設は、将来を見据え適切な時期にその在り方を判断していく必要があります。

そのほか地震、猛暑、豪雪、交通安全、そして熊をはじめとする野生鳥獣への対応など、安心な生活が確保できるように対処してまいります。

4つ目は、未来につなげる取組です。

少子化の影響により、町の将来を見据えたときに、様々な課題が顕在化してきました。

幼児教育、保育の面では、2園体制に向けて動き出しており、小学校と中学校の在り方では義務教育学校設立に向けて、令和8年度は具体的な方向性を決定していくことになります。町民の皆様の声を丁寧に拾いながら進めていく方針としております。

高校を卒業後、進学や就職で県外に転出し、ふるさと大江町に戻ることが少ない現象が続いています。これは大江町に限ったことではなく、山形県全体の課題でもあります。町独自の支援策を充実させ、将来の担い手となる若者の回帰、定着に向けて取り組んでまいります。

この町が好き、この町にずっといたいと子どもたちや子育て世代が思えるようなまちづく

りを進めていくことが、今の私たちに課せられた大きな使命であります。現実を直視しながらも、未来に希望が持てるまちづくりを町民の皆様と共に目指してまいります。

それでは、令和8年度の主要施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係について申し上げます。

住宅ローン補助や家賃補助、制服等購入補助などニーズに添った町独自の移住定住支援策を継続するとともに、移住フェアなどにも積極的に参加し「おおえぐらし」、この魅力を発信していきます。

また、移住定住を促すためには、住まいの確保が欠かせません。住宅価格の高騰が続く中であって、空き家の利活用への関心が高まっています。町で進めている空き家バンクは、物件登録者数、成約者数ともに県内でトップクラスの成果を上げ、移住定住施策の柱として機能しています。引き続き宅建協会と連携した取組を進めてまいります。

また、地域課題の解決と活性化、地域コミュニティ活動維持のため、地域おこし協力隊の配置やまちづくりチャレンジ応援事業、集落活性化支援交付金についても継続していくこととします。

J R左沢線の全線開通記念イベントは大変好評で、春の恒例行事として定着しつつあります。令和8年度はさらなる内容の充実を図り、鉄道イベントならではの新しい企画も組み入れながら開催いたします。

また、11月には東北版始発駅サミットと銘打って、東北管内の始発駅、終着駅を有する5市町を招いてローカル線をテーマとした情報交換と利用促進につなげるイベントを開催します。加えて、県や沿線自治体と連携しながら左沢線の利用促進と沿線の活性化に向けて取り組んでまいります。また、広く町民の足として浸透している町営バスと乗り合いタクシーについては、利用者の声を反映させながら利便性の向上を図り、持続的な運行に努めてまいります。

ふるさとまちづくり寄附については、新規事業者や新規返礼品の開拓のほか、果物の先行予約等に重点的に取り組んできた結果、寄附額は順調に推移し、令和7年度は過去最高の3億6,000万円を超える寄附額を見込んでいます。令和8年度は山形連携中枢都市圏の共通返礼品との連携をさらに強化するとともに、ふるさと納税ポータルサイトの充実やPR強化に努めながら、町特産品の販路拡大と販売促進につながるよう取り組んでまいります。

国では、情報システムの標準化とマイナンバーカードの普及促進など、自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆる自治体DXを強力に進めています。

本町でも、令和6年2月に策定したDX推進計画に基づき、税金のコンビニ納付や証明書等のコンビニ交付に加え、電子申請など、行かなくても済む窓口、これの取組を進めています。また、マイナンバーカードや運転免許証での本人確認により申請手続を省力化する書かない窓口についても、引き続き利用促進と定着を図ってまいります。

SNSでの情報発信も強化していくほか、令和8年度においては図書館の蔵書システムをマイナンバーカード利用のシステムに変更し、中央公民館とふれあい会館に施設予約システムを導入する予定としております。生成AIも本格導入することで、行政事務の効率化と業務手法の改善も図ってまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町は多種多様な果樹の生産地であり、JAとも連携してブランド力の強化を図っています。中でも順調に生産量が増えているスモモは、東北でも有数の生産地として定着し、市場でも高い評価を受けています。ハウス等の初期投資を必要とせず、新規就農者でも取り組みやすい品種であることから、さらなる生産拡大を図り、栽培技術の研修や生産者ネットワークの形成を強化してまいります。引き続き大江町就農研修生受入協議会、OSINの会と連携しながら、新規就農者の営農支援と生活支援を継続してまいります。

令和7年度は気温上昇による高温、渇水が深刻化し、農作物の品質低下や収量減少が見られました。また、稲作では高温による収量の不安定化や需給バランスの乱れなどが令和の米騒動と称される事態を引き起こし、本町でも価格変動の影響が広がっています。稲作農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄を防ぐため、大規模担い手を対象とした支援に加え、新たな気候変動リスクに対応した持続可能な生産体制の構築を推進し、生産者が安心して経営できる環境を整備してまいります。

深刻化する野生鳥獣被害の対策を強化するため、大江町鳥獣被害対策実施隊の活動支援を拡充し、若手隊員の育成に取り組むこととします。また、捕獲した鳥獣処理の効率化と環境への配慮を図るために、殺処分後の埋設専用管を導入して適切な埋設処理体制を整備していきます。

農村環境の保全を守るため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を効果的に活用するとともに、農地中間管理事業の活用による農地の集約、集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図っていきます。また、田んぼダムの取組を通して、水質源管理や災害緩和に寄与する水田の効率的な活用を推進してまいります。

林業については、森林環境譲与税を有効的に活用し、適切な森林整備を進めていくほか、

大江町美しい森林（もり）づくり協議会や西山杉利活用推進コンソーシアムとの連携により、高品質な町産西山杉の生産、販売、販路拡大に努めていきます。また、地域おこし協力隊の活動を通して、森林資源を生かした林業の振興と木育を進めていくとともに、森林の集約化モデル地域実証事業を活用し、効率的で持続可能な森林管理制度の構築を図ってまいります。

次に、商工観光の振興について申し上げます。

国際情勢の不安定化や物流費、人件費の上昇などに伴う物価高騰が続き、町民の日常生活だけでなく町内産業全般にも影響が生じています。国の政策や経済活動に合わせ、町内産業の活性化と雇用対策を関係機関と連携して進めてまいります。

町内企業の労働者不足も深刻化していることから、企業と連携し、若者への魅力発信と新規学卒者の町内就労促進、雇用の安定化に向け支援してまいります。

また、藤田工業団地の拡張については、関係団体などとの意見交換の場を設けて検討を進めていきます。後継者不足や事業承継等の課題も深刻化していますので、商工会と連携した販売促進の取組や店舗改修、既存商品リニューアルなどの支援、起業や第2創業等に対する支援を継続してまいります。

町の観光、交流の拠点施設である道の駅おおえについては、地域おこし協力隊などによる情報発信を強化し、町の農産物や特産品の紹介と販売、さらには町内各地の周遊を促進してまいります。

健康温泉館と柳川温泉は、町民の健康増進を目的とした施設でもあります。建設から30年以上が経過し修繕が必要な箇所が増えているため、健康温泉館のボイラー更新工事を実施します。引き続き観光ツアーの立ち寄り施設としての誘客拡大を図るためにも、将来を見据えた経営改善、施設の魅力向上に努めてまいります。

次に、道路整備や治水対策などについて申し上げます。

本町の道路交通網の要である主要地方道大江西川線については、顔好地内の未歩道箇所の解消と狭小区間の改良に向け、県において令和8年度から建物調査と用地補償が始まる予定となっています。また、県道左沢線浮島線についても、狭小歩道の解消と積雪時の幅員確保が図られるよう県との協議を継続していくこととしています。

町道については、令和8年度に伏熊長峯線道路改良工事に着手するほか、維持補修工事や交通安全施設の修繕、橋梁の長寿命化を図るための点検と修繕を行います。また、除排雪作業の強化を図るため除雪機械を更新するほか、令和7年度に導入した積雪深モニタリングシステムや試験運用中のGPS除雪管理システム等の活用により、除雪作業のDX化も推進し

てまいります。

都市・住宅施策に関しては、令和4年度に策定した立地適正化計画と令和6年度に策定した都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めてまいります。

百目木地区に整備した住宅団地は、全7区画のうち特別分譲を除く3区画分の一般分譲を開始しており、早期完売を目指します。藤田地区に計画している住宅団地は、造成工事に着手し、令和8年度末での完成と分譲開始に向けた取組を進めていくこととします。

住宅建築奨励事業や西山杉材利用促進事業、空き家除去支援事業なども継続し、住みやすい住環境の形成につなげてまいります。

百目木地区の緊急治水対策プロジェクトについては、住宅の解体が進み、堤防整備に向けた工事の進捗が目に見えて分かるようになってきました。町でも前田川の内水対策工事等を並行して進めることといたします。

また、堤防整備に伴い河川空間と町が融合し、活性化を図るためまちづくり計画の承認に向けて、山形河川国道事務所との協議を継続していきます。鹿子沢地区については、県営事業として堤防整備による治水対策を円滑に進めるため、県との連携を密にして対応してまいります。

続いて、水道事業・生活排水処理対策について申し上げます。

水道事業については、給水人口の減少や施設の老朽化など水道事業の経営環境が年々厳しさを増していることから、漏水対策や経費縮減を図りながら、令和8年3月改定の経営戦略を活用し、持続可能な水道事業の経営に努めてまいります。

生活排水処理対策は、令和6年度から下水道事業として企業会計に移行しておりますが、人口減少や物価上昇等に伴い一層厳しい経営環境が続くことが予想されます。経営戦略に基づき、将来にわたり適正な事業運営に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生面での観点から、引き続きくみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援とともに、老朽化による修繕への補助制度を継続してまいります。

また、百目木地区と鹿子沢地区の治水対策に関連し、上下水道の布設替えが必要となることから、両地区における工事や関連業務を進めてまいります。

次に、福祉・子育て・医療等について申し上げます。

本町の高齢化率は、令和8年1月末現在83%で上昇傾向が続いており、高齢者の福祉対策は重要度を増しています。独り暮らしを含む高齢者世帯の見守りと支援体制の充実を図り、

地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの構築を民生委員や社会福祉協議会などと連携してさらに進めてまいります。

介護保険事業については、老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、適切な介護サービスの提供と健全な事業運営に努めます。また、運動教室などの一般介護予防事業を継続し、認知症対策として相談支援の充実を図りながら初期集中支援事業などを展開してまいります。

子育て支援については、幼児教育・保育施設が令和9年度から町内2園体制となることを念頭に、それぞれの家庭の実状や子どもの個性、発達に応じた適切な就園につながるよう引き続き関係機関と連携した体制づくりを推進していきます。

また、子育て世帯に対する包括的な支援を行うことも家庭センターでの相談支援や、新たに就労要件等を問わず、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を開始します。

さらに、未就園児の家庭を対象とした子育て応援訪問事業のほか、乳幼児から高校生までの切れ目のない支援策として位置づけている誕生祝すくすくベビー給付制度や保育料完全無償化、給食費無償化、高校生応援給付金などについても継続してまいります。

健康づくりについては、乳幼児期から生涯を通じた保健事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動に対する支援を通して、食生活の大切さを啓発してまいります。また、温泉の効能を利用した町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を継続してまいります。

母子保健については、妊婦のための支援給付や出産費用等助成事業などを継続するほか、妊産婦・乳幼児健康診査の充実に努め、新たに5歳児健康診査を実施します。

予防接種については、乳幼児から高齢者までの定期接種、子どもインフルエンザや成人風疹などの任意接種費用に対する助成を継続するほか、新たに妊婦を対象としたRSウイルス感染症ワクチンの定期接種に対する助成を行います。

疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率向上を図るとともに、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育を推進していきます。また、複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすい高齢者には、保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、一人一人の状況に応じた支援をしてまいります。

福祉医療については、重度心身障害（児）者、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を、これまでと同様に県と町との折半で支援するほか、子育て支援医療費は対象者を高校3年生相当の18歳までとして、引き続き実施してまいります。

国民健康保険税については、安定的な財政運営を確保するため、県全体での保険税水準の

統一化に向けた取組が始まっています。今後は、県に納める納付金に注視しながら、段階的な保険税の見直しを検討するとともに、さらなる保険税の収納確保に努めてまいります。また、町民の健康を維持するため、健康増進、生活習慣病予防等に関する啓発や各種保健事業を展開しながら医療費の削減を図ってまいります。

次に、教育関係の施策について申し上げます。

教育委員会では、令和7年度に第4次大江町教育振興計画及び大江町の小中学校のあり方基本方針を策定しました。この振興計画と基本方針に基づき、「共生郷育」の充実を柱として教育を推進してまいります。

学校教育の振興では、1人1台端末の効果的な活用を行いながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的に行動する力を育成していきます。

また、左沢高校と東北芸術工科大学との連携、地域人材、地域素材を生かした教育活動の充実を図るほか、学習生活支援員をはじめとする個に応じたきめ細やかな支援体制を整え、いじめや不登校問題の未然防止に努めてまいります。熱中症対策としてエアコン設備を更新し、夏季のスクールバス運行等も継続してまいります。

社会の変化に対応した学びの環境を充実させるため、ブリティッシュヒルズでの学習に代表される外国語教育・国際理解教育を通して、異文化や多様性の理解とコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

また、令和7年度からスタートした教育借入金返還支援制度など就学に対する支援制度の利用促進を図ってまいります。

学校の在り方については、令和10年度の小学校統合に向け学校間で連携した交流事業を推進するとともに、統合小学校のスタートに当たり、必要な事項の検討を着実に進めていきます。また、令和15年度の義務教育学校の開校を見据えた基本構想と基本計画策定に向け、町民ワークショップの開催や施設整備検討委員会の立ち上げを進めていきます。

生涯学習の面では、おおえ町民大学（ぷくらすカレッジ）を中心に様々な講座や体験活動を開催しており、学童期から高齢期まで幅広い年代の町民の参加と多様な学習が可能となっています。引き続き交流と楽しい学びが深められるよう各種事業や講座の充実に努めてまいります。

なお、町立図書館がオープンして10周年を迎えることから、子どもたちに人気の絵本作家を招聘し、6月に記念事業を開催することとしています。

歴史文化関係では、史跡左沢楯山城跡の境界ぐいの設置を継続し、史跡の保全を図ってい

くほか、国庫補助を活用して、重要文化的景観の構成要素となっている町民所有の家屋補修を支援することといたします。

スポーツ振興の面では、大江町スポーツ協会など各種団体と連携をしながら、全ての町民が生涯スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めるとともに、部活動の地域展開を推進するため地域クラブ活動の支援を行います。

施設管理の面でも、体育センターが避難所となっていることなども踏まえ、空調設備設置に向けた実施計画を行い、熱中症対策を講じていくこととします。

次に、危機管理対策について申し上げます。

いわゆる50年に一度クラスと形容されるような災害、特に気候変動に伴う豪雨被害が全国各地で毎年のように発生をしております。本町では、百目木地区や鹿子沢地区での堤防整備事業の進展に伴い、被害想定区域でのリスクは軽減されることとなりますが、令和6年元日に発生した能登半島地震のように、いつ、どこで起きるか想定できない有事への備えに万全を期す必要があります。

幸いにも本町では地域コミュニティーが機能しており、自主防災組織も徐々に増えるなど災害の備えに対する住民意識も高まってきています。共助の役割を果たすこの流れを止めることなく、公助においても国の地域未来交付金を活用し、避難所用品等の充実を図るとともに、防災行政無線について、令和10年度からの新システム運用開始に向け設備を更新し、緊急情報がより正確に迅速に伝わるよう改善を図ってまいります。

団員数の減少が深刻な消防団については、団編成替えの是非、車輛装備の配置換え等について幹部の中で議論を進めているところです。関係区長の意見も聴取しながら、現実的で実効性のある体制の再構築を目指してまいります。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち町税については、景気の緩やかな回復が見られるものの、物価上昇や世界情勢、金融資本市場の変動等の影響が懸念されるため、引き続き今後の税制改正等の動きを注視していきます。

また、個人住民税は、納税義務者数の減少などもあり、前年度と比較して減少を見込み、法人町民税についても企業の業績動向から減少を見込んでいます。また、固定資産税も微減を見込んでおり、町税全体では1.1%の減で予算を計上しています。

歳入全体の大きなウエイトを占める地方交付税は、主要な財源である所得税と法人税など国税収入の堅調な伸びもあり、地方財政対策の出口ベースでは前年比プラス6.5%の数値が

示されています。これらも参考として、令和8年度の普通交付税は前年度当初と比較して1億円増の24億5,000万円、特別交付税も1,500万円増の1億9,500万円を見込んでいます。また、地方消費税交付金なども近年の決算額を基に増額で見込んでいるなど、いわゆる一般財源の額はここ数年で増え続けており、財政指標が良好な数値を示す主な要因になっています。

この傾向は望ましいことではありますが、人件費や物件費、公債費などを含めた義務的経費の増嵩分に対して、一般財源が増えた分の多くが充てられているのも事実であり、経常収支比率はむしろ悪化していることから必ずしも楽観視はできません。このような状態が続けば、財政運営の硬直化にもつながりかねないため、政策的経費や投資的事業などに重点を置く自由度の高い財政構造への転換を図っていかねばなりません。

令和7年度末の一般会計町債残高は53億1,514万円となる見込みで、前年度末から一旦縮小しますが、道の駅再編事業が終わった後も百目木地区の内水対策事業など大規模事業が続き、令和8年度末では5億1,400万円余り増える見込みとなっています。幸いにも、過疎対策事業債や臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債など交付税措置率の高い優良債が残高の大部分を占めていることで、将来負担比率に影響を及ぼすことなく、財政指標上の問題は現時点では生じておりません。しかしながら、金利上昇に伴い負担が増している利子償還額に加え、元金償還額も今後増加傾向となることが見込まれ、財政調整基金の取崩し額は、引き続き多額になることが予想されます。

加えて、義務教育学校、複数の大規模遊休施設の在り方、下水道や水道施設など生活インフラの更新、そして老朽化が進む公共施設と、今後の状況次第では莫大な投資的経費を必要とする可能性も否定できません。これらの事業は国・県支出金を期待できないものが多く、基金積立額も十分とは言えない本町では、必然的に町債発行に頼らざるを得ないこととなります。

これにより現行の行政サービス水準の維持が難しくなることも予想されますので、投資的事業の選定に当たっては、実施計画や予算査定などの中で精査を重ね、将来世代の負担となる10年後、20年後の財政運営が耐え得るのかという視点に立って慎重に判断してまいります。

以上、令和8年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について述べさせていただきました。

本町では、かつてないスピードで人口減少が進んでおり、今後も様々な行政課題が生じることが予想されます。ますます困難な時代に突入しますが、冒頭に申し上げた4つの視点に基づき、職員共々真摯に課題に向き合い、知恵を出し合って難局を乗り切っていく覚悟であ

りますので、町民の皆様と議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、令和8年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで町長より発言の申出がありますので、許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 午前中、私のほうから申し上げました町政運営に関する所信と主要施策の概要についての説明を差上げた中で、令和8年1月末現在の高齢化比率について申し上げましたが、正しくは43%の誤りでございましたので、おわびを申し上げ訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものにつきましては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大江町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、衆議院解散に伴う総選挙が去る1月27日に公示され、2月8日に投開票が行われましたが、選挙事務執行のための予算措置を早急に講ずる必要が生じたことから、令和8年1月27日付で専決処分させていただいたものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ990万円を追加し、補正後の予算総額を64億4,580万円としたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

4ページご覧ください。

2款総務費は990万円の増額です。

4項3目衆議院議員選挙費は、去る2月8日に投開票が行われた選挙の所要経費として、投開票管理者及び立会人報酬、職員の時間外勤務手当並びに投開票システム使用料などの事務経費を計上したことになります。

3ページの歳入予算につきましては、特定財源といたしまして衆議院議員選挙費を充当いたしました。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大江町一般会計補正予算（第5号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大江町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第3号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、1月下旬から2月初旬にかけ強い寒気が入り込み続けたことにより、2月2日には左沢で78センチ、柳川では175センチの積雪量となったことを受けまして、同日、大江町豪雪対策連絡本部を設置し、道路除雪強化のほか、高齢者世帯等に対する見守り等の対策を通して、町民生活に支障を来さないように体制を整えたところであります。

以上のことから、除排雪作業を支障なく実施するには、既決の予算では不足する見込みとなったことから、緊急に予算措置する必要が生じたため、令和8年2月2日付で専決処分をさせていただいたものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000万円を追加し、補正後の予算総額を64億9,580万円としたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいます

ようにお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

4ページご覧ください。

8款土木費は5,000万円の増額です。

2項3目道路除雪費は、今の町長説明にもありましたとおり、道路除排雪に万全を期す必要があったことから、除雪業務委託料4,800万円のほか、除雪オペレーターの会計年度任用職員報酬と除雪機械の修繕料をそれぞれ100万円追加したものであります。

3ページの歳入につきましては、普通交付税を5,000万円追加して調整いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第3号の質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

4ページお願いします。

12委託料の、委託料4,800万円ですけれども、町長の説明にもありましたように、豪雪対策連絡本部立ち上げ後、除雪排雪していると思いますけれども、現時点での委託料を把握していればお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 現時点での除雪等に係る委託料でございますが、8,200万ほど、ちょっと端数のほう12月、1月分の合計で8,200万というふうなことで、2月分については現在、業者さんのほうから請求のほうが上がってきているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 交差点等の角の排雪等がちゃんとできたということで、町民の方も喜んでおりますので、ここはご報告したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大江町一般会計補正予算（第6号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第4号 令和7年度（繰越明許）準用河川前田川分水路整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第4号 令和7年度（繰越明許）準用河川前田川分水路整備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本工事については、去る2月17日に指名競争入札による入札を執行した結果、大江町大字左沢1201番地の1、株式会社大泉組、代表取締役、大泉雅裕が落札いたしました。消費税を含む2億5,520万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を要することから提案するものであります。

なお、工期は本年12月28日としております。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第4号 令和7年度（繰越明許）準用河川前田川分水路整

備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

資料4のほうをご覧ください。

準用河川前田川は、国道458号北側を起点とした最上川に合流する全長602メートルの準用河川でございます。

近年、頻発する豪雨被害を受け国による堤防整備が進められる中で、それに合わせた町の内水対策の一環として、有限会社清野石油店さん前より旧最上橋に向かって前田川の分岐を行い、前田川の最下流部である旧あてらざわ温泉前に集まる水流を減らすことで、内水被害の軽減を図るものでございます。

このたびの契約は、町道原町旧最上橋線沿いの約164メートルの区間の整備になります。

ただいまの町長説明にもございましたとおり、2月17日に指名業者3者により入札を執行した結果、株式会社大泉組、代表取締役、大泉雅裕が消費税を含む2億5,520万円で落札し、2月19日に仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、本年12月28日を完成期限としております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第4号の質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

資料4からお願いいたします。

昨年、本来は真っすぐ抜けるという形を、設計変更をかけて少し曲げるというふうになったと思いますけれども、そういうふうになった理由をまずお伺いしたいということと、この黄緑で囲っているところ2か所ぐらいありますけれども、ここは特に工事で普通と違う工事が入るのか、その上の赤く染まっているところもありますけれども、ここが工事として何か特別なものがあるかということについてお伺いします。

あと、断面図に寸法というかメートル数とかと書いていないので、高さ幾らかもお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、水路のルートでございますけれども、真っすぐ行きますと旧最上橋の橋台にぶつかるといふようなことがございますので、その手前で横に振ってそこから河川に引くというふうなルート取りをさせていただいたものでございます。

次に、色分けになっている部分ですけれども、こちらに関しては今回オープンシールド工法というふうな工法を取るんですが、それを起点となる部分に立て坑という形で縦に水を切るといとか、そこから横にボックスを押し込んでやるというか、そういうふうな形で行う工法を取るというふうなことで、その入れる部分について色分けを入れさせていただいています。ただ、1か所ちょっとカーポートというところもちょっと色ついているようなんですけれども、これは誤りかなと思っています。

もう一点が寸法の件でございますけれども、埋設するボックスにつきましては、寸法、こちら上に書いてありますけれども、1,300掛け1,300というふうなことでこちらのボックスを埋設する予定です。こちらの断面図のほうで見ていただきますと、高さ的にこれは平均的なところなんですけど、約3メートルぐらい埋設するんですけれども、深いところだと約5メートルぐらいまで埋設位置が下がるというふうな状況になってございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

道路の真ん中を掘っていくという形のように見えますけれども、両側に住宅、家屋等、連檐なっていると思います。その方たちの通行の支障とかないか、どのように工事を進めていく予定をしているのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、道路のほうなんですけど、このオープンシールド工法というのが、下水のとき道路の真ん中に埋めるなんていうふうな場合にも行うんですけれども、鋼板を入れまして最初の幅でまず埋設していくと、通常のように開渠で斜めに切るのではなく、垂直でできるだけ1,300の外側ですから2メートルちょいいくと思いますけれども、それくらいの幅、できるだけ最小の幅で工事のほうを実施していくというふうなことを考えております。

そして、金山自動車さんのほうから一応工事のほうは進めていくような形になると思いますけれども、その工事に関してはどんどん先に進んでいくと、完了したところは埋め戻しが可能になりますので、そういった形でできるだけ住民の方には、ご迷惑かからないような工法で実施をしたいというふうなことでございます。こちらについては、住民の方への説明なども、昨年、概要説明等、ある程度詳細の説明ということで、地区の公民館などにもお伺いしながら、住民方にはご説明をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第4号 令和7年度（繰越明許）準用河川前田川分水路整備工事請負契約の締結について、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第5号～議第38号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第42、議第38号 令和8年度大江町水道事業会計予算までの34件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第5号から議第38号までの条例の制定1件、条例の一部改正10件、指定管理者の指定8件、計画1件、補正予算7件、新年度当初予算7件、合わせて34議案について、一括してご説明を申し上げます。

議第5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める内閣府令が公布されたことに

に伴い、本町においても国の基準に従い運営に関する基準を定めるものであります。

議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、現行は個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、法定事務として定められている事務に限られますが、大江町の独自利用事務を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議第7号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、県の人事委員会勧告及び令和8年4月1日施行の山形県職員等の給与に関する条例の一部改正の動向などを踏まえて、一般職の職員の給料表、通勤手当の一部等を改正するものであります。

議第8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これと議第9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告等を受け配偶者を対象とした扶養手当の完全廃止により関係する規定を改正するものであります。

議第10号 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定については、電子化による金融機関における公金収納に関する取扱いの現状等を踏まえ、事務の見直しを行った結果、督促手数料を廃止することとしたため、大江町税条例ほか9本の条例の一部を改正するものであります。

議第11号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、そして議第13号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、各基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準改正に準じ、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議第15号 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定については、就農に向けて家族で移住される方の生活支援体制を強化するため、研修寮としている深沢地区の住宅1棟を新規就農者住宅として条例に位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。

す。

議第16号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についてから議第23号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について、これらにつきましては、指定管理者の指定に係るものがあります。提案いたしております各施設の管理については、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者による管理をそれぞれ行ってきたところではありますが、今年度末をもって期間が満了することになっております。

議第16号から議第22号までの健康温泉館、柳川温泉健康増進交流センター、農村集落多目的共同利用施設、ふるさと交流館、そして体験農園施設、大山自然公園、シニアセンターにつきましては、現在、株式会社大江町産業振興公社が指定管理者として、各施設の連携による効率かつ効果的な温泉施設等の運営を行っており、町民の雇用についても貢献をしております。

2月2日付で同公社より、これらの施設に係る令和8年4月1日以降における指定管理者の指定申請があり、2月10日に開催した選定委員会の審査を経て、公募によらず本町が出資している株式会社大江町産業振興公社を指定管理者の候補者として選定したところであります。

つきましては、株式会社大江町産業振興公社を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、大江町健康温泉館、大江町柳川温泉健康増進交流センター、大江町農村集落多目的共同利用施設、大江町ふるさと交流館、大江町体験農園施設、大江町大山自然公園及び大江町シニアセンターの指定管理者として指定するため提案するものであります。

議第23号の大江町貫見こぶし館につきましては、現在、貫見区自治会が指定管理者として地域の特性を生かし、地元と密接なつながりを持った施設として効果的で効率的な運営が行われております。

このたび貫見区自治会より引き続き指定管理者として指定を受けるべく申請があり、これを選定委員会の審査を経て、公募によらず指定管理者の候補者として選定したところであります。

つきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間、貫見区自治会を大江町貫見こぶし館の指定管理者として指定するため提案させていただくものであります。

議第24号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、本町は昭和51年に過疎地域対策緊急措置法により、過疎地域の指定を受けて以来、地域振興並びに地域活性化のための計画を定め、これに基づく産業基盤や生活基盤の整備、教育や地域文化の振興、保健

や福祉の充実さなど多岐にわたる施策を推進することにより、地域における活性化対策に取り組んでまいりました。

現在の大江町過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年9月に策定し、令和7年度末で計画期間が満了になることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年間の計画を定めるものであります。

本計画を定めることにより、各種事業に対し過疎対策事業債の充当が可能となり、より地域の実情に即した過疎対策を講じることができるものであります。

続きまして、議第25号から議第31号までは、令和7年度の各会計の補正予算に関する議案であります。

議第25号 一般会計補正予算（第7号）につきましては、国の経済対策に伴う避難所生活環境改善のための地域防災緊急整備事業費や農業用ため池の防災減災事業費などを計上したほか、ふるさとまちづくり寄附金の増に伴う寄附謝礼等の追加や、年度末に当たり各事業費の執行状況等を精査した上で、不用額の減額などを行ったものであります。

歳入予算につきましては、町税や地方交付税を追加するほか、歳出の特定財源である国・県支出金や町債につきましても、本年度の収入見込額を基に精査しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,390万円を追加し、補正後の予算総額を66億6,970万円とするものであります。

6ページの第2表、繰越明許費補正は、道路改良事業をはじめ、年度内の完了が困難な11の事業につきまして、翌年度へ繰り越すとともに、昨年12月定例会においてご可決いただいた治水対策等事業に係る繰越明許費につきましては、事業進捗の精査等により変更をするものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、過疎債ソフト分の対象事業の精査に基づき、新たに予防接種事業などを追加したほか、道路整備事業などそれぞれの事業の執行状況などに基づき、限度額を変更しております。

議第26号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、保険税や県補助金、事業費の精査等により補正するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,882万4,000円を減額し、補正後の予算総額を8億4,669万3,000円とするものであります。

議第27号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、今後の見込みにより保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金などを減額するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ195万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,027万1,000円

とするものであります。

議第28号 介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これまでの給付実績に基づき保険給付費等を減額するものであります。この結果、既定の歳入歳出の予算総額から、それぞれ67万4,000円を減額し、補正後の予算総額を9億5,708万7,000円とするものであります。

議第29号 宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、住宅団地整備に係る用地費や測量設計等委託料の減額のほか、分譲収入の増などを計上するものであり、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ795万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,764万2,000円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、藤田地区住宅団地に係る用地取得費や支障電柱移設について調整をした結果、年度内での完了が困難になったことにより868万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

議第30号 公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入につきましては、決算見込みを踏まえた精査などにより既定の予算総額から234万2,000円を追加して、補正後の予算総額を3億7,210万円とし、収益的支出については、既定の予算総額に181万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億344万8,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、建設改良費の精査に伴い、既定の予算総額から30万円を減額し、8,514万8,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良費の精査により、既定の予算総額から37万7,000円を減額し、2億2,897万3,000円とするものであります。

議第31号 水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出につきまして、決算見込みを踏まえた精査により、既定の予算総額からそれぞれ410万円を減額し、補正後の予算総額を2億5,490万円とするものであります。

資本的収入につきましては、建設改良費の追加に伴い、既定の予算総額に2,642万7,000円を追加し、補正後の予算総額を7,440万3,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良費の追加により、既定の予算総額に2,600万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,996万9,000円とするものであります。

続きまして、議第32号から議第38号までは、各会計の新年度当初予算に関する議案であります。

議第32号 令和8年度大江町一般会計予算は62億5,000万円で、前年比3億200万円、5.1%増の予算となり、令和5年度以来3年ぶりの増額編成となりました。

歳入面では、持ち直しの動きはあるものの依然として不透明な景気の動向も踏まえ、町税を微減で見込んだ一方、国の地方財政計画に基づき配当割交付金や地方消費税交付金などについて増額としております。

また、地方交付税につきましては、単位費用などを精査し、前年比4.5%増の26億4,500万円を見込んだほか、町債につきましては、過疎債や緊急自然災害防止対策事業債を主とした後年度の元利償還金に対する地方交付税措置の有利な起債の充当を計画することで、前年比35.4%増の7億6,830万円を計上いたしました。

歳出面では、令和6年度に着手いたしました百目木地区の堤防整備に関連した内水被害対策のための前田川分水路の整備事業について、今年度より本格的な工事に入ることとなり、国・県と連携しながら地域住民の方々が安心して住み続けられる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

喫緊の課題であります人口減少対策といたしましては、移住定住施策として、空き家住宅を活用した移住定住の促進に向け、活発化している中古住宅取引需要への対応を図りながら、移住者の確保につなげるため補助金を増額して支援を強化してまいります。

子育て支援といたしましては、子どもを産み、育てやすい環境をより一層充実していくため、子どもの医療費や給食費の無償化など、本町の充実した子育て支援策を継続して実施していくとともに、出産後から就学期まで切れ目のない乳幼児の健康状態把握のため、新たに5歳児健診を開始するための環境整備を行うほか、子育て世帯や妊産婦等への訪問事業を行いながら、子育て世帯に対する支援のさらなる充実を図ってまいります。

町民の心のよりどころでもあるJR左沢線の活性化に向けた取組としては、4月のやまがたあてらざわ104フェスに加え、今年秋には東北版始発駅サミットと題し、東北管内の始発駅を有する市や町を招き有益なローカル線活性化対策などを共有し、さらなる利用促進につなげていくことを目的とした新しいイベントを開催することで、左沢線と左沢駅前のにぎわいを創出してまいります。

また、今年の秋から冬にかけて出沒が多発いたしました熊への対応策を強化すべく、緊急猟銃の係る備品整備を進めるほか、電気柵設置や不要果樹の伐採などの補助を含めた野生鳥獣出沒対策事業を実施するなど、国や県とも十分に連携を図り農作物の被害軽減、そして住民の安心・安全な暮らしを守るための対策を講じてまいります。

さらに、観光施設として、年間30万人が町内外から利用のある健康温泉館の老朽化対策として、ボイラー改修事業に取り組むほか、土木費関係では、除雪機1台の更新、道路照明灯

のLED化等を実施し、百目木地区「かわまちづくり計画」も、引き続き策定に向け取り組んでまいります。

災害対策として、町内全域において防災行政無線の更新を、2年をかけて取り組み、改善を図ってまいります。

教育部門においては、義務教育学校施設整備基本構想・基本計画の策定に引き続き取り組むほか、子どもから大人までの生涯学習、教育環境の整備に努め、施設整備として近年の猛暑に対応すべく体育センターの空調設備設置に向けて取り組んでまいります。

第2表、債務負担行為は、4つの事業について、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、集落活性化支援事業など24件の起債につきまして、限度額などを定めているものであります。

議第33号 国民健康保険特別会計は、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などを計上したもので、前年度対比0.7%減の8億5,100万円とするものであります。

議第34号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、広域連合への納付金などを計上したもので、前年度対比22.8%増の1億6,000万円とするものであります。

議第35号 介護保険特別会計予算は、昨年度策定いたしました令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期大江町介護保険事業計画を基に、前年度の実績見込みを勘案し、保険給付費などを計上した結果、全体として前年度対比0.3%増の9億7,010万円とするものであります。

議第36号 宅地造成事業特別会計は、藤田地区住宅団地造成に係る測量設計等委託料や工事費、分譲促進に向けたPR等に係る広告料などとして1億9,220万円を計上するものであります。

議第37号 下水道事業会計は、収益的収入は3億4,906万4,000円を見込み、収益的支出については事業運営経費など3億686万4,000円を計上するものであります。

資本的収入については、2億8,033万6,000円とし、資本的支出は、堤防整備事業に伴う下水道管渠積算業務費や管渠布設替え工事費など4億1,009万2,000円を計上するものであります。

議第38号 水道事業会計予算は、収益的収入及び支出は、施設の維持管理経費や料金徴収等に係る経費を計上し、それぞれ2億5,320万円であります。

資本的収入については、1億7,930万円とし、資本的支出は、鹿子沢地区配水管布設替え工事及び藤田住宅団地整備事業負担金などを計上し、2億6,110万円とするものであります。

以上、34議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については後に担当課長より説明を行いますので、審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、議第5号から議第38号まで、計34件の提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日予定された議事日程は全て終了しました。

明日、午前10時に本会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

令和8年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和8年3月4日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

3番 大沼清人

- 旧小学校にデータセンターを
- 技術職職員の採用は

7番 安食幸治

- 夏まつり大会に備えた堤防工事を
- J R左沢線利用促進は

10番 土田勵一

- 町のPR看板について

9番 伊藤慎一郎

- 社会資本の充実を

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 皆さん、改めましておはようございます。

寒い中、たくさんの方が傍聴においでいただきまして、本当にありがとうございます。

では、私、冒頭ですが、一般質問2つの題について質問させていただきます。

1つは、旧小学校にデータセンターをとということが1つ。2つ目は技術職職員の採用はということで2つ。この2点につきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年秋、我々議会総務文教委員は旧七軒東小学校並びに旧本郷西小学校を視察いたしました。既に廃校になって相当の年月がたっており、両校ともほとんど利活用がされていない状況が続いております。今後の利活用のめどは立っておらず、解体するにも巨額の撤去費用が必要となっております。このままでは日々劣化する休眠資産として、負の遺産を後世に残すこととなります。

そこで、利活用について、私は次の提案を行いたいと考えております。

趣旨、民間のデータセンター（略称してDC）、これについての誘致。

なぜならば、現在、世界的に生成AIの利用が加速度的に進んでおり、日本でもデータセンターの建設が各所で相次いでおります。

では、なぜ我々大江町がデータセンター誘致についての優位点があるのかについて、3つございます。

1つは、両校の施設の災害対応力、これが非常に優れている。具体的に申しますと、立地条件、建物の堅牢性、これもあり災害対応力が高いと思われます。

2点目、寒冷な気温により冷却電力が、節約が可能となる。なぜならば、雪と冬季の低気温によりデータセンターの消費電力、これが大幅にセーブできる。

第3番目、河川の利用も可能。これは月布川の水flowも利用可能であり、通年の冷却資源として活用できるということです。

では、このデータセンター誘致、これが我々大江町にとってどんなメリットがあるのか。これも3つございます。

1つは、遊休施設の民間への売却により、解体費用、この負担を我が町は免れることができる。

2つ目、誘致企業の法人税、固定資産税を新たな財源として計上することができる。

3番目、地域の雇用や活性化に資することができる。

ただ、クリアすべき点もございます。

1つは、光ファイバーの増設が必要となります。現在、大江町にほとんど光ファイバー網

が設置されておりますが、これにプラスして左沢から現地、十八才あるいは貫見まで線芯の工事費用、増設工事、これが必要となります。

次に、関連企業との支援の交渉。これは、データセンターは非常に大量の電力需要がございます。この消費のために電力会社、また情報通信のためにNTTの支援、これら2社との協議が必須になってまいります。

3番目として、県を巻き込んで環境整備の財政支援が、これが必要になってきます。

既にデータセンターの廃校利用の事例もございます。ある企業は、2015年に廃校となった九州佐賀県の旧有徳小学校を改装して、既にデータセンター事業を推進しております。

以上の点から、我々大江町にとってこのデータセンターを、旧小学校を改装して誘致することは、多大な貢献、大江町にとっての貢献となると考えておりまして、この提案をさせていただきます。

では、壇上からはこれにて失礼いたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

今日から一般質問というふうなことで、まず1人目の質問として、大沼議員のご質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

いわゆる遊休施設と言われるものの利活用に関するご質問は、これまで数年、多くの方からご質問をいただいておりますが、特に、このたびの質問にある旧七軒東小学校と旧本郷西小学校は大規模な建物で老朽化が進んでおり、現状のままでは利活用は不可能であると考えているところであります。

ちなみに、介護保険制度がスタートしたときには、非公式ではありましたが介護福祉施設として利用できないかどうか、このような打診があったと記憶をしております。当時はまだ新しい建物であったにもかかわらず実現に至らなかったのは、様々なことがあったと思いますが、立地面でのハンデというふうなものが多分に影響したのではないかと考えております。

大沼議員からは誘致に当たっての優位点、大江町のメリット、そしてクリアすべき課題について様々と示していただきましたが、いずれも私としては、的確で理にかなったご指摘であり、検討する際の参考に十分にさせていただきたいと思っております。

町としても、解体撤去というマイナス要素しかない事業に多額の予算をつぎ込むことは、できれば避けたい考えであります。ご提案いただいたデータセンターのような施設として活

用できれば、地域活性化にもつながります。雇用の創出や移住・定住の促進、そして若者の人口流出にも歯止めがかかり、現在抱えている町の行政課題の多くがよい方向に進んでいくのではないかと想像しているところであります。

ただ、このような遊休施設は、全国に数え切れないほど存在しているのではないのでしょうか。文部科学省の資料によると、平成16年度から令和5年度までの20年間で廃校となった公立の小中高校などは、全国で8,850校に及ぶとの驚くべき数値が示されています。廃校利用というようなことを考えた際、このような状況下において、本町の2校が現状のままで選ばれる施設であるかどうかは、かなり懐疑的な見方をせざるを得ないと思っています。

極端な例えをすると、現状のまま無償譲渡をして固定資産税を免除したとしても、解体撤去費用が必要がなくなること、そして利活用ができるというふうなことであれば、町にとってのメリットは非常に大きいわけではありますが、そのように考える自治体は、私どものほかにも多いのではないかと推察をしております。

やはり選ばれる施設となるためには、それなりの理由が必要であると考えられます。先ほど議員のほうから質問の中でありましたが、実際に成功事例ということで佐賀県の玄海町の廃校舎、旧有徳小学校という話がありましたが、いろいろ調べてみますと、近くに原子力発電所がある関係で、電気料をかなり低く抑えられるという優位性があつたようであります。

また、施設が新しく、すぐ使用できる状態か、もしくは改修工事の費用をどれだけ抑えられるかなども、特に重視をされることになると思います。

そのような中であって現状を申し上げれば、旧七軒東小学校は平成元年11月建築で、給水設備の劣化により漏水がある状況となっています。また、旧本郷西小学校は昭和58年12月の建築で、高架水槽の故障により校舎の水道とトイレが現在使用できない状況などとなっています。

また、いずれの小学校も空調設備はなく、電気も高電圧化の工事が必要であるなどクリアすべき課題は数多く出てくるのではないかと感じています。

そのほかにも、議員のほうからありました光ファイバーの問題もあり、これらを解消するためには調査設計を行った上でかなりの予算が必要になることは想像に難くありません。

当然ながら、町の単独事業で実施することは不可能であると思いますし、国・県の補助事業と起債などを活用することになりますが、今後の投資的事業費の平準化を図り財源のめどが立つとすれば、誘致を検討していく価値は、冒頭に述べたとおり十分あるように思います。引き続き情報収集をしながら、関係機関の調査をしながら、進めていければなというふうに

感じております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

やはり、私はどうしても民間の立場で、特に営業職というポジティブな職責に就いておりまして、町長はどうしても首長ということがあって、執行責任、これが先に立つと思います。当然ながら。ただ、何事もスタートしないと何も始まらない。できない訳、やらない訳をずっと最初にすると、一步出られない。もちろん、今、町長がおっしゃったように、空調設備どうするんだ、水道どうするんだと、光ファイバー要るよねと。それであんな古いところに本当に来るのという、そういう非常にネガティブな、最初から。でも、それでは何も進まないと思うんですよ。

じゃ、私が経営者だったらどう思うか。データセンターの経営者。ただであれだけの堅牢な施設がほとんど災害のないところにあって、冬はクーラーが要らない。電力消費が非常にセーブできる。大体普通、電力というのは空冷に大体半分使っています、冷やすために。七軒、本郷だったら、何ぼでも寒い。雪もたくさんあると。だったら氷室でも造って、雪ためておいたらどうなるかとか、川も近くにあると。それも、ほとんど無料で施設が手に入ると。これは大きいインセンティブになります。

例えば、東北電力のホームページご覧になっていただければ分かりますけれども、NTTと、あと日本政策投資銀行と一緒に、何とか東北でデータセンターを誘致できないのかというコンソーシアムをつくっています。これは、我々がやらなくてどこがやるんだと。いっぱいあるから選ばれないじゃなくて、我々が最初に手を上げるべきじゃないですか。

町長、大変、ちょっと脱線してしょうがないんですけども、申し訳ないんですけども。町長は町民新年会、町民ふれあい会館で1月に、あのときに、今年は開くという文字を示されたと思います。これはスタートしたいという意味だと僕は受け取ったんですけども、やはり何かすることに当たって、もちろんリスクはどの程度かというのは勘案しますが、一步前へ進まないとなんにもできない、新しいことは。町民はそれを求めているんじゃないんですか。

もちろん、最初に多額の費用を計上するかとか、それは違います。まずは、企業に当たる。アプローチする。反応を見る。企業と我々との費用の案分どうするか。あるいはNTT、東北電力にどういうサポートしてもらうか。それからじゃないですか。

だから、あれですよ。反対に言えば、水なりなんなり、どうせ川変えなくちゃならないんですから。それはかえって、今、既存があるかないかは、そんな大した問題ではない。それよりも、川からどうやって水引っ張ってくるのかねとか、氷室建設手段は要るのかねとか、そういうことですよ。

ですので、私としては、まずトップがそういう腹を決めているかどうか。そうでないと誰も動かないと思いますけれども、町長のご意見をお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 何か、私の答弁が非常に後ろ向きなのではないかというふうにも聞こえたんですけども、決して私はそんなことは申し上げておりません。ただ、このような問題があるし、解決しなければならないこともいっぱいありますよというふうなことを申し上げたかったんです。

このことに関して、全く可能性を否定しながら取り組まない、そういうふうに申し上げているものではありません。冒頭に申し上げました。まちづくりにとって、いろんな視点からこのことがかなえば、非常に町にとってよい方向に動き出すのではないかと。そういう期待を持っているという話であります。

あとは、やはり今回、質問いただいたばかりでありますので、もっともっと掘り下げながら課題を整理して、じゃ、どういうふうな方法でやれば、どういうふうになっていくのかというふうなことをきちっと積み上げていかなければ、夢を開いていくというふうなことだけでは、事は進まないのではないかとというふうなことを理解いただきたいと思います。

大沼議員から質問いただいたことは、冒頭申し上げたとおりすばらしい提案だというふうなことでございます。そういった中で、我々行政を進めていくというふうなことになれば、慎重に慎重を重ねながらもやっていくべきものがたくさんあるというふうなことを申し上げたかった。そういったことでございますので、後ろ向きではなく、前向きにやっていきたいというふうな意思でございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、安心いたしました。前向きに取り組んでいただけるという言葉をいただきました。

これは仮定の話でなんですけど、その場合は、もちろん現状だけで結構なんですけれども、もちろん私の提案から日が浅いということもありますけれども、もし本当に、じゃ、ちょっとやってみようかなと、パイロットでもいいから少し手がけてみようかなといった場合は、

どんなアクションプランないしをご検討されている、今現在思いつく関係で全然構いません。

町長、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、データセンターというふうなことでやり取りをさせてもらっているんですが、1つの大きな課題として、やっぱり廃校舎の利用というふうなことがあると思います。その部分について、これまでもいろいろと協議をしてきた経過はございますけれども、なかなか利活用していただける方が、手を挙げていただけなかった。もしくは、それが実現できなかったという状態がずっと長く続いているというふうなところなんです。

要は、やってもらえる方、パートナーとなってもらえる方とどうやったらうまくマッチングができていくのかというふうなことが大きな課題、ネックであるというふうに思います。

その部分については、町を挙げて様々なネットワークの中で、町民の方の情報も含めて、様々なやっていく必要があるんだというふうに思いますが、そのこのところの見通しが少しでも立ってくるようなことは、そこはしっかりとつかんでいきたいというふうなところであります。

それから、整備に向けて進んでいくというふうなことになってくれば、いろいろ想定した中で、じゃ、町の役割は、町がどの程度までどんなことをやらなければならないというふうなことを想定し、手持ちの資料として持ちながらいろんなところに協議なり相談をしていくというふうなことになるかと思います。

先ほどありましたように、NTT東日本さん、それから東北電力さん、日本政策投資銀行さん、こちらのほうの協定なども結んでいるというふうなことが出ていますので、そのこのところは、その辺からの情報を得ながら進めていくことが、まずは一番の入り口なのかなというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今のお答えに関してなんですけれども、私もちょっといろいろ調べてみました。

各自治体が、おっしゃったように相当数の廃校が、不良資産で子どもや子孫に残していかざるを得なくなっていると。各自治体ももう、頭をひねってこんなこともやるのかというぐらいな、私も、例えば青森のハム工場なんか見学しましたがけれども、クルマエビとかビール、キャンプ場とか、もう様々なトライをしています。

私の申し上げたあれは、全部お膳立てをつくって、はい、どうですかというのではなくて、

こういう可能性があるじゃないんですかというアプローチ、まずはアプローチ。対象者をどうするんですか、どこが実質的にアプローチの中核になるセクションなんですかということ、ほとんど私、今、ちょっと分からなかったです。それがないと単に、ああ、それはいいですね、そのうち何とかなるんでしょうかねというふうにしか思えないんですよ。これは私の感受性が低いかもしれません。

ですので、少なくとも、例えば今の学校を教育財ではなくて普通財、町の普通の財産としてくら替えして、これを何とかするセクションをどこかに委託するとか、そういう行動はいかがなんでしょうかね。最初、そこだと思うんですよ。そこが集中的に、じゃ、例えばプロジェクトチームか何かつくって、どこに対してどういうふうなアプローチしたらいいのかねみたいな、そういう具体的なプロセスいかないと、ああ、それはよかったですね、でもねというだけで終わるような気がしてしょうがないんです。

そこに対しては町長、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ここでいろいろとお話しさせてもらっていること、もしくは私がいろんなところで、座談会なりでお話しさせていただき、ご意見をいただくこと、私は全てが実現できるものだというふうには思えません。

そんな中で、今日お話をしているデータセンターのこと、それから校舎の利活用のこと、こういった部分について今いただいたものをまないたに上げながら、様々議論、検討しなければ、もう一つ一歩先に進むというふうなことは、なかなか行政としては難しいのではないかというふうに思います。

そんな中で、やれることをしっかりとやっていきながら、そこに近づけていくというふうなことが行政として今、やるべきことなのかなというふうに思いながらお話を聞かせていただきました。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） では、最後の質問、この件に関してなんですけれども。

もちろん、検討する、準備をする、ヒアリングをするという非常に普通な当たり前のことなんですけれども、その力の入れようというんですかね、覚悟。これは、大変恐縮なんですけれども、あまり感じないんです。

だって、これ、このままにしていたら3億円ぐらい解体費用かかります。これを、何とかやっぱり今の我々の世代のうちに解決しておく、そういう気構えというんですか、もちろん、

それはおありだと思うんです。僕の受け止め方が低いかもしれませんが、そこは町長に、ぜひこれを推進していただきたい。

これについては、別に答弁は要りませんので、もし何かおっしゃりたいのであれば、どうぞ。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町長の覚悟というお話がありました。

もちろん、ここで答弁させていただいていることは、覚悟を持ってお答えさせていただいております。ただ、議員が質問の中で言われている、このデータセンターの誘致というふうなものについては、当然私一人の、大江町だけのことでできるものではありません。

そういう意味では、大沼議員が今回こういうデータセンターというご質問をされているというふうなことでは、大沼議員そのものも覚悟を持って、ここでご質問されているものではないかというふうに感じています。

私は執行部です。なので、そこを先頭を切ってやっていくというふうなことになるわけですが、先ほど申し上げましたように、1点に絞って突っ込んでいくだけでは、実現することは、私はできないというふうに思います。周りの環境整備なり、調査をしっかりと上でやっていかなければ、予算の無駄遣いにつながってしまうかもしれないというリスクがあるということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

この進め方については、また様々な点で検討をしながら進めてまいりますので、ご理解をくださるようお願いをいたします。

○議長（宇津江雅人君） じゃ、次の質問にってください。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

では、2番目の質問に移らせていただきます。技術職職員の採用はということで、質問させていただきます。

本町の中長期的な課題として、約半世紀前に建設した社会インフラの維持、管理への対応が非常に大きいと勘案いたしております。特に、老朽化が著しい上水道配管、耐震化工事が求められる基幹管路、橋梁や町道の維持管理と、今後の新規施設建設なども含め、今後予算の大半を占めると思われます。

現状は、役場内で上記の技術的な専門家が育っておらず、計画策定などはほとんど外部のコンサルタントに頼っていると感じております。また、現在の建設水道業務の役務発注形態は仕様発注が専らで、民間の発想を引き出す性能発注に至っていないと推察しております。

上記職の職員は、人事異動もあり、技術的知見を積み上げるのは困難ではないかと思っております。そこで、技術職の採用並びに育成が必要と思われます。今後、インフラの整備において一般職だけでは不十分と思われますが、町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2つ目の技術職職員の採用について、これについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご指摘のありましたとおり、大江町においても社会インフラの老朽化対策は喫緊の課題であると認識をしております。特に、上水道配管の老朽化、基幹経路の耐震化、町道や橋梁の維持管理など、今後、投資的事業の大半を占めることが予想される事業が山積しているというふうに感じています。

これからの行政課題に適切に対応していくためには、技術的な専門知識を持つ職員の確保が重要であるという議員のご指摘は、まさにそのとおりであります。大江町において、技術職員が不足しているというふうに私自身も感じているところであります。

現在、技術職として職務に当たっている職員であります。30代が2名、40代が1名の3名になりますが、うち1人については、採用後において技師として任用替えをしてきた職員になります。

私の記憶では、令和3年度に1名の技師の採用をするまで、長い間技術職の採用ができていなかったと思っております。その間において、技術職員の募集をした年もありましたが、応募者数が極めて少なく、合格基準に達しなかったのが実態でありました。

この背景には、民間企業において人材確保のため給料を引き上げる動きなどがあり、その影響で公務員の応募者数が減少していることなどが挙げられます。行政職も含めて、この傾向は特に小規模自治体で顕著であり、実際に本町の職員採用試験の応募者数は、ここ数年で2分の1程度までに減少しております。また、土木系技術者を目指す人が少なくなっている社会的な背景も大きく影響しているのではないかと思います。

なお、計画策定や設計業務などにおいて、外部コンサルタントを活用していることもご指摘のとおりであります。これは限られた人員の中で専門的な技術を要する業務に対応するための現実的な手段として、今は選択しているものであります。

技術職員の確保につきましては、退職された建設業の技術者など、専門的な知識を持つ方を会計年度任用職員として雇用することも考えられ、中長期的な視点に立てば、技術職員の

確保は町のインフラ整備の適切な維持管理のためにも不可欠なものであります。

当面は、限られた財源の中で、外部専門家と会計年度任用職員などの活用、複数の手段を組み合わせて、技術的知見を確保する体制を構築していきたいと考えております。

また、併せて内部職員を技術職員として育成していくということも選択肢の一つであります。

今後とも、インフラの適切な維持管理と財政の健全性の両立を図りながら、町民の皆様の安全・安心な生活を守るため取組を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

いろいろ調べてみましても、全国的に地方自治体の技術職、これは非常に採用が乏しいというんですか、おっしゃられたように、やはり官民格差、あと業務に関する、何というんですかね、どちらかという、どうしても有能な人材は私企業に行ってしまうということがあられると思います。

ただ、これはそのまま見過ごしておきますと、もちろん今のインフラに対する建設ですとか維持管理もそうなんですけれども、私が一番心配するのは災害時、これの復旧に非常に支障が出てくる、この技術職がいらないということが。これは、能登半島でもどこでも同じです。ですので、現状、維持管理もそうなんですけれども、災害に対するいわゆる復旧の度合い、これは技術職の方がきちんと技術的な知見から対応できるかどうか。これは、復旧に非常に大きな影響を与える。これがあります。

では、ほかの自治体は、じゃ、どうやっているのかとちょっと調べてみましたら、例えば合同採用、近隣の自治体で技術職だけの。あるいは設計、工事、検査の共同の処理、いわゆる町という単位を超えて、近隣で広域の連携をできないのかと。あるいは公共的なものは、例えば半日をこの自治体ですけれども、半日はこっちでやるという柔軟性を持たせるとかというのはまず一つだと思うんですけれども、その広域の連携について、町長のお考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 災害時の対応について不安があるというふうなお話がありましたが、大江町も令和2年、令和4年の大洪水でいろんな被害が出ました。それ以前にも豪雨災害というようなことで、月布川周辺でも大きな災害があり、多数の箇所が被災したということが

ありました。

先ほど申し上げましたように、技術職員に限られているというふうな中での対応としては、まず地元の土木業者の方からの多大なるご協力をいただいたというふうなこと、それから、西村山地区のコンサルタントと言われる方々の会社さんからも大きな協力をいただきながら、その対応に当たってきたというふうなことで、何とかその部分を乗り越えてきたということがありました。

今の体制が十分かといえば、十分ではないことは重々承知をしているという話は先ほど申し上げたとおりであります。災害時においては、災害の程度にもよるかというふうに思いますが、今、申し上げたような連携の中で協力をいただいているというふうなことで進めていくというのが、現実的な現時点での対応なのかなというふうに思います。

これは、西村山管内というふうなことではなくて、災害がどこでどのような状況で起きているかというふうなこともありますので、災害の起きていないような市町村からの、そういった企業さんからのご協力というふうなものを協定の中でいろいろと進めていっている部分もありますので、活用を図っていきたいというふうに思っています。

それから、広域的な採用をはじめ協力というふうなことでは、様々な、消防業務に代表されるような広域的な事務ということでやっているわけでありますけれども、ちょっと技術職の部分について、そういったことを意見交換したことがないというのが、私の頭の中にもそういった想定がないというのが正直なところであります。

現実の問題として、やはりそれぞれの市町村の状況もあるだろうし、寒河江、西村山でいえば、基幹となる寒河江市さんの状況などもあるというふうに思いますので、なかなかちょっと、その部分を一步踏み出していくというふうな認識には、どこの市町村もないのかなという現状だというふうに思います。

今のところは、先ほど申し上げたような体制で、様々な部分について対応をしていくというふうなのが、現実的な対応だというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

確かに、むやみやたらにこれ採用をする、ただ、採用条件は厳しく、それは財政的な面ももちろん勘案しなくてははいけませんし、その中で、一般職といわゆる技術職との折り合い、これを一体どうつけるのか。現実的にいえば、今いらっしゃる技術職に近い仕事をされている方、「に近い」という。技術職ではないですね。技術職ですか、今の2人とか1人とい

うのは。この方たちをどういう、もっとさらに有効に働いていただけるか。業務水準を、維持管理を次の代につなげていく。これが非常に、私は大事だと思うんですね。

というのは、今、日進月歩で、もちろん建設のみならず、機械、電気、農学にしても非常に日進月歩、早い技術。例えば水道管にしても、一々掘り返さないで中のシールドでカバーをすとかという、あとは例えば衛星、上から漏水のあれを管理すとか、非常に先端的な技術水準が求められると思うんですけれども、それに対してのサポートというのはどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げた人数等々については、技師です、技師。なので、専門職として働いていただいているのが3人、現在いるというふうなことです。

技術職の方々については、やはり今、平常時やっている仕事もしくは今回の堤防整備や災害対策に見られるように、一時的に業務がその年度どっと増えるというふうなことが、この規模の市町村ではよくあることであります。なので、標準的なところを見込みながら、その急な部分の対応ができるような仕掛けをどうつくっていくかというふうなことが課題だというふうに思います。

必要以上の人数を抱えるというのは、もちろん財政的にはできないわけですので、余裕のあるという形をなかなかつくれないという現実があります。大きい自治体というふうなことになるれば、いろんな業務の中でやっていくというふうなことが、組替えができるんでしょうけれども、私どものような自治体ではなかなかそういったところまでいかないというふうなことで、やっぱり一時的に業務が増える部分については、コンサルタントさん、それから県の技術センターという公的なところがありますが、こういったところからご協力を得ながら進めていくというふうなことがあるんじゃないかというふうに思います。

確かに、やっぱり災害のときなどは夜遅くまで技術職員を中心に残りながら、いち早い復旧に向けて努力しているというふうなことが、これまでの災害の中でありましたので、働きやすい職場というふうなことも確保しながら進めなければならないというふうなところは、時代に合った働き方だというふうに思います。

そして、次の時代につなげていくというふうなお話がありましたが、以前、もう退職して5年、10年近くなる方々の時代には、それなりの技術職員さんがいらっしゃいました。現在は、今3人というふうなことで、先ほどあえて年代なども、30代が2名、40代が1名というふうなことも申し上げました。当面の間は、この方たちが中心的に担っていくというふうな

体制にならざるを得ないというふうに思っておりますが、ただ、やっぱり後で思うのは、年代のばらつき、後継者をどうやって育成していくか。そういったことが、あのときこうやっていればよかったなというふうなことを私も随分と経験をしてきましたので、そのところは、時機を見ながら技術職の採用というふうなものは、これからも当然続けていかなければならないものだというふうに思います。

ただ、なかなかやっぱり、先ほど答弁の中で申し上げましたが、応募者数がないもしくは少ないというふうな状況がありますので、この状況についてはどこの自治体も同じだというふうなことで、よく担当者なり、首長が集まった中ではこの話題が出てきます。

そんな中で、やはり一般職からの中で技術職を育てていくというふうな方法も取られている自治体もあるようでありますし、様々な工夫をしながら、それぞれの自治体が行っているという現状であります。

それから、最先端の技術の部分のお話がありました。その部分については、なかなかこの規模の自治体ですと、例えば、ドローン1つ飛ばしながら測量やるというふうな手法が今、多くなっているんですけども、そういった業務が常にあるかといったら、そうでもないというふうなことがありますので、そこを効率的に回していくためには、やはり委託というふうな手法を使いながら効率的なものでやっていくというふうなこと、当然、人を確保し、機材を持ちながらやっていくという選択肢もあるんでしょうけれども、現段階においては、やっぱりコンサルタントさんのほうに委託をしながらやっていくという方法で、町はそれを監督していくというふうなことで進めていくのがいいのではないかなというふうなことで、今、そういう手法で進めております。やっぱり業務量の多かった、少なかったというふうなのが、その費用対効果も含めて、いろいろ議論しなければならないところがあるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 大分、理解できました。

もちろん、どこの市町村も本当に技術的な分野での知見、これをどう維持していく、どう継承していくのかというのは財政にもダイレクトに響く、組み合わせるものだと思っております。

ぜひ、今後とも、この技術職の方、有効活用、働いていただきまして、町政を前に進めていただきたいと思います。

以上、これで終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◇ 安 食 幸 治 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 最初に、この3月定例会において、一般質問をする機会を与えてくださった議長並びに議会運営委員会の皆様に感謝申し上げます。

昨日3月3日、桃の節句でひな祭りでしたけれども、夜に皆既月食があり、私は楽しみにしていたんですけれども、あいにくの天気で見られずとても残念でした。

この世の中では、アメリカとイランの紛争が始まってしまい、ますます物価上昇に歯止めがかからなくなるのではないかと心配していたところ、昨日、議会からうちに帰ったら、うれしいことに私におおえぐらし重点支援商品券が届きまして、皆様も、郵便屋さんが届けに来るんですけれども、サインか判こがないと受け取りできませんのでご注意ください。

そして、もう一つうれしいことは、2月14日、岩手県北上市で行われたアンサンブルコンテストにおいて打楽器三重奏の中学校の部で、我が大江中学校の吹奏楽部の3人が見事金賞を受賞して、先日、町長を訪れて報告したということがとてもうれしいニュースです。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

題は、夏まつり大会に備えた堤防工事をです。

夏まつり花火大会、百目木地区堤防工事につきましては、さきの12月定例会をはじめ、こ

れまで定例会で多くの議員が町執行部に対して一般質問を行い、意見、要望等を行ってきました。町長は、その質問に対して親切丁寧に答弁をされたことに感謝申し上げます。

365日分の1日の水郷大江夏まつり大会で使用する川端、百目木地区ですが、水郷大江夏まつり大会の決算書に記載されている内容は、大会会場設備に係る費用が観覧席等に係る項目で229万7,371円の決算報告がなされております。

夏まつり花火大会は町の年間行事の中で最大のものです。今後、かわまちづくり協議会と町を中心に、重要文化的景観を損なわない堤防造りを進めていくわけですが、そこでの提案であります。

まず、観覧席に係る費用を少しでも抑えるために、堤防工事時にコンクリートとなるのでしたら、升席の枠みたいなものを堤防の上に相撲の升席のようにギリをつけて設置するか、それとも階段のように川側のほうに段差をつけていけば、夏まつり花火大会の費用を少しでも抑えて、その分。

もう一点、堤防工事時に設置になるであろう街路灯を活用して、電気仮設工事費を抑えることです。外観は重要文化的景観に合うようにデザインして、春に桜、夏に花火と灯籠流しなどに利用すれば、毎年かかる費用を花火代にすることができるのではないのでしょうか。花火大会の工事を請け負って多大なる寄附を頂いている町内業者の皆様には大変申し訳ございませんが、山形県で一番古い大江の花火大会がいつまでも続くことを願うての提案です。

町長の考えをお聞きします。

壇上での質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、安食議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、国による百目木地区堤防整備事業に伴い、移転対象となった家屋の移転、解体作業が順調に進み、堤防整備に伴う関連工事も始まってきました。改めて、移転にご協力いただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げたいと思います。

安食議員のご質問の答弁に先立ち、百目木地区かわまちづくり計画の進捗の状況について、少しご報告させていただきます。

昨年7月の議会全員協議会懇談会以降も、かわまちづくり協議会や検討会、住民説明会を重ね、計画内容を磨いてまいりました。その結果、昨年12月開催のかわまちづくり協議会に

て、令和8年夏の国登録を目指す最終計画案をご承認いただいております。

本計画のキャッチコピーは、「最上川の水辺に誇りと賑わいを生み、大江町の歴史文化と記憶を未来へつなぐ」としております。基本方針と4つの目標を掲げております。その1つに、花火大会を核とした水辺のにぎわい創出と地域交流の促進というものがあります。県内最古の灯籠流し花火大会を安全に観覧できる空間づくりに力を入れることにしております。

年間365日あるうちのたった一日ではありますが、本町を代表する歴史的な花火大会を非常に重視したかわまちづくり計画としていきたいと考えております。

それでは、先ほどいただいたご質問にお答えをしていますが、大江町の花火大会は寄附や町の負担金を主な財源としていますが、近年の物価高騰や人件費の上昇、安全対策などの強化により経費が増加し、打ち上げ数にも影響が出ております。ご指摘のとおり、経費を抑えつつ花火の規模を維持することは重要な課題であると認識をしております。

1つ目の質問にありました堤防工事に併せて観覧席としての升席枠を設けてはどうかという件ではありますが、本エリアは国の管理する河川敷となります。増水時の流れを妨げる構造物等は原則、設置できないことになっております。そのため、かわまちづくり計画では、重要文化的景観にも配慮しながら、平たんな空間を確保しつつ、観覧席として活用することを想定した計画としております。

具体的なゾーニングや運用方法については、花火大会実行委員会で検討することになるとと思いますが、かわまちづくり整備の詳細設計については、実行委員会のご意見等を十分に反映させながら検討してまいりたいと考えております。

2つ目の、街路灯を活用して電気仮設工事費を抑える、この件につきましては、協議会や検討会、住民説明会においてもかわまちづくりのエリア、夜間照明や電気設備の必要性が指摘されております。

町といたしましても、花火大会をはじめ、この河川空間における各種イベントでの活用を想定しておりますので、街路灯設置の可能性、そして実施について、河川管理者と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えています。

ご提案のありました件については、花火大会を大切に思うお気持ちからのものと存じます。町といたしましても、河川敷という制約を踏まえつつも、河川管理者である国と十分に協議を重ね、花火大会費用の負担軽減、そして楽しめる場所、こういったことが図られるかわまちづくりを進めてまいります。今後とも、百目木地区がかわまちづくり及び花火大会に対しご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 町長、どうもありがとうございました。とても前向きなご答弁、ありがとうございます。

そして、かわまちづくりの実行委員会の方と、あと夏まつり大会の実行委員会の方に対しても、すごく私の意見と大体似たようなことで話が進んでいるということで、大変うれしく思っております。

電飾のほうの関係、街路灯の関係なんですけれども、やっぱり重要文化的景観をということに留意して、例えば日本一公園から夜景を見たときにとても幻想的になるように、暖色的なオレンジ色っぽいやつでももらえば、昔はここに船着場があって、町がにぎわって町の表玄関だったんだよみたいな感じでなると思います。それで、この街路灯も昔の、こう、何というのかな、レトロな感じにしてもらえれば、日中も映えていいと思います。

そして、プラス、イベント開催時にコンセントを、その街路灯からパカンとカバーを外せばできるようにすれば、なおさら。イベント広場もあると思うんですけれども、例えば花火大会時に、ここから電源を取って設置することもできると思います。そのほうがやっぱり実用的ですし、発電機とかで電気を起こしたら、せっかくの例えばイベント時に声、アナウンサーというか、何をやっているか分からなくなってしまう、騒音になってしまうので、そういうことも考えれば一石二鳥、一石三鳥になると思います。

それで、町長が先ほど言ったんですけれども、川に転落するおそれがあるとしたら、取り外し式のボラード、支柱みたいなものをポンポンポンと立てて、イベント時だけにそれを挿す。そして、トラロープみたいなので川に入っていけないようにするという考えもあります。なので、やっぱり今からかわまちづくり協議会のほうでいろいろと発想が出て、夢のような堤防になることを期待しております。

まだ政策段階というか、計画段階なのであれですけれども、堤防というのは、さっき、だから町長が言ったように、私が提案したのがこういうふうにするか、段差にするか、台形型にするかというやつだと思うんですけれども、台形型にしたらそこにギリをつけてするというやり方もありますし、どっちにしても堤防の上まで行くんだったら、どっちも階段式にしないといけないと思いますけれども、それでもやっぱり国の河川事務所に対して、そういうことも町から発信できないのかお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） お話のありました点灯、夜の景観、それから昼間の景観というふうな

ものを十分に配慮した中で照明等は考えていかなければならないというのは、私どもも考え方としては同じでございます。

やはり、あそこの部分については、日本一公園の楯山からの眺めというふうなもの、一つ大きなポイントではないかというふうに思っておりますので、その場所の部分だけではなくて、そういう日本一公園からの風景などもやっぱり大きな整備のポイントだというふうに考えております。もちろん重要文化的景観という指定を受けている中でありますので、近代的なものというよりは、大正ロマンで銀山などが大変人気を博しておりますけれども、議員が表現されたレトロな感じというふうなものも一つの選択肢ではないかなというふうに思っております。

それから、コンセントが必要というふうな部分では、照明のこともそうなんですけれども、夏まつり花火大会の大会本部が必ず河川敷に設置することになると思います。その際の電源等についても、簡単に取れるような仕掛けをこの整備の中で考えなければならぬという課題を共有しながら、今進めているところであります。

それから、階段式とか何かというふうなお話がありましたが、その辺のところ、堤防の一定の形は決まっております。全面を階段にするというふうなことは、それはできないというふうに思いますが、川に下りられる、そして川とつながれる、そんな通路としての役割、それから、できれば花火の観覧席などにも利用できるような段差があるような通路というふうなことも考えられるのかなというふうに思っています。

今、様々申し上げましたし、議員のほうからも様々な提案をいただいております。先ほど申し上げましたように、これから詳細設計というふうなもので、皆様からの様々な意見をこれまでも出していただいたことを生かしながら、そしてまた、具体的なものについても意見をいただきながら進めていく事業だというふうに思っておりますので、ぜひ様々なご意見、今後とも皆さんからいただけることを期待したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 町長、どうもありがとうございます。

私の言うことがなくなってしまうんですけれども、もう一つ提案ですけれども、本部席に受付で、例えば有料観覧席に申し込まれた方、あとはご寄附をされた方が受付に来ると思うんですけれども、そのときに、例えば、昔使っていたちょうちんみたいな、お盆の送り火じゃないんですけれども、そういうふうなものを手渡して観覧席までご案内して、そのちょう

ちんを取ってLEDライトをその観覧席に置くとか、今100円ショップでもキャンドルみたいなもので売っているんですけれども、そういうふうなので、花火に光が邪魔にならないような優しい光で、観覧席を利用した人をもてなしていったらどうかと思うんですけれども、そういうちょっとした気配りで、風情があると思うんですけれども、町長、その件に関して、どういうふうに思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） もてなしの仕方としてはいろんな方法があるかというふうに思います。今いただいたお話なども、あり得る話なのかなというふうに思います。

このかわまちづくりの話をしている際に、よくいただいた意見の中に、やはり最近百目木の河原のほうに来ていただいて、花火と灯籠流しを見ていただくというふうなことが少なくなってきたのではないかという意見をいただいています。

私も、原町の露店のにぎわいから川岸までつながるような流れで、できるだけ多くの方々が、河原の灯籠流しを見ながらの花火というふうなものを体験できるような形に人の流れをつくっていく、そういったものが必要なのではないかなというふうに思います。

これまでは、非常に河原の狭いところに人があまり多く流れ込むと、いろんな事故にもつながりかねないというふうなことで、あまり積極的に誘導するというふうなことはできなかったのではないかというふうに思いますが、このかわまちづくりで河川空間が広がれば、そういった問題も解決できるのではないかな。そして、人の流れをできるだけ河原のほうに引き込むような仕掛けづくりをしながらやっていく、そんな取組が必要なのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 町長、どうもありがとうございました。

それで、私たちも協力しますので、世界一美しい、そして利用する人も最上川とマッチした、あと文化的景観にマッチした堤防になることを期待しております。

それでは、2問目に移らせていただきます。JR左沢線利用促進という題です。

皆様も十分ご承知のとおり、大江町を含む近隣の町では少子・高齢化の急激な加速に伴い、JR左沢線を主に利用する高校生が減少し、左沢・寒河江駅間が赤字路線になっております。

大江町では、JR左沢線存続のために地域おこし協力隊を専門に配置して、JR左沢線の魅力と情報発信に力を入れており、また、100周年記念フェスから毎年同フェスを行ってお

ります。おおえの物産味覚まつりをはじめ、大江の秋まつりの開催など、ＪＲ左沢線の存続のために町を挙げてお力をいただいていることに心より感謝いたします。

ＪＲ左沢線沿線上には、歴史的に見ても貴重なものがあります。中山町の羽前長崎駅に行く途中、最上川に架かる鉄橋、そして、県内では珍しい２つのトンネル、これらのＪＲ左沢線の資産と言うべき残存のものを利用して、ＪＲ左沢線の利用拡大につなげてはというのが今回の提案でございます。

第一に、ＪＲ左沢線に乗ってもらうことが大前提ですので、夢のような話ですが、特に寒河江・左沢間の利用拡大のために、ＪＲ左沢線に乗らないと見られないものを作る、具体的には、本当に夢のような話なんですけれども、トンネルの中に電飾をしたり、蓄光塗料を塗り、例えば青函トンネルの県境付近にある、昔は電飾の鶴みtaitだったんですけれども、今はＬＥＤになっているようです。幸い、ＪＲ左沢線の運行時間は午後からすいておりますので、全国に参加者募集をかけ、町民、左沢高校生のＪＲＣの皆さん、大江中ボランティア夢憧布の皆さんに協力してもらい完成する。

もう一つは町長の近所なんですけれども、波切不動尊辺りに、裾野に、さきに述べたように皆様から協力してもらい、絵や電飾を飾るものです。

左沢線に乗らないと見られない、体験できないという行事をすることによって利用拡大につながると思います。ＪＲ左沢線の存続の夢を実現するための、以上提案です。

町長、考えをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、２問目の安食議員のご質問にお答えをしたいと思います。

安食議員のＪＲ左沢線に寄せる思い、強く強く感じて、ご質問をお聞きしていたところで

す。

ご指摘のとおり、少子化に伴う利用者の減少は、左沢線にとって重要な課題であります。町といたしましても、地域おこし協力隊の配置やＪＲ左沢線全線開通１００周年記念事業から続く各種イベントなどを通して、沿線自治体や住民の皆様と一丸となって利用促進に、現在努めているところであります。

ご提案いただいた走行中の列車からしか見ることができない付加価値を創出するというアイデアは、左沢線を単なる移動手段から、乗ること自体が目的となる体験の場へと昇華させる大事な視点であるのではないかとお聞きをしておりました。

ご提案の中にあつた青函トンネルの事例は、かつてトンネルを走行する列車の車窓から見

ることができた演出のことを指しているものだと推察をいたしますが、トンネルの壁面に少しずつポーズの異なる鶴などの鳥の絵を連続して描き、走行する列車の窓からこれを見ると走馬灯の原理で、鳥が空を飛んでいるように見えるというものです。

一方、左沢線のトンネルは、青函トンネルと比較して非常に距離が短く、十分な鑑賞体験ができるのかどうかというふうなものが思われます。

また、ＪＲ東日本左沢線総括センターとトンネルの利用について相談をいたしたことがありましたが、現在も列車が頻繁に行き来する現役のトンネルにおいては、従事者及び運行の安全確保を第一に考えなければならないとお話がありました。

もう一つの案として波切不動尊付近のことを挙げられておりますが、ここでは、私は装飾を実施したりすることではなくて、トンネルを抜けてから見える雄大な最上川と、歴史ある最上橋が織りなす景観を、ぜひ乗客の皆さんに堪能していただければいいのではないかと、それが一番の売りではないかと考えています。

そのため、装飾とは異なる手法で、体験を目的とした利用促進を図っていきたいと思っております。具体的には、令和８年４月１８日、１９日に開催を予定しております、やまがたあてらざわ１０４フェス、これにおいて、これまでのイベント以上に鉄道のコンテンツ、これにこだわりながら体験の場を実現していければと考えております。

まず、ＪＲ東日本の協力を得て、下り、左沢駅着１０時１分の列車車両を４両編成に増結をしていただき、トンネルから左沢駅の間に於いて列車の最徐行運転、これをしてほしいというふうなことを要望しているところであります。これにより、最上川の雄大な流れを車窓からゆっくりと堪能することが可能となり、まさに乗車した方だけが味わえる特別な体験ということで提供できると考えております。

また、本物の蒸気や音を体感できるミニＳＬ乗車体験や、プロ仕様のＪＲ東日本トレインシミュレーター体験、これを実施します。見るだけではなく、触れる、体験する機会を設けることで、子ども、マニアからシニア層まで、幅広い層の心に残る思い出を創出できるのではないかと考えております。

こうした既存のイベントをブラッシュアップしていくことは、限られた予算や人的負担の中で、最大限の効果を発揮できる現実的かつ有効な手段ではないかと考えています。

今後も、ＪＲ東日本や沿線自治体と緊密に連携し、左沢線の利用促進を図ってまいりますので、安食議員はじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君）　ありがとうございます。

私もフェスに毎年参加させてもらって、両手いっぱいにお土産を買っているわけなんですけれども、やっぱりにぎやかな行事が駅前であるということは、とてもすごく、大江町の顔ににぎわいがある、それはとても大切なことです。なので、まだずっとフェスが続きますようにお願いを申し上げます。

やっぱり私が言った提案はJR東日本に関わることで、線路そのものとか何かには口出しはできないと思いますけれども、先ほど町長が言ったように最徐行運転というのは、私も高校のときに山形に通って、行き帰りトンネルを抜けて、帰りが明るいときに帰ってくると思う、ああ、大江町に帰ってきたという気持ちになって、見事な景色だと思います。

それで、その景色をまず、私のときは橋が1本しかなかったんですけれども、今では橋が2本も架かって見られるという、倍、得したみたいな感じになるんですけれども、取りあえず、私の言いたいことが、また本当に町長がおっしゃってくれましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思いますけれども、まず、夢と希望を持って、町と町民に活力を出してもらうことに協力しますので、町も町長も頑張ってください。ご協力しますので、頑張ってください。以上です。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君）　これで安食幸治君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩　午前11時38分

再開　午後　1時00分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じて、議会を再開します。

◇　土　田　勳　一　君

○議長（宇津江雅人君）　一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

食後の後の眠いとき、どうもすみません。まず、頑張りますので、よろしくお願いします。

町のPR看板について提言し、町長に伺います。

新規就農者や地域おこし協力隊を目指し、お試し体験のために来町する方にとって、町の意気込みを感じさせる内容を示すことが必要であり、不可欠であります。

また、新規就農者を目指し、どこに定住するか迷っている方にとって、大きな励みになるのではないのでしょうか。

さらに、移住を考えている方にとって、これまでの考え方や思いを変えられるような内容のある看板が欲しいものです。

いつだったか私の一般質問の中で、スモモのブランド化と日本一スモモの町を目指すべきと提言しております。その中で、町長は日本一スモモの町を目指したいと答弁されておりまして、私の提言と合致しておりますので、提言いたします。

約1年前ぐらいになりますが、これまであったある町の看板の内容が、がらりと変わっております。また、これまであった看板と似通った内容の看板が、隣の町の近くに設置されております。道路から100メートル以上離れておりまして、目立ちません。これまでの町の考え方に変化があったのかもしれませんが、そんなことから、今回提言する要因の一つであり、提言するものであります。

例えば、国道458号の最上橋に近い大江町の玄関口付近に、橋脚を除き7メートルぐらいの高さと幅1メートルぐらいの、目に留まるようなインパクトがある日本一スモモの町を目指す大江町の看板を設置するのはいかがでしょうか。

以上、町のPR看板について提言し、町長に伺います。

壇上からは以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 土田議員の、町のPR看板についてのご質問にお答えをさせていただきます。

日本一スモモの町という新たな看板を立ててみてはどうか。場所は最上橋に近い大江町の玄関口にインパクトのある看板、こういったご提案であります。

これまでも議会の一般質問などにおいて、町のPR看板や歓迎という意味合いの看板設置

についてご質問をいただいております、今回も質問のありました設置場所などに関しては、寒河江方面から新最上橋を渡って右側、ここは車線の反対側になってしまうこと、そして、左側のお墓付近は土地の確保が難しいのではないかなというようなことを、答えとしてお話しをさせていただいた記憶がございます。

加えて、現在検討中のかわまちづくり計画においてどのような整備をしていくかも今後見えてくるものと思いますし、重要文化的景観との兼ね合いなども出てきますので、十分な検討が必要な場所であるのではないかと考えています。

看板の内容についてありましたが、新規就農者や地域おこし協力隊を目指し、お試し体験、これのために来町する方々に町の意気込みを伝えるものという提案がありますが、町の玄関口に設置するものであれば、町への歓迎の意を表す内容が適しているのではないかと、私自身思います。

看板というものは、町の外に向かってなのか、観光客に向かってなのか、現在住んでいる町民の方に向かってなのか、もしくは大江町という存在を知らせるためのものか、町のよさをPRして来訪してもらいたいのか、住んでいる町民を元気づけたいのかといったように、誰に向かって、何の目的で、何を伝えようとするためのものなのか。相手や用途、目的、これによって内容も様々考えられ、立てる場所によっても、その効果が大きく分かれるところでもあります。

昨年末に、町道舟唄碑元屋敷線沿いに、日本一公園の木製の看板の建て替えを行いました。これについては、皆さんもご覧になっているかというふうに思いますが、地元住民をはじめ、多くの町民の方からのお声に応える形で実施させていただいたものであります。町自慢の観光名所である日本一公園に、新しくなった観光看板が今後もたくさんの観光客を誘導してくれる、そして、それを見る町民にとっても自慢に思える、そんなものになってほしいと期待をしております。

また、天童から寒河江市に向かう県道23号線沿いにある「おおえぐらし」の看板の広告を目にしたことのある方もたくさんいらっしゃると思いますが、これは町外の人をターゲットに子育て世代に向けて、大江町への移住促進を目的に設置している看板であります。交通量が多い幹線道路沿いという人目につきやすい場所であることや、天童市内にある大型商業施設を利用されるファミリー層が通行する可能性が高い場所であるということなどから、看板を設置した事例の一つであります。

スモモを含め、おおえぐらし、観光情報、イベント情報、災害発生情報など、対外的に情

報発信をしていくことは、町としても非常に重要なものだと考えています。

看板を立てるとなれば、誰に対して、何を伝えようとするのか、どこに設置すればその効果が最大限に発揮されるのか、形状や大きさなど屋外広告物条例による規制に合致するのか、景観条例や重要文化的景観に適合するのかなど、確認しながら判断していく必要があるものと思っておりますので、ご理解を議員のほうからいただければ幸いだというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうも町長、ありがとうございます。

まず、百目木から見える日本一公園の看板の話出ましたので、ちょっとだけ。

実は地元の人は、あの看板は昔からのもので、今回で3代目になりますかね。あの看板は百目木の象徴といいますか。小さい頃から我々もあそこに登って行って、あそこでチャンバラごっこやって、それであの辺で遊んでいたというような、長年遊んでおりました。それで、今その方が、今大分お年を取って、我々もそうですが、やっぱりあの看板できてよかったなとみんなから褒められて。ただ、お金はそれなりにかかりましたけれども、その価値はあるんじゃないかなと私は思っています。

そもそも看板というものは、まず見えることが大事で、見えないと何も意味ないんですよ。私の前のところに住宅団地、今造っているわけですが、そこから丸見えなんです。丸見え。ただ、町長の方向からだとちょっと小さくなって全然見えないかなというふうなだけが、ちょっと。もう少し、切らなくてもいいから、ちょっとだけ、上の方を取ってもらっていいかなというふうに思います。それやってもらえれば、もう完璧にベストです。もう悪いところとかありません。そういうことです。

今回の町長の答弁にもありますけれども、看板ぐらい難しい設置はないんですね。このくらい難しいやつはありません。やはり、勝手にほかの土地にするわけにもいかない。それで、内容も相当難しい、何をすればいいのか。また個人的にも話聞きますと、こんなところに看板要らないんじゃないかとか、あってもいいけれども、あってもなくてもよかったよなんていうようなのも、結構話ありますので、なかなか難しいと思います。今、町長も答弁しているとおり、なかなか町長も難しいので、恐らく決めるのも大変なのかなとこのように私は今感じられました。

その件について、もう少し追加することがあればちょっとお聞きしたいと思いますが、町

長、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたが、いろんな意味合いから、町の入り口としてふさわしいような看板が新最上橋の入り口のところにあったらいいんじゃないかなというご意見、そして質問としていただいております。

今、議員のほうからもありましたけれども、必要なものなのかどうかという解釈も人によって違うというふうなことは、いろいろその意見を聞いていく中では、こう考える人、ああ考える人、だったらこうではないかというような、様々な意見が出てくるものだというふうには私も思います。そういったことを全てならしながら、必要性に応じて対応していくべきではないかというふうには私は思っています。

その一つの区切りのといいますか、判断の一つの区切りとしては、やはりかわまちづくりで新最上橋から下流側の部分について、これまでにないような整備が行われるというようなことがありますので、その部分においても今言われている部分については、入り口のような形になってくるというふうに思います。そこのところに照準を合わせて検討していくというのが必要なのではないかと私は思っておりますので、その辺の議論の中で、また様々ご意見をいただければなというふうに思います。

そして、その中身というふうなことでは、先ほど申し上げましたとおり、誰をターゲットに、どんな内容で、何を伝えたいかというものははっきりとさせた中で、標語なのか、絵なのか、何なのか分かりませんが、そういった部分の町のイメージにふさわしい看板というふうなものを、立てるとすれば考えていかなければならないのではないかと、今のところは思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

看板って、簡単なようで一番難しい、私も承知しております。町長もこれまでもいろいろな看板を検討して今までやってきたわけですね。ニットと何とかといろいろなところありますけれども、ここにきて恐らく変わってきたんじゃないかなと、こういうふうに私は思っているんですよ。

それで今、最上橋もちゃんと新最上橋もできたし、今度は最上川の護岸工事も恐らく始まりますと、景観もがくっと変わってくるような気もしてなりません。それでいいほうに進むものであれば、恐らくいい方向に進めていただけますけれども、看板も恐らくその時点で変

わるんじゃないかなと、こういうふうに私は思っているんですよ。

我が町は文化的景観とか町場の景観で、そういうものに対しては結構、観光に対する小さい看板ではありますが、ちゃんとしたものがちゃんと出来上がっています。私は、今のものでベストかなと私は思っているんですが、そのほかのものが、町のPRとか、農産物なんかのPRにはちょっと乏しいかなというふうに思っていました。

今回の質問の一つの要素としては、そのことを考えた中で、場所を申し上げたり、文言を申し上げたりしているんですが、これって恐らく、私の考えですが、やれるもののところではないと、この看板を設置することができません。

どこに看板をするのかということはこの場所では言えませんので、場所と文言も、恐らくなかなかはっきりすることも町長もできないと思うんですが、これって、やっぱりいつかは、今言った要素をその辺にしてもらおうのが、私は最近の看板では一番ベストかなとこういうふうに思って、私は提言申し上げました。

もう少し言いたいことがあれば、町長、お聞きします。どうぞ。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町の入り口にふさわしいような看板、この場所だとすればというふうなことになるのかと思いますが、以前、「フルーツとニットで……」という町のキャッチコピーがありました。この部分について、百目木地区、それから市ノ沢のスーパー農道の上、それから中郷地区のほうに、歓迎の看板というふうな看板がありました。ただ、時代の変化とともにそういった看板の意味合いというふうなものが変わってきたというふうなことで、注目度も違って来たというふうなことがあった。

それともう一つは、屋外広告物の規制が厳しくなって、看板というものが地域の指定によっては道路の脇に立てることができなくなったというような事情もあったように思えます。

そういった問題をクリアしながら、この看板の設置については考えなければならないというふうに思います。

また、内容についても先ほどから、目的によって内容も変わってくるのではないかなというふうなことがあります。例えばですが、今のキャッチフレーズの舟運文化というふうなものを使うだとか、あとは最上川舟唄発祥の地だというふうなことを訴えるだとか、おおえぐらしというふうな、今、移住・定住の部分で使っているキャッチコピーを表記するだとか、そういうこと、いろいろ考えられるというふうに思います。

先ほど、一つの節目として、かわまちづくり計画に合わせて判断をしていきたいというふ

うなことを申し上げましたので、そういった部分をさらに検討、かわまちづくりの検討委員会のほうでも様々なご意見いただく機会がありますので、その辺を考えながら進められればなというふうに思っているところであります。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。ちょっと一言、議長のほうから。

簡潔明瞭に、質問お願いしたいと思います。

○10番（土田勵一君） 簡潔明瞭にしているつもりですがね。じゃ、分かりました。

町長、ありがとうございます。

もう今、議長からありましたようにこの辺で終了したいと思いますが、やはり、物の考え方として、簡単だからやれるものでもないし、難しいからそのままにしておいていいかという、そうでもありません。

まず、町長も恐らく苦労しているんでないですかねと私は思うんですが、やっぱり日本一公園の看板にしても、町長も苦労したと思うんですよ。それはそれで、立ててもらって成功しておりましたので、これはよかったと思っております。

でも、今回の看板にしても、やっぱり一番難しいことは承知の上で質問をしていますので、それは町長の気持ちも分かりますし、場所にしても分かる。それから、今回も提言するにも名前を表示するのもしきませんし、標語も表示するのもしなかなか難しいので、町長と私が前に言ったものを看板の標題にして、今質問させていただきました。

ということで、物の考え方としますと、頑張ってやっていただきたいというのが、まず一つの大きな問題でございますので、最後にちょっと、ばちっとひとつお願いします。町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと答弁の繰り返しになってしまいますので、ばちっとというふうなことなんですが、あえてそこは繰り返し申し上げないことといたしまして、土田議員の質問の中にあります、ある町でというふうなことのの中身、多分、皆さんも常に通ることが多い道路の脇に立っている看板のことだというふうに思うんですが、やっぱり、その町のイメージをどう、そこを通過する人に伝えるかというふうなことを考えると、もともとの意味合いから時代が変わって、表現も変わった、表示の方法も変わったというふうなことの事情があるのではないかなというふうに推察をしております。

大江町でもこれまで、先ほど申し上げたように看板を様々立ててきた、もしくは今もあるというふうなところがありますので、先ほど申し上げたとおり、一つの区切りを目指して、検討していきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ご答弁、ありがとうございました。

頑張って看板を立てましょう。よろしくお願いします。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

1時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、議会を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の質問は、一問一答方式で行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤慎一郎です。

暖かい春がそこまで来ているこの時期に、また戦争が始まってしまいました。このたびの戦争は、全世界を巻き込んだ先の読めない不安な事態になるか心配です。石油問題、それよりも自給率38%と言われている食料が心配です。農業でも肥料や飼料、全てが影響を及ぼすからです。今朝のテレビでやっておりましたが、尿素、窒素肥料ですが、これは中東に7割ほど依存している状態です。早く終わることを祈ります。

それでは、通告している質問に入りたいと思います。

社会資本の充実をということで、お願いします。

現在、道路や上下水道の老朽化、いろいろな社会資本の見直しが言われております。農道、農業用のため池、農業用水路などもそのうちに入るかと思います。先人たちが私財をなげう

って、将来のことを考えて投資を行ってきたかと思います。頭の下がる思いです。私たちもそれを継承し、投資をして次世代に託していかなければと考えます。

まず、道路から申し上げます。例を挙げますと、町道や農道は、幅員5メートルもあればすばらしい道路でありましたが、今では車社会になり、車同士が安全に擦れ違いのできるような道路でなければなりません。歩行者が通る道路であればなおさらです。

一例を申し上げますと、森の宮橋のところから中学校に行く道路ですが、農道だろうと思いますが、軽トラックも交差できないところが中学生の通学路になっているのではないかと。早急に道路を広げて、歩行者も安心して通れるようにしなければならないのではないかと考えます。ぜひとも検討していただきたい。

前にも質問しましたが、町道藤田堂屋敷線も最初は農免農道として造られた道路でありますから、地盤が悪く地下に埋まっている水道管などが壊れることがありました。おかげさまで、諏訪堂中山線の交差点まで改良工事が完成しました。ぜひその先も続けていかなければと思います。町内にある農道や町道を広げたりして、改良工事を時代に合ったようにしなければならぬのではないかと思います。いかがでしょうか。

大江町には、北堰、南堰、各地区にはかなりの長い農業用水路があります。また数多くの農業用ため池があります。これを維持管理していかなければなりません。農業人口が激減している中で、少人数で維持管理が大変になってきております。怠ると、災害になるからなおさらです。農業用ため池も老朽化が進み、順次改良工事をやっておりますが、スピード感を持って進めていかなければと思いますが、いかがでしょうか。

先人たちが開田をしたり、基盤整備の工事を、また用水路改修工事をしてきたから、現在では米を作れるのであって、私達も農道を改修したり農業用ため池を改修して、安心して私たちの食糧である米作りができるようにお手伝いを少しでもやることが私たちの使命ではないだろうか。

今、国のほうでも、田んぼダムなどの補助事業などがあります。ぜひとも進めていきたいものです。町内の基盤整備のなっている水田は、できるだけ早く工事をしなければと思います。今年度の計画はどのようになっているか町長に伺います。水田農業の規模拡大、コストを下げるには、絶対に必要な事業です。いかがでしょうか。

明治用水（愛知用水）はご存じでしょうか。明治用水は、愛知県の矢作川を水源として、豊田市水源町で取水し、8市にまたがる矢作川右岸の農地をかんがいした水利工事です。明治6年から明治13年にかけて岡本兵松、伊豫田与八郎の協力で開発。このように全国各地で

土地改良事業が行われてきたからこそ、現在は米が作れるのであって、忘れてはいけません。むしろ参考にして、これからも継承していかなければと思います。いかがでしょうか。

町内には、開墾碑、竣工記念碑などがあります。まさに後世に伝えていくための記念碑だろうと思いますが、ただ結果を残しただけでなく、後はよろしく頼むよと言われているのではないかと考えてなりません。町長の考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えをさせていただきたいというふうに思います。

道路や上下水道など、社会インフラに関する老朽化の問題について、多くの自治体で同様の悩みを抱えているという状況だと思っております。大江町の場合も様々な形で、施策の対応なり予算の説明の中で申し上げてきましたが、そういった課題を十分認識しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

何点かご質問がありますが、初めに、道路に関する議員のご質問からお答えをしていきたいと思いますが、先に町道であります。現在、町が管理している町道282の路線、総延長は約210キロメートルであります。道路は、国、県、市町村が管理するのが道路として道路法に定義をされており、そのほかは私道だったり、地区道と言われる法定外公共物の道、そして農道や林道といった受益者が主に管理する道路があることはご承知のとおりでございます。

その中で、町が管理する町道についてであります。都市計画や長寿命化計画などの上位計画によるほか、地区などからの要望を取りまとめながら、優先度や緊急性などを勘案した中長期的な実施計画を策定して、財源を担保した上で、整備に着手をしております。

特に、道路の拡幅や歩道設置を伴う道路改良となれば、上位計画に含まれていないと交付金などの財源確保も難しい状況であることから、今後とも地区などからの要望を考慮しながら、安心・安全な道路交通網の整備に努めてまいりたいと考えています。

また、町が管理している道路以外の農道につきましては、原則として土地改良区や水利組合、受益者などで管理しているものであります。町では、財政的な面からも農道改良などの相談があれば、国の農地耕作条件改善事業など補助事業の活用にも努めていますが、農地の集積や受益者負担、交通量による幅員設定など採択に向けた要件があるため、なかなか容易でないこともあります。

なお、令和7年から8年度の計画で、農道舗装工事について1件取り組むことにしております。

また、事業費が200万円以下の舗装や修繕につきましては、多面的機能支払交付金、この中の施設の長寿命化のための活動、このことや中山間地域等直接支払交付金、この中の共同取組活動、こういったものを活用しながら、集落が自主的に実施しております。これら交付金の制度創設以降、農道などの農業用施設の整備に関する要望は一定程度、少なくなっているなというふうに感じています。

さらに、農業用水路の整備に関しましては、大前提として、大江町の主な基幹的水路であることが補助事業の採択要件となってきます。

伊藤議員ご指摘のとおり、基幹的な農業従事者の減少により、農業用施設の維持管理が年々難しくなっていることから、令和2年4月に施行された改正土地改良法に基づき、土地改良区のほうでは、令和8年度に水土里ビジョン、これを策定する予定とお聞きをしております。

この計画は、土地改良区が市町村と連携し、将来の農業用施設を含めた地域資源を守っていくための連携管理保全計画であり、将来発生する担い手不足やインフラ体制について話し合い、課題を共有し、検討することを目的としています。町としても支援をして、一緒に考えてまいりたいと思っております。

田んぼダム工事のお話がありました。令和7年度から令和8年度の2か年の計画で、本郷東の圃場約26ヘクタールについて実施をしております。

この取組については、水尻ますの更新と豪雨時の河川や排水路の急激な水位上昇を抑制し、下流域の浸水被害を軽減することを目的としておりますが、規模拡大や維持管理コストの削減効果が図られるものでもありません。むしろ、水をためるために畦畔の管理を丁寧にしていく手間なども発生します。町としてはメリット、デメリットの説明を行いながら、地元の合意が調えば令和9年度以降の事業採択に向けて、別の地区の取組についても進めていきたいと考えています。

令和の米騒動は記憶に新しいところでありますが、私は米が日本人の主食であり、自給できないようなことがあってはならない、そう考えている一人です。大江町の現状を見ると、耕作者の減少と併せて、作付面積も年々減少してきております。機械化の流れ、耕作の効率性、大区画化など進まなければ、若い後継者、農業者は続けられなくなってくる。そのためにはやれることは今からきちっと準備をして、やっていかなければならないものだと思って

います。

記念碑の話がありました。ここに至るまで先人たちの献身的な努力があったからこそ、今の
大江町の田園風景や農業、産業が成り立ってきたことを忘れずに、未来につなぐ農政を心
かけながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

まず最初に、中学校に行く道路なんですが、さっきも申しましたように、あれは恐らく農
道だろうと思います。あそこの道路は、たしか記憶ですと、亜炭鉱害、炭鉱の亜炭、亜炭鉱
害の事業である道路を造ったり、あの辺の田んぼを整備したんだと思います。

今申し上げたように、あの道路を、入り口はこっちから行く道路で若干広がっているん
ですけれども、あと出口というかな、中学校のほうが基盤整備の中の幅になっているんです
けれども、そのちょうど真ん中辺がかなり狭くなっていると。中学校の通学路になっている
かもお聞きしますが、その道路というのは、拡幅はできることが可能なんでしょうか。まず
お聞きしたいと思います。

普通、農道ですと昔から実行組合、お互いの中で道普請という形で農道を整備したり直し
たりするんですけれども、それが、あそこの高等学校に行く道路が、通学路になっているか。

〔「違う。中学校」と言う人あり〕

○9番（伊藤慎一郎君） 中学校に行く道路が、中学校までの間の道路が通学路になってい
るか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今お話のありました、森の宮橋から中学校に行く道路、通学路になっ
ているのかどうかというふうなことです。中学校の場合は、小学校と違って、通学路とい
う概念がありません。つまり、学校で指定している通学路というふうな形はないというふう
なことが1つです。

あともう一つは、農道ではないかというふうなお話がありましたが、この部分について
は町道の位置づけがされた道路というふうなことであります。

そんな関係で、今後拡幅などは可能かというふうなご質問がありましたが、町道の整備と
して着手することは可能だというふうと考えてはいます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君）　ありがとうございます。

中学校については通学路という位置づけがないということで。でもやっぱり見ていると、町道の、結構人通るんですよ。車も通るし。町道という位置づけだったらぜひ拡幅をして、まず安全な道路にさせていただきたいということが、まず最初のお願いです。

あとそれから、今、実行組合のちょっと話しましたが、実行組合というのは、昔、農地を持っている方はほとんど実行組合に入らなければならないような状態でした。今現在いろんなことを見てみますと、自分の土地がどこにあるか、実行組合に入っているかも分からないような状態で、機能がなかなか、今大変なんです。

前の話すると笑われるかもしれませんが、義務人夫と言って、1反歩、例えば3反歩以上は2日、5反歩以上は3日と毎年出ねばならない制度があったんですよ。今は恐らくほとんどないと思いますが、義務人夫といって。それで、道路を直したり、水路を直したりするんですけれども、今、そういうする方が、人がいないということで、区民あげて道路、水路、道普請、堰普請などをやってもらっておりますが、何で俺ら、この農地の水路を直さなきゃならないとか、出ねばならないというような、こう、いろいろ意見があるのよね。

でも、私たちはやっぱり、例えば非常用水とか自然排水とかという形で、排水路の場合は水を流す場合、土地改良区に了解もらわないと排水できないわけです。そんな関係でお願いしてやっているんですけれども、そういうの難しさもあるので、これから農道、用水路維持管理が、とにかく人数が足りなくて大変になるなと思うんで。ただ、これは町が悪いんでなくて、やっぱりこういう現象ですから、そういうことを皆さんに共有してもらいたい、認識を共有してもらいたいということで、このたび一般質問に取り入れたわけです。

それで、今、田んぼを相続しない人が出てきているんです、一部ですけれども。要するに、今、年貢が安いから、恐らく1万円ぐらいな田んぼで貸し借りやっていると思うんで。土地改良区費というのは、1反歩当たりで幾らと決まっているんですよ。だから、その金の回収もなかなか大変な事態だということも話を聞いております。

一例を申し上げますと、深沢が一番高いですね。1万5,000円ぐらい、1反歩。1反歩作っている改良区に支払わなければならない1万5,000円、たしか。ちょっと待ってね。今、資料等見ると。これ、作らなくても、作っても払わなきゃならないと。3反歩も作っていれば5万円も払わないと。米の単価が9,800円という時代にも払わなきゃなかったと、3万円になっても同じ値段払わなきゃならないと、そのギャップがなかなか大変で、田を相続しないと。うちの近くにいるんですけれども、財産放棄するなんて、これできないそうですけれ

ども、いろいろ調べてみた結果。国なんか誰ももらってくれないんで。そういう方まで出て
いるということで、例えば荒廃地になった農地が、耕作する田んぼに影響を及ぼしているよ
うな状態だということも、ぜひ認識していただきたいと思います。

あとそれから、先ほど町長も言いましたけれども、用水路。こさ書かかってるな。これ消
したっけか。

それから、田んぼやめたいと。例えば、おらいで5年も作っていないから、あと田んぼや
めたいと、改良区に錢払いたくないと。そうなってくるといって、一時決済金というのを清
算しないとならないんですよ。一時決済金、10年分ぐらい。それが、深沢が一番多くて1反
歩15万円払わないと土地改良区から抜けられないという。それも大変なんですよ、やっぱ
り。だから、田んぼ要らないと始まるんですけども、小見でも13万円かな、それくらい。
田んぼやめるにしてもやめられないみたいな状態だということもぜひ認識していただきたい
と思います。

あと、用水池、ため池。大江町にはため池が19か所あるんだな。改修も、大体3分の1ぐ
らい改修になっているんですけども、まだまだ改修が足りないと。なんで改修されないの
かなと、私もちょっと最初分からなかったんですけども、昔のため池は、ドウというんだ
けれども、そこの中は松の木の木でくりぬいて作っているんですね、あれは。だから、それ
は松は水の中だと腐らないんですけども、何らかの形で空気が搬入すると腐ると。だから、
小見の沼も途中から腐れたのか、土手に穴開いてしまったということで、もしかすると、恐
らく今から改修さんない沼なんて、全部そんな感じな沼かなと思うんで、現場を恐らく見て
いると思うんですけども、そういう状態だということも知っていただきたいと思います。

今年の予算を見ると、ダムのやつにも関わってくるようですけども。

あと、大江町には田んぼ作っている北堰、南堰、月布堰とか小見の堰とかあるんですけれ
ども、147キロメートルも用水路、排水路が59キロメートル、ため池が19か所ということで
あるわけなんですけど、それは、今までですと農家人口がいたから、例えば水路にしても水守
り、排水守り、用水守り、あとため守りという形で人間を配置して、例えば災害が起きたと
きにその方が即、出てやってくれるからこそ災害が防げたということが今までの現実なん
です。

それが今、その人がいないと、一番の問題は。その辺なども……

○議長（宇津江雅人君）　ちょっと、すみません。

質問、簡潔明瞭にして、質問していただきたい……

○9番（伊藤慎一郎君） そしたら、ここをやめて答弁してもらうかな。

それで、ちょっと何を言うか忘れたな。

その人の確保というのも今、補助事業で例えばごみ取り機械なども自動化、あとそれから、監視体制なども自動化になってきているようですけれども、その辺の、だからこれからの進み具合など分かれれば、課長分かっているんなら課長からでも結構ですので、お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今の農業の課題、もしくはその耕地の、営農上の課題、様々なご意見、発言が盛りだくさんあったというふうに思います。

初めに、森の宮橋からの中学校の道路の話がありましたが、町道というふうなことで、町道整備で進めることは可能というふうなお話をしましたが、あの道路状況を見ると、通学路と車両がというふうなことを考えると狭過ぎるのではないかというふうな意見は、物すごく理解できることがあります。

ただ、今まで通学している子どもたち、もしくはPTA等の組織からの要望回答ではそういった話題が出てこなかったなというのが、ちょっと不思議だなというふうに思っております。ただ、危険の度合いは認識しているというふうなことです。

ただ、改良とか拡幅とかというふうな部分についてでありますけれども、今、学校の在り方の検討というふうなものをいろいろ進めております。将来的には義務教育学校というふうな形に進んでいく中で、中学校の敷地もしくはあの道路との関係というふうなものの進め方というふうなことでは関連してくるのかなというふうに思いますので、その状況も確認をしながら、検討していく必要があるというふうなことをお伝えしたいなというふうに思います。

あと、実行組合の機能、活動、役割、そういったものについて、いろんな情報をいただきました。農業全体について、農業ばかりではなくて地域活動全体について、やっぱり人が少なくなっているというふうな中で、それぞれの負担が大変になってきているというふうなことが、いろんな組織、いろんな状況で全体的な課題としてあるんだというふうなことです。

集落機能としての、そういった部分への対応というふうなことでは、集落活性化交付金というものも役立ててもらおうというふうなことをやっていたり、農業というふうなことであれば、中山間のとか多面的の取組の中で国の支援補助を受けながら、地域活動としてやっていくというふうな、金銭的な部分ではそういったところに対応しているというのが現状ではないかというふうに思います。

なかなか、堰普請、道普請というふうな部分では、昔のような理解の中で共同作業として実施していくという雰囲気が崩れつつあるというふうに思います。それは、農道管理だけではなくて、町道も含めた道路管理の部分でもなかなかそういった機能が果たせなくなっているのかなというふうに感じる部分も多くあります。その部分については、管理者が責任を持って行いながらも、地域の方の協力を促しながら進めていくというふうなことを続けていくしかないのかなというふうに思っています。

あとは、土地の問題で、相続しない人が増えているだとか、相続放棄だとかというふうな話がありましたが、この部分については、個人的な権利に関する問題というふうなこともあります。ただ法律に基づいて、粛々と進めていただくことをお願いをするしかないのかなというふうに思います。その相続が進まないというふうなことであれば、町のほうの固定資産税との関係や、様々な部分でそこが影響してくることがありますので、ぜひ地域の方々の話合いの中でといいますか、協力の中でうまい方向に進むようなことをやっていかないとけないのではないかなというふうに思います。

それから、土地改良区の賦課金、それと決済金の話がありました。なかなか公共事業で進める場合についても決済金の部分などは、土地価格と別個に考えてほしいというふうな話がよく出されていることがありましたが、ここの部分については決まり事の一つとして、土地改良区さんのほうで決めていらっしゃるというふうなことでありますので、土地改良区さんの運営自体も楽なものではないというふうなことで、町もそれなりの協力するための補助金なども差し上げながらやっているところであります。なかなかここ、金銭も含めて、進めづらい部分もあるのかなというふうに思いますが、やっぱり本人の意識の中で、きちっとそのところは役割を果たしてもらい、責任を果たしてもらいというふうなことが必要なのではないかなというふうに思います。

それから、ため池の堤体の話がありました。議員のほうからもありましたとおり、小見の第4堤の堤体というふうなことでは、堤体が一部崩れてというようなことで、これは県のほうから現地のほう確認していただいて、まずは調査を行い、根本的な原因を探りながら対処していくというふうなことで、その部分は着手しておりますし、滝の沢のため池だったり、伏熊のため池だったりというふうなことで、老朽ため池の改修というふうなものを順次進めているというふうな現状です。

この部分については予算の確保というふうなところで、なかなか順調に、大規模に進めることができないというふうなこともあるんですけども、着実に進めていきたいというふう

に思っております。

あとは、水守り。水路の日常的な管理をしてもらっていることというふうな方というふうなことだというふうに思います。これは非常に重要な役割だというふうに、私も思っております。経験した中では、やはりちょっとした大雨が降った際に、水を水路にそのまま流してやるのか、田んぼに逃がすのか、そういった調整をしないと下流であふれてしまったりというふうなことがよくあり、あるときには、下流の住宅が床下浸水のような状況になってしまったということもありましたので、ここの部分は、先ほどありましたように、北堰等の部分については水管理システムなども入れながら集中管理をしていると。

ただ、やっぱり現場の対応は人がやるしかありませんので、その部分は人がいない中というふうなことはあるにせよ、やっぱり人の手で管理していくような方法を改良区と相談をしながら、改良区を中心に進めていくというふうなことになるのかというふうに思います。

以上、今の議論の中で出てきたところの私なりの考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

水守りって1本の堰、要するに水路を、例えば大雨出た場合、ここで破るよとか、ここで破って下さ流さないよとか、それからその量を調整する方、水守り。要するに水路を守ってくれる方。あと、沼を守るため井守りと。それは各自張りついているんですけども、やっぱり今、人がいないものだから、なかなか大変だということでした。その方々は、例えば今、改良区の役員とかとなっているわけです。

あと、田んぼダムの件についても、ちょっとこれ説明ありましたがけれども、田んぼダム、俺も最初はあまり関心なかったんですけども、あれはやっぱり、ただ水をためるだけじゃなくて、稲作にとっては水管理というのが一番なんです。一水、二肥やし、三手入れなんて俺、おやじから聞いたけれども、水の管理が米を左右するというくらいで、一番大切なんだということをおやじから聞いています。

その田んぼダムでは、排水溝を作り変えるというのかな、それを調整するので。それを早くやってもらいたいのは、実は基盤整備してから結構年数たっているから壊れたり、あとは地震でずれたり、それこそかなり破損がひどいんですよ。それを、今の農林大臣も何か田んぼダムについては一生懸命頑張るんだと話していますけれども、ぜひ予算つくようでしたら、とにかく全部改修してもらいたいなとお願いしておきたいと思います。

あと最後に、記念碑の問題ちょっと出ましたけれども、北堰で毎年5月3日に諏訪原開墾記念碑の前で、要するに北堰祭りと、これをやっているんですね。これはやっぱりさっき言うように、先人たちにお礼を込めた後世に残すための恐らく行事というかな、その一環だと思うのよ。

だから、俺らも、小見にもあるんですけども、ダム造ったときに、こう、石に、名前か何か書かれているんですけども、やっぱりそうやって後世に伝えるためにも、やっぱりやる行事であって、そして例えば壊れたらやっぱり直して、それから修理して、例えば改修して、そうやるのが先ほど言ったように私たちの責務でないかなと思いますので、その辺など、ちょっと最後に町長のほうからお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町の水田の多くを潤しているのが北堰、南堰だというふうに思います。そのほか、山水等を引っ張っているための堰というふうなものも多数あるかというふうに思いますが、大きくはその2つが大江町の水田を左右する水源だというふうに思っています。

もちろん、今お話が出されたように、それを排水路として使っていくためには、隧道を掘ったりと多くの方の様々な努力があって、現在それが使われてきたというふうなことだというふうに思います。その部分を先祖に、そういった敬意の部分たたえるためにも先ほど言った北堰祭りとか、教科書のほうでも副読本としてそういった歴史を子どもたちからも知ってもらいたいというふうなことで、副読本の中で紹介したりというふうなことでやっているところです。

今、ため池等の緊急整備事業というふうなことで、以前から北堰、南堰については改修工事を順次進めてきて、おおむね終了してきたのかなと、堰の改修については。おおむねしてきたのかなというふうに思いますが、その部分は管理主体である土地改良区さんとの打合せの中で必要性、緊急性を見ながら、今後に対応していくというふうなことが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり誰も、町長、町が悪いのではなくて、こうやって米を作っているんだということを皆さんから認識してもらいたい。それが、米ちょっと上がったばかりで、何か農家が悪い

とかなんとかみたいなお話ですが、そういう下積みがあるからこそ、今の米の生産ができるんだということなんです。

私もこのたび調べてみたら、北堰なんか造るに、小鉾の山の中、あそこ全部隧道なんですよ。頭首工が月布だから、月布から小鉾の下の山の中貫いて貫見に上がってきて、下まで持ってきているんだけど、この仕事を考えたらかなり大変だったろうなと思うんで、やっぱりそれを維持管理しないと、下まで水が回ってこないんで、せめて維持管理ぐらいはやっていかなければならないんじゃないかなと思います。

それで、やっぱり一番の問題は、農家人口が、農業する人が少なくなったということがまず第一で。大江町では、農家人口が増えると人口増えます。みんな頭よくて大学さ行くと、大江町から出て行って会社さ行くみたいですけれども、農業をやる方を残すことが大江町人口増につながるんでないかなと私は考えていますので、まずその辺をこれからもいろんな形で町長とやっていきたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思っています。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

令和 8 年第 1 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問（2 名）

2 番 廣野秀樹

○ 大江町の林業に更なる支援策を

1 番 菊地英幸

○ 今後の除雪体制は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 本日の最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） おはようございます。2番、廣野秀樹です。よろしく願いをいたし

ます。

本日、ワールド・ベースボールが開催を迎えます。町長と私で実のあるキャッチボールをしたいと思います。よろしくお願いいたします。あと、まだまだ新人なので、時々、暴投など投げるがあります。しっかりキャッチして返していただきたいと、返していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

我が町は、豊かな森林資源に恵まれております。林業は地域経済や自然環境の保全に重要な役割を担っております。しかし、未来につないでいかなければなりません。そこで、町の林業に対する、さらなる支援策について伺いいたします。

山形県による地域再生計画では、林業資源積極的利活用と森林づくりセットもした、長期戦略が策定されております。

大江町として、我が町の森林の恵みを未来にしっかりとつなぐために森林経営管理制度、財政の確保と森林整備として森林環境譲与税の活用、西山杉材利用促進事業、地域主体の森林づくり活動など多面的な枠組みで進められております。それらの取組は十分に評価されるものと思っております。さらに、人口減少、高齢化など林業の担い手不足や森林の放棄といった課題に対応し、資源有効活動など、次世代に豊かな森林資源を引き継ぐ体制づくりを引き続き進めるべきと考えます。

林野庁が「森の国・木の街」づくり宣言に参加する自治体、企業体を令和7年10月1日から募集を開始しています。その内容は、我が国の豊かな森林の恵みを未来にしっかりとつなぐためには植えて育てることに加えまして、使うことが不可欠です、私たちは森林の整備につながる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木と共に生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことを宣言しますとあります。

大江町として、これまで地域主体の森林づくり活動や多面的にも木材活用など事業を進めております。参加することにより事業の推進に役立つ情報提供や補助金などを利用し、例えば西山杉の間伐材などを利活用して道路等のガードレールに使用していくなど、我が町の森林の恵みを新たな事業推進などに役立つと考えます。自治体としてぜひ参加するべきと提案いたします。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

今、廣野議員から冒頭、ワールド・ベースボール・クラシックの話で、しっかりとしたキャッチボールをしましょうというふうなことでご質問をいただきました。あまり届かないようなボールで暴投過ぎると、私も受け止めきれない部分がありますが、取れる範囲できちっと受け取りながら、ボールを返していきたいというふうに思っています。それでは、廣野議員のご質問にお答えを進めたいと思います。

大江町の林業に関する質問というふうなことでありますので、初めに、大江町の森林の構成につきましてご説明を申し上げます。

大江町森林整備計画及び林業統計、これによりますと森林の面積は1万2,612ヘクタールでございます。町の面積の81%が森林というふうなことになります。その内訳では民有林が8,258ヘクタール、国有林が4,247ヘクタール、その他が107ヘクタールとなっており、国有林が民有林の半分程度を占めているという数字のようでございます。

豊富な森林資源を持っているというふうなことになりますけれども、しかしながら、木材価格の低迷や森林所有者の意識低下などにより間伐の作業が行われずに放置された人工林が多く見受けられる状況になっていると感じています。加えて、広葉樹については利用されないまま所有者の高齢化が進行し、ナラ枯れをはじめとする森林の病虫害等の被害が広がっているということも課題となっております。

これらの状況に対応するため、大江町では森林所有者関係団体等の森林整備活動への補助や森林経営管理制度事業を進めているほか、森林環境譲与税を活用した計画的な整備を推進しているところであります。

また、町民への透明性を徹底するため、森林資源量調査や、薪ストーブ等の木質エネルギー設備設置への補助など、森林環境譲与税への使途につきましては定期的に町のホームページで公表をしているところであります。

ご質問にありました「森の国・木の街」づくり宣言への参加についてでございますけれども、この制度については、木材利用を通じたゼロカーボンへの貢献や森林整備による地域の持続可能な発展、これを目的としており、考え方の内容そのものは大江町のこれまでの取組に十分適合するものではないかと考えています。しかしながら、具体的な参加条件として、公共施設での木材の利用量の把握、そしてそれによるゼロカーボンへの貢献度を数値化するなどというふうなことで努力目標を掲げることになっております。

県内の宣言の状況につきましては山形県と山形市が行っておりまして、どちらも木材利用を積極的に推進するために宣言をしているとお聞きしております。この宣言をするしない、

これによりペナルティーなどはないようでありますけれども、宣言するためには木材によるゼロカーボンの貢献度を数値化する必要があり、このことは非常に難しいところではないかと思っております。メリット、デメリットについて確認をした上で今後検討をしていくべきではないかと思っておりますが、この宣言について、林野庁では一応の期限を今年度末までという募集期間としているようであります。林野庁の中では、今後のことについてはこれまでの実績等を踏まえながらまた再募集するかしないかというふうなことは検討していくというふうな方針のようではありますが、その辺も見極めながらの対応かと思います。

そして、西山杉の利活用促進につきましては、令和4年2月に策定いたしました大江町の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針、これに基づき公共建築物の木造化、木質化を積極的に促進をし、多くの町民が木と触れ合い、木のよさを実感する機会を創出したと考えていますが、近年では道の駅おおえコラマガセや、中央公民館のぷくらすなど町内の公共施設の木質化に取り組んでおります。これにより、町内産の西山杉を広く認知していただく、そして消費していただく、そんなことにつながっていけばいいのかなと思っております。さらなる普及、啓発の必要性を認識しながら進めたいと思います。

ご質問にありました間伐材を利用したガードレールというふうなお話でしたが、西山杉の道路施設への利用というふうなことについては、景観や環境上のメリットは、議員おっしゃられるとおり、大いに期待されるところだというふうに思います。しかし、本町のように豪雪地帯であることなどを考えると、通行者の安全を十分確保できる耐久性、コスト面、そういった部分でどうなのかというふうなところは慎重に検討しなければならないものだというふうなことで、すぐに取り組めるというふうな状況にはないのではないかと考えています。

今後も情報収集に努めながら、大江町の状況に適した木材利用の事業計画、可能性を慎重に検討していくとともに持続可能な森林整備の支援、取組の充実を図り、西山杉の価値を最大限に活用した町の未来を見据えた環境整備に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございました。

町長の今の答弁の中にもありましたけれども、町として林業に対するたくさんの補助金とか力添えというところをお聞きしましたけれども、今回この質問するに当たりまして、町内

の林業関係の方々から話を聞かせていただきました。一様に、皆さんから町からの手厚い支援等に感謝しているというふうな意見をたくさんいただいております。

それで、6年の決算で一般財源から森林経費管理料ということで事業費2,400万というふうなことがありますけれども、その中にも先ほどおっしゃったおおえを潤す森林再生補助金ということで、令和6年度550万、7年度700万、そして8年度800万というふうに増額をしていただいております。対象は、間伐とか森林作業路の開設、下刈り、枝切り、植栽、木材運搬などがありますけれども、この補助金がどのように利用されたかというのは問題でありますけれども、これが林業従事者にとっては大変大事だと思っております。これからも必要とする援助の一つだと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいま廣野議員からありました、林業への支援策というふうなことで、作業道の開設だったり、それから間伐の促進だったりというふうなことで木材を、育てるところから搬出し、そしてそれを今度、製品として運搬するそのところまで、いわゆる入り口から出口までといいますか、そういった部分にそれぞれ支援をすることによって木材の利用促進、販売促進につながればというふうなことで取り組んでいる事業でございまして、この部分については、極端な市場の変化もしくは林業の環境変化がないとすれば数年間は引き続きやっていきたいというふうに思っている事業の一つでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

それでさらに、おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業補助金ということで、これは薪ストーブ、またペレットストーブなどの購入とか設置に助成金が出ておりまして、林業基盤等整備事業補助金というものも出ております。さらに国の制度に森林経営管理制度というのがありまして、これは森林所有者が適切な管理が行えない場合、町が介入し、林業経営者の委託、また町による管理など行う制度、さらに林業環境譲与税という、先ほどもありましたけれども、その活用ですけれども、それも私有林の伐採、森林整備の推進、経営管理が行われない森林への対応、また、森林整備の担い手不足、人材育成、木材利用の促進、公共施設の木質化などということで、これは町が主体となっている事業で、個人に現金が支給される制度とはまた限らないというふうな仕組みになっております。

それらのたくさんの助成金とかそういうのがあるわけですが、実は林業に携わって

いる方々にとってはなかなか、果たしてもらえるのかどうかとか、いろいろ林業振興に関する基本方針とかというのがなかなか分からないので、やっぱりそういう点では、窓口などを利用していただいて、そういうふうな私有林とかを持っている方が将来自分で林業を町のほうへ委託したい、または伐採するんだけどやり方が分からないとか、あとその書類の書きとかいろいろ問題点が出ているとお聞きしました。

そこで、町としてそれに答えるような、今もやっけていただいているとは思いますが、そういう人の方、そういう方々に対する受付とか、あとは実際こういうものに利用してきたんですよという事例を挙げてお知らせしていくことが大切かなと思いますけれども、その点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、質問の中で森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度、この事業についてどんな感じに今なっているのかというふうなことも含まれていたのかなというふうに思います。

これまでこの譲与税を活用して森林を所有している方々の今後の森林経営の在り方についてというふうなことで意向調査を行っているというふうなことで、それと併せて森林の状況の調査、森林の賦存量の調査といいますか、そういったもののデータ化というふうなものにここ数年取り組んできています。そしてそのデータが一定程度蓄積されてきておりますので、来年度、できればそれを今度は、この制度そのものは所有者の方が実際管理できないというふうなことで、もう管理は町にお願いしてもいいですよというふうな意向がある方の部分については町が管理をしていく、もしくはその部分をきちんと整備をしていくというふうなことに、最終的にはそのサイクルがうまく回っていけばこの森林管理制度そのものがうまく回るというふうなことになるんですけれども、なかなかそのところ、町の職員体制そして専門的な知識というふうな部分では、進めるには課題が大きいというふうなことがあります。さきの施策の対応の中で申し上げましたが、その部分の森林に対するそういった作業を進めるに当たっての専門知識を有する方を、町の会計年度任用職員というふうな形で来年度から採用して、これまでのデータを整理しつつ次のステップに持っていけるような組み立て方をしていこうというふうなことで、令和8年度、計画をしているというふうな状況であります。

なかなかやっぱり、森林の管理といいますと、これまで森林組合さんのほうを中心に回してきたというふうなことがありますので、今度は町がそういった部分も一定程度、担っていくというのが森林管理制度でありますので、その辺、初めての取組でもあります。しっかり

といろんな状況を把握しながら進めていくように取り組んでいきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

今の中に調査をとということがあったんで、気がつきましたけれども、私も、日本一公園の下にちょこっと森林がありまして、そういう調査が来たなというふうな思いで、私は出さなかったんですけども、手放すのかどうするのか考えていますかみたいなのが来ました。ですから、そういうふうな情報を蓄積して、これからのその森林の経営者なりそういう人たちに力添えをしていただけるのかなということで、力強く思いました。ありがとうございます。

次に、持続的な森林経営を考えるに当たりまして、育てて、植えて育てるというふうなところにはたくさんの支援制度とか補助金があります。でも幸い我が町には、先ほどありましたけれども、森林が1万2,612ヘクタールというふうな数字をお聞きしましたけれども、町有林、あと地区有林、あと私有林など、豊かな資源があります。それらの人工林の半数は50年生を迎えて利用期を迎えております。森林蓄積も毎年のように増えているのが現状です。

それで、早急に考えなきゃならないのは使うことです。今まで町として、先ほどもありましたけれども、町長の答弁にありましたけれども、公共施設などで建築物の木造化など積極的に推進していただきました。これらを推進していくというふうなことで捉えていってほしい、これからもそういうふうな考えを持続していかれるという考えでよろしいのでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） この林業の振興というふうなものを考えるときに、美しい森づくり協議会などとの意見交換だったり、事業の取組だったりというふうなことをお話しすると必ず出てくる言葉は、川上から川下までという言葉が出てきます。川上の部分は生産者、山、出口の部分については消費というふうなところになるわけです。

それで、今、公共施設等の木質化などの今後の木材利用等についてというふうなことでありますが、先ほど申し上げました町でつくっている基本方針の中で、建築物における木材の利用促進に関する基本方針というふうなものをつくっておりますので、町の公共施設はもちろん、できるだけ多くの建物が木質化できるような、そのような取組の方針でございますので、公共施設については、その部分は十分に配慮した中で今後とも進めていきたいという気

持ちであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

やっぱり町として今まで、先ほどもちょっとありましたけれども、具体的には前々町長さんというんですかね、テルメ温泉の駐車場に大江町型住宅とか、左沢駅の交流館、また前町長が図書館とか保育園、さらに松田町長さんにおかれましては道の駅コラマガセの集成材ですね、その材料として地元の木材を大量に使用していただきました。それらの事業が、町の林業従事者、あとはその関係する皆様に確実に潤いと恩恵を与えていると感じております。やはりそれはこれからも続けていただけるというご意見をいただきましたので、安心していらっしゃると思います。

ちょっと話はずれるかもしれませんが、そこに使っているコラマガセに使用した集成材の加工業、県外の方ですけれども、町の納品された杉材はたいへん品質が良くてというふうな意見をいただいているそうです。理由としては寒冷地などの生息環境がすばらしかったのではないかというふうなところがあるらしいんですけれども、さらに林業関係者から、道の駅の地元集成材を使用している箇所に大江町の特産の西山杉を使用しているところの明記してはというふうな提案を受けました。それを受けて、コラマガセ内に、地元木材を活用を通じての道の駅建設や公民館建設までの、「森の国・木の街」として環境型木造建築物であることなど、パネルなどをしてPRしてはとちょっと思ったんですけれども、その点、町長の思いをお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 道の駅が完成してから、いろんな視察なども受入れをしながら対応してきたというふうな中では、言葉で伝える、案内をするというふうなことでは、今おっしゃられたようにこの西山杉の魅力というふうなものを伝えてきているということなんですけれども、なかなかその部分がふらっと訪ねていただいた部分の方まで伝えることができているかというと、私もそこはちょっと不足な部分かなというふうに感じているところであります。

先日、L I X I Lという会社、サッシとかガラス製品扱っている会社さんのフロントコンテストという、建築の建物の、自分の会社の資材を使った建物のコンテスト的なものがあって、これの部分の全国の中でグランプリに次ぐ金賞というふうなものを、東北管内では唯一だそうでありますけれども、いただきました。それはもちろんそのガラス製品、サッシ製品

のこともそうなんですけれども、西山杉との組合せというふうなことでは物すごくその部分は評価されている、それからコンセプトとして舟運文化を伝えるイメージを持ちながらというふうなコンセプト、その辺のことなども評価として出ていたようであります。

そんなことを思ったときに、やはりこの道の駅のそうした魅力、建設するに当たっての物語性というふうなものを少しプロモーションする必要があるのではないかというふうに思いまして、ちょっと担当課のほうにそういった旨を伝えながらちょっと考えてみてほしいというふうに指示をしたところであります。その形が西山杉を使っているんだよというふうなことにするのか、動画等で紹介をするようなものをつくるのか、いろんな手段があるのかなと思いますが、やはり見てすばらしいと感じてもその中身まではなかなか理解してもらうことができないのかなというふうに思いましたので、そういった紹介のことをどのような形でやれるのかなというふうなことを考えておりますので、いろんなアイデアがありましたらお寄せいただきたいなというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

さらに情報によりますと、町の木材の品質の良さが認められて、全国的に注目の大正ロマンあふれる有名温泉、昨日もちっと出ましたけれども、金、銀、銅というかそういう有名温泉の、木造3階建ての旅館の大規模な改築工事に大江産の木材が大量に使用されているとお聞きしました。そこで、町の1つの製材所さんではなかなかもう準備できない量だったものですから、複数の町の製材所さんに製材して使用されたと伺いました。

先ほどもちっとありましたけれども、外材がある程度高騰している時代であります。今日も何か外材が上がるというふうな、業者さんから聞きましたけれども、さらにそういう値上げしている、いろんなものが値上げしているわけですが、ここで日本産の木材の品質とか価格など見直されている時期でもあります。そこで、先ほどL I X I Lプロモーションのそういうところをお願いしてでもありますけれども、大江町産の西山杉のブランド化をさらに進めていくべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、木材関係の方々と一緒にやっている美しい森づくり協議会、こういったところで様々、西山杉のブランド化というふうなことをこれまでいろいろと仕掛けをつくりながら進めてきたところであります。その部分については今後とも進めていきたいというふうに思っておりますし、いろんなところで西山杉、特に大江町産の部分について、非

常に評価がされているというお話を、今もありましたけれども、そういった声をお聞きしております。ただ、やっぱり十分な材料の確保だったり価格の面だったりというふうなことで、質が良くてもその辺の部分で取引の部分にどう影響してくるのかというふうなことはあるかと思います。町の支援策などとも組み合わせながらそこら辺のところをしっかりとブランド化に向けて、さらなるブランド化に向けて関係機関と協議をして進めてまいりたいと考えています。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

そこで、新しい需要を生み出すということで、先ほどもありましたけれども、西山杉の間伐材で道路等のガードレールに使用してはというふうなところでなんですけれども、先ほど町長からはいろいろ問題点があるのではないかというふうなご意見もありましたけれども、町の製材所さんの何軒かにこの話をさせていただきました。1か所の製材所さんは、正月の大学駅伝、箱根の山に木のガードレールがあったというふうなことをお聞きしました。

さらに、高知県国道169号、480号、田辺市20号、有田市の県道20号、24号、83号、国道11号とかそういう県道、国道に今、木のガードレールが実際に設置されております。さらに高速道路の遮音材、杉材を利用して、遮音材に利用されているところが現在あります。その加工とかそういうのはなかなか難しいかなと思ったら意外と簡単で、白木を防腐剤処理ぐらいをして20年から30年ぐらいで交換するというふうなことも書いてありました。それを見越して、動画など探してみたら、10トントラックの荷台に、10トンの荷物を積んで、その木のガードレールに直接ぶつかった、まともにぶつかった動画がありましたけれども、10トントラックが跳ね返されました。そして木のガードレールは意外としっかりとしてありましたということもありますので、安全性は実証されているものと思っておりますので、ぜひ検討などしていただきたいなというふうに思ったところであります。

さらに、道の駅、それに机やベンチなどを作成して販売したり、西山杉のさびないロジ風の物置などを製作展示して通常販売とか、ふるさと納税の返礼品にするなどという発想はどのように思われますか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 西山杉の活用方法については様々な方法が考えられるのではないかと思います。

ガードレールにつきましては、先ほど申し上げたように、今紹介いただいた箇所、ざっく

りイメージしますと、やはり雪の、積雪が少ない地域が多いのかなというふうに思います。やっぱりこの地域であれば雪の問題が一番大きいのかなと、耐久性、それから安全性というふうなところで。

あとはちょっと私も少し勉強しなければなりませんけれども、ガードレールの安全性の、先ほど動画の話でそんなものもあったという紹介がありましたが、規格、基準等々というふうなものについてどうクリアできているのかというふうな部分も課題としてはあるのではないかと思います。いろんな事例を研究しながら、もしくはそういったことであれば県全体で取り組むというふうなことも考えられるのではないかなというふうに思いますので、その辺のところも勉強させていただきたいなというふうに思っています。

それから、いろんな製品への活用、そして紹介、販売あるいはふるさと納税でという提案がありました。以前、町内の大工さん方の組合のほうでいろんな製品を作ってサンプル的に紹介をしてきたというふうなことがあります。私は一番すごいなと思ったのは、リクライニングのできる椅子を、西山杉を組み合わせる中で折り畳み式のものが町の庁舎の玄関に飾られていたことがあるんですが、そういったいろんなものができるんだなというふうに思いました。この部分については作る側の手間、そして気力、そういったものをどう考えていくかというふうなところが大事なのかなというふうに思います。様々なアイデアを生かしながら、取り組んでいけることから取り組んでいくというふうなスタンスで進めたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

さらに、放射線の問題で福島産の木材が使用が難しいという今の時代がありまして、それに代わる、大江町産の間伐材を利用して薪として宮城県などに販売されているということもお聞きしました。

林活というのは木材を活用することが不可欠で、まず、先ほどリクライニングの椅子がいいというふうなこともお聞きしましたがけれども、需要があつて初めて次の建設業が必要となってくるわけで、次に製材加工業が必要となつて、また伐採、運搬業が必要になつて、それで植林して育てるということが必要という、役割分担ですね、それが成り立っている業種、業態だと思っております。やはり町として木材利用を促進することで、地域林活の持続性、さらにこれからの発展に貢献できると思っておりますので、ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。

そこで、林業の担い手不足と、林業放棄といった課題に対しまして、次世代に豊かな森林

資源を引き継ぐために、新たに林業の活性化などに尽力していただける地域おこし協力隊の募集など考えるべきだと思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 担い手の育成というふうなことは本当に大きな課題だというふうに思います。なかなか農業と林業、似たようなところあるんですが、殊に林業の部分については将来の担い手の確保というふうなのは今後かなり心配される部分ではないかなというふうに思います。林業の担い手がいなくなるということは山が荒れてくるというふうなことにつながり、様々な部分で、山ばかりではなくて里、まちの部分についても様々な影響が心配される、その大きな一つが熊の問題なのかなというふうにも思っています。その辺のことを思うと不安はあるんですが、ただなかなか、あるところでは私どもの新規就農者の取組と同じような形で林業の部分の新規就業者を招き入れているという動きをしているところもあるようですが、その辺のところは林業関係の団体の方々と様々協議をしながら、進め方について目標を定めていく必要があるのかなと思っています。

あと、地域おこし協力隊の部分については今1人、木育、この部分について地域おこし協力隊を入れておりますし、先ほど申し上げたように来年度からは森林整備に関する会計年度任用職員の採用というふうなことで考えているというふうなことを申し上げました。その辺の組合せの中からさらに広げる部分があるとすれば、地域おこし協力隊の活用というふうなものも選択肢の一つであるというふうには思いますが、ただ人だけ招いても、何というか、任務の中身についてしっかりとしたものを伝えないとなかなか活躍できないというふうに思いますので、その辺もいろいろと検討しながらやっていくことになるかというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 町長の思いは、大変理解をさせていただきました。ありがとうございます。

実は、行政視察で私、四国の人口4,000人台で山林が約8割を占める町に伺いまして、協力隊の話題で、地域おこし協力隊員が林業に携わる仕事をなさっている人がいて、その後、数人が独立して、林業で生活しているとお聞きをしました。また、別な視察ですけれども、県立農林大学校にお伺いをしまして、お話の中で全国的に林業への若者の就職は増えてきているんだよということもお聞きをしました。まず募集してみて、先ほどもありましたけれども、林業に従事する方（技術者）として育てていくことも重要だと考えますので、ぜひよろ

しくお願いをしたいと思います。

ここで、ちょっと時間があるようなので、変化球というか暴投など投げさせていただきたいと思っているわけですが、今まで町として伐採、いろんな施設に伐採して利用していると思うんですけれども、町有林を利用してきたと思うんですけれども、大体全体の何割ぐらい使用しているか、お分かりですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町有林につきましては、先ほど民有林が8,258ヘクタール、そのうち町有林が79ヘクタールあるというふうな数字になっております。そして今ご質問のありました活用状況等については、ちょっと総務課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

町有林につきましては、今実際使える山といたしましては、貫見の上のほうの吹越地内の町有林がほとんどであります。こちらにつきましてはこれまでも旧、今のにじいろ保育園でありますとか、中央公民館、そして道の駅というふうなところで活用しておりまして、材積量的には約半分近く使用したというふうに記憶しております。ただ、切り出した材につきましては、あそこの林道、田代山袖山線沿いでありまして、そこから、近いところからいいものを選んで切り出しておりますので、若干残っている部分についてはちょっと、品質的にはちょっと劣ると思います。

それともう一か所、大鉢冠木山地内、西川町境にも町有林が約6反歩ほどあるかと思えます。そちらにつきましても令和6年度、7年度で除伐、間伐をしております、整備をしております。こちらにつきましても、まだ四十数年だと思えますが、あと20年ぐらいたてばいい材ができると思いますので、今後活用可能であるというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

吹越の地区とか、町有林がある、いろんな町有林があると今お聞きしましたけれども、何か林業関係でドローン飛ばしたら、廣野さん、2割くらいしか使っていないんじゃないのなんていう話もありまして、今おっしゃったように使える素材と、まだ49年しかたっていないとかそういうふうな年齢のものがあつたり、建築物には向かないという話もお聞きしました

けれども、実はそのとおりでありまして、自然に生えた木ですと、100年200年育つ木もありますけれども、人工的に植林をした木ですと、50年過ぎると病気になったり癌になったりですね、なかなか使えない素材が出てくるという話もお聞きしました。そこで、大事な資源でありますので、その辺のを利活用しながら、これからもどんどんそういうふうな利用していくべきかなというふうに思ったところであります。

もう一つお聞きしたいんですけれども、10年前に漆の木を町として植林したと思いますけれども、利活用するためだと思いますけれども、今どのようになっているか、最後ですけれどもそれをお聞きしたいなと思います。2球目の変化球であります。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） かなりの変化球、暴投ではないかというふうに思いますけれども、通告がなかった部分なので数値的なものはありませんが、概況だけお話をさせていただくと、漆の木の植栽を2代前の町長のときに行って、漆工芸等につなげられないかというふうなことで、樹液の採取をするというふうな目的で植栽、土地を借りたりしてですね、植栽をしてきたというふうなことなのですが、木の生育、それから管理上の経費、そういった部分を考えますとなかなか、その後の使用の部分までのメリットを十分に発揮できる見通しが立たないというのが正直なところだというふうに思います。その部分についてはまだ、自然の中で漆の木は育っておりますが、その部分については、今後いろいろと所有者との関係もごございますので、整理しなければならない部分なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） しっかりキャッチしていただいて、ありがとうございました。

それでは、町長の8年度の林業についての所信表明がなされました。その中に、適切な森林整備を進めていく、高品質の西山杉の生産販売拡大に努めていきます、さらに持続的な森林管理制度構築を担ってまいりますと、熱い思いが伝わってきました。さらに町として林業関係者との信頼関係や歴代の担当者との信頼も確立されると感じております。ゆえに、それらの事業をさらに進める手段として宣言するべき、今月28日が期限ということもありますけれども、ぜひ宣言するべきかなというふうに思ったところであります。

その理由の一つですけれども、1月26日に県の林活ということの講話で出席をさせていただきましたけれども、終わってから林野庁の次長さんに名刺を持ってきました、林業で頑張っている大江町ですと言って、将来、道路のガードレールの木質化というのも考えているん

ですけれども。ああ、そうかそうか、もしいろんな情報あったら送るからとかそういう温かいご意見を頂戴したり、中には部門によって5,000万ぐらい確保しているから新しい需要に対しての助成とか、それに対する機材の助成なんかもあるというのもお聞きしましたし、メリットとデメリットの中に、計算方法とかそういうのが難しいとありましたけれども、設計図なんか見ると木をどのぐらい使ったというのが量がありますので、この杉の量とか、計算式、それを当てはめると簡単に出るというふうな、ここに書いてありますし、また、ほかの自治体でそういうふうに計算しているところもありますので、そういうのを手本にすればその辺のマイナス的なものはなくなるのではないかなというふうに思っているところであります。

まとめではないんですけれども、やはりこれから、大江町の豊かな森林は財産でありまして、次世代に引き継いでいく責任があると思っております。林業は……

○議長（宇津江雅人君） 廣野議員に申し上げます。

それは質問ですか。先ほど最後の質問と聞いていましたが。

○2番（廣野秀樹君） 質問ではありません。最後のまとめです。分かりました、ありがとうございました、じゃ、最後の質問をさせていただきます。

私が先ほど、マイナスが少ないのではという意見に対しまして、もう一度町長からのお伺いをしますけれども、宣言すべきと思いますが、町長のご意見をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど宣言するかしないかというふうな部分の気持ちについては、冒頭の1回目の答弁でお話をさせていただいたとおりでございます。

10月29日に山形県国有林野等所在地市町村長有志協議会というのが飯豊町でありまして、私も出席をしました。その際、廣野議員は林野庁の次長さん等というふうなことで名刺交換されてきて、いろいろお話をしてきたというふうなお話がありましたけれども、その意見交換会の中で、首長さん方それぞれ意見を求められて発言をしておったんですけれども、先ほど算定式の部分についてのお話をさせていただきましたが、私のほうからは、この宣言をするに当たって、そして目標設定をするに当たって、計算モデルなどのようなものが国などで準備してもらえれば、そこら辺のところはもっと参加しやすい環境整備になるのではないかなというふうなことで質問させていただきました。そうしたところ、今のところ、このことについてはっきりは申し上げられませんが、8年度中に、そういった計算式などの部分

についても今検討しているので、完成すればそういったものも資料として差し上げられる可能性があるというふうなお話がありました。

なかなかやっぱり、こういったデータをまとめていくというふうなことになりますと、委託等のほう、専門的なものが必要になってくるというふうに思いますので、そこら辺の部分、先ほど、要はこの宣言をすることによってのメリット、デメリットを、デメリットはほとんどないかというふうに思いますけれども、金銭的負担なんかが出てくるのかどうかというふうなことでありますが、そういった部分を検討しながら、宣言に向けては考えていかなければならないというふうに思います。

ちょっと調べてみますと、宣言すること自体は、建築物の木造化などを積極的に推進し木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献しますという項目と、木材利用の促進に当たってはSHK制度、温室効果ガス排出量算定報告公表制度、これを積極的に活用し、地域の関係者と連携して木材の利用の効果を見える化していきますというのが宣言文の内容で、表上はそういったことだと。ただ、見える化をしていくというふうな宣言をする中では、目標としてというふうな数値、それからその後こういうふうなことになっていますというふうな評価の公表等々が義務づけられるといたしますか、課せられるというふうなことでありますので、その辺のメリット、デメリットを整理していくというふうな段階ではないかと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 最後のまとめといたしまして、やはり大江町は今まで木を使った循環型の建物を実際に建てておりますので、その辺に対してはもう十分に宣言してもいいのかなというふうに思っております。

林業は単なる産業だけではなくて、防火や環境保全、地域活力の維持に直結する分野でもあります。持続可能な森林経営の実現のために携わる方々と共に協力を得、さらなる支援策の充実を求めまして、本件に関する私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◇ 菊 地 英 幸 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の質問は、一問一答方式で行います。

1 番、菊地英幸君。

○1 番（菊地英幸君） 1 番、菊地英幸です。よろしくお願いします。

大江町も大変雪国となっていて今後の除雪体制はどうなるのかなと思って質問をさせていただきたいと思います。暴投しないよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここ数年、温暖化の影響なのか、雪質は水分量を多く含んで重くなり、雪かきが大変重労働になっていると感じております。また、集中的に雪が降り、短時間で多く雪が積もる傾向が非常に見られると思います。そこで、町の除雪や排雪等について伺いたいと思います。

①冬季の除雪オペレーターは6名ですが、この人数で本当によいのか。病気（風邪、インフルエンザ等）により体調不良で休みが必要になったときは交代する人がいなく、除雪や排雪作業が困難になっていると思います。いつでも交代できるように人材育成をしていくべきではないでしょうか。

②町内の排雪作業についてはワンオペで、大型ロータリーでダンプトラックに積み込みをしていますが、歩行者や車が注意しながら通行しているのが現状です。誘導する人もいなく安全性を無視したように感じています。改善すべきではないでしょうか。

③町営バスの停留所等の除雪や排雪体制はどのようなになっているのかお聞きします。

④町民の除雪、排雪について、町内の道路は狭いところも多く、雪を置くところもないのは分かりますが、自力で軽トラックに雪を家庭用の除雪機で積み込み、雪捨て場まで運んで排雪している人もいる中で、車の通行に支障が生じるような雪の出し方はどのようなものでしょうか。モラルの問題もありますが、住みやすい町づくりのためにも行政で指導していくべきではないかと考えております。

以上、4点のことを町長に伺います。よろしくお願いします。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地英幸議員の除雪体制に関するご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員の質問の中にもありましたけれども、今年の冬は12月初旬に寒波が到来した影響により12月5日には左沢地区で35センチ、柳川で43センチの積雪がありましたが、12月末までには左沢ではゼロセンチ、柳川では17センチという状況で、一時的に降っては日中には解ける、このような降雪の状況がお正月頃までは続いていました。しかしながら1月に入ると、全国的に継続して厳しい寒波が流れ込み、連日降雪が続き、1月末には左沢では90センチ、柳川では170センチに到達したことから、2月2日、豪雪対策連絡本部を設置し、町民の生活道路の確保のため、道路の徐排雪に万全を期してきたというのが今年度の冬の状況でございました。

ご質問の、1点目の除雪オペレーターの人数についてのご質問でありますけれども、昨年度までは確かに6名体制で実施しておりましたが、昨年度の豪雪時において、オペレーターの出動状況を踏まえまして、心身の健康状態や疲労の蓄積度合いなど考慮するとともに、経験の豊富なベテランのオペレーターさんから経験年数の浅いオペレーターさんへの技術とノウハウの指導など、後進の育成という観点も含めまして、今年度は1名を増員して7名体制として実施してきております。ご質問にありましたような状況も踏まえてというふうなことでの対応としてきました。

2点目の排雪作業に関するご質問がありましたが、菊地議員からのご質問のとおり、日中の平常業務における排雪作業においては、歩行者等に十分に注意を払いながらオペレーターのみで対応しているのが実情でありました。ただ、豪雪の際に行っている町内一斉排雪作業などの際には、町職員の横断的な協力により、排雪作業体制を組織し、職員を誘導員として配置をし実施しているというふうなことがありますので、平常業務での道路拡幅作業などの除雪体制は最小限の人員で、より効率的に、そして安全に配慮した中で実施させていただいているのが現状であるものと考えておりますので、安全策というふうなところでは十分に配慮しているというふうなところをご理解をいただければというふうに思います。

次に、3点目ではありますが、町営バスの路線については、拡幅作業や排雪作業を小まめに

行うことで道路幅を確保し、町営バスの運行に支障がないように努めてきております。また、停留所付近についてはなかなか機械除雪だけでは対応できていない部分も出てきますので、丁寧な徐排雪を心がけて作業に当たっているほかに、町営バス担当職員が定期的に雪の状況により巡回をし、除雪作業をバス停の部分について行っております。なお、一部の停留所におきましては地域住民の皆様にもご協力いただいているというふうなところもございます。

4点目ではありますが、町民の道路等への雪の出し方については、車両の通行に支障が生じないよう、道路への雪出しはご遠慮いただいておりますが、このあたりにつきましては町民一人一人のご理解、考え方に委ねる部分が大きいのではないかと感じています。除雪の時期に合わせて、町では11月25日発行のお知らせ版で道路への雪出しについてご協力の依頼を周知させていただいております。

しかしながら、議員のほうからもありましたとおり地域での課題であるというふうに認識しておりますので、町民各位のご理解とご協力が必要となります。せっかく除排雪を行ったその部分についてまた雪が置かれるというふうなことでは効果的な除雪ができないというふうに思いますので、ここのところはお一人お一人の心がけが大変重要になるものだと思います。議員の皆様方からもご理解を賜りますようお願いをいたしますし、地域の区長さんはじめ、様々なお付き合いの中でその辺の部分の注意喚起も含めてお願いをできればというふうに考えております。ただ、町のほうでもそういった連絡をいただいている際につきましては、町のほうでも個別に注意を促すなどの対応はさせてもらっているところであります。

最後に、除雪体制につきましては、前年度までの経験を踏まえて毎年度見直しを行いながら次の年の体制を検討しております。近年はオペレーター確保のため報酬額の引上げや、除雪作業へのDX化、これの導入などを実施してきておりますので、今後もよりよい除雪体制が構築できるよう引き続き検討を重ねてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 町長、答弁大変ありがとうございました。

まずは1番のほうから順次、少しずつ質問させていただきたいと思います。

令和8年度から8名体制という……

〔「7年から7名」と言う人あり〕

○1番（菊地英幸君） 令和7年度から7名体制ということなんですけれども、もう一人くらい補充して、もうちょっと若い人を募集かけて人材育成していくべきではないんじゃないか

なと思っているんですけれども、あとはほかの市町村、寒河江市とか朝日町、西川町とか隣県のほうで来てくれる人を、あそこら辺もちょっと募集をかけて若い人なんか、人材育成にしていっていいんじゃないかなと考えているんですけれども、町長、その辺はどうお考えなのか、まずそこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 正直、オペレーターの募集、確保については町としては大変苦慮しているという実態もございます。というのは、募集の告知をするわけでありましてけれども、それに対して応募をしていただける方の人数が確保できなかった年度もありました。働き方が、以前ですと、農家の方が冬のお仕事として除雪のオペレーターとして働いていただくというようなことが一定程度固定化しているというふうなことでありましたが、今は高速道路の除雪なども含めて、いろんなところでそういった作業を行える環境が整っているというふうなことがあったり、除雪に係る作業自体の大変さだったり、家族も含めた対応だったりというようなことで、トータル的に考えられての応募というふうなことになるわけですが、そういった中でかなり努力をしながら現在の7名体制のオペレーターさんを確保しているという状況であります。

1名増強したらどうなのかというふうなこと、必要性については年代別に見てもやっぱりこれから先、あと何年というふうな年代の方もいらっしゃいますので、そういった部分の、次を育てていくというふうなことで必要性は十分に理解できますけれども、なかなかその人材の確保というふうな点で難しいという部分と、人さえいればいいというふうなことではありませので、仕事量に見合った人数というふうなことと人材育成のバランスというふうになると思いますので、その辺のところはまた今シーズン終えて反省を踏まえながら、来年度の体制の話合いをやっていくというふうなことにしていきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

今年度の結果を見ながらということで、その辺は理解したいと思います。できれば8名体制あたりがいいんじゃないかと思って、要検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2番目の町内の除排雪についてなんですけれども、一斉排雪時には職員も出て誘導しているということなんですけれども、あまり見かけないなと思って、私も町内在住じゃないので、いつしていると言われてもちょっと分からないんですけれども、結構見回している間なんかは、何かしているのかなとかって。ただ、大型ロータリーとダンプだけで積込

みして、あれって思って、すごい周りの人、普通に通行したりとか、車もヒョヒョンと通ったりして非常に危険だなと思っている、やっぱり感じているんで、その辺は改めてやっぱり、平常業務で最小限も分かるんですけれども、その辺はしっかりと改善、安全性を重視して改善していくべきではないでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどご説明申し上げたのは、町内、左沢の住宅の密集地辺りの部分について、大がかりに通行止めを含めて除雪を行う際の話で、職員の横断的な協力を求めながらやっているという事例を紹介させていただきました。今年度はそこまでの事態にはなってきませんでしたし、日常的な道路の拡幅作業、こういった部分で何とか済ませることができたというような雪の状況だったのではないかなというふうに思います。

人手をできるだけかけ、安全を確保していくというふうなことは当たり前のことではありますがけれども、そこにはやはりきちとした効率的な部分も考えながらやらざるを得ないというのが今の実態であります。除雪というのは、いつどういった状況で出なければならないのかというふうなことの予想が直前にならないと分からない、そして早朝時に集中している中ではなかなか拡幅作業ができないというふうな作業になってきますので、その合間を見ながら平常時の拡幅作業を合わせてやっているというのが実態でございます。効率的な、お金を、お金も含めて効率的にやっている作業の今のところの状況がこういう状況で、安全確保しながらやっているというふうなことです。

なお、通学時間帯等の部分については、できるだけ機械の排雪作業などは時間帯として避けながらやっているという配慮もしているところでもありますけれども、これからも安全対策というふうなことでは、十分に気をつけながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。確かに通学時なんかは避けながらやっているのはちょっと感心して見ております。そのところは非常に評価したいと思います。できるだけ安全を確保しながら、今後もぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

それでは、3番目の町営バスのことについてお伺いしたいと思います。

町営バス担当者がいて定期的に巡回していると言いましたけれども、除雪するのは朝ですよ。朝、除雪して雪がもっさりとなって町営バスに乗るときすごい難儀しているなど、老人、年配の方、すごい苦勞していると思うんですけれども、やっぱりそこ朝とか、何とかこう、大変でしょうけれども、除雪した後というわけじゃないですけれども、朝早く、ちょ

っとバス停辺りなんか除雪排雪なんかして、乗りやすいようにしていただけないかなと思うんですけれども、町長。その辺はどうですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 確かに、早朝除雪の際は町道の除雪とあまり時間差なくきれいにできればいいわけですが、そのための人員配置というふうなことは、やっぱり地域の方々のご協力などがなければできないのではないかというふうに思います。そのために職員が巡回をし、日中にはなってしまうんですけれども、次の日に備えてというふうなことの対応をさせてもらっているというのが実態であります。

どこか議員がおっしゃっているようなことが、箇所的にあそこのところがというふうなことがあるんだとすれば、その辺の部分は情報としていただきながら対策を考えていく必要もあるのかなというふうに思いますので、いろいろとご指導いただければありがたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） その都度、情報交換して、できるだけ町民が安全に雪乗り越えて、大変な苦労しないように、情報交換しながらそこは町、行政ともうまく情報交換していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、4番目についてお伺ひします。

雪出しはやっぱりちょっと駄目なんじゃないかと思うんですけれども、ちゃんと道路交通法とかにも、第76条及び道路交通法第43条とかに記載、しっかり明記されておりますので、禁止されておりますので、その辺はしっかりとお知らせ版だけではなく、例えば区長会長とか話合ひあるわけですが、その辺しっかりと話合ひとかしながら、冬について、道路の雪出しについてしっかりと話合ひなんかしていただけたらと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 究極的にはといいますか、今、道路交通法というふうな話がありましたが、あまり私承知をしていない部分でありますけれども、場合によっては警察さんへの相談というふうなことも最終手段としては、最終手段というかな、そういうことも究極的にはあるのかなというふうには思ひますが、ただ、そういったことで地域感情、地域コミュニティー、そういったものを壊すというふうなことになってはいけないというふうに私は思ひます。

今、議員からありましたように、お知らせ版だけではなくてというふうなことを区長会なりの話の話題提供しながら、その辺のところ、各地区の課題なんかはどうかかな、うちではこうしているよというふうな情報交換の場にしていったりというふうなことでは、その部分は考えてまいりたいと思いますし、これまでも区長会さんとの意見交換の中では出てきている話題ではなかったかなというふうに感じています。

先ほど申し上げましたように、どうにもならない状況になってくると感情的な部分になってしまいますので、そのこのところのトラブルは起こさないように配慮しながらも、いつもの方なのか、いろんなところでそういうことが起こっているのか、その地域の状況によっても違うんだというふうに思います。町のほうでもその部分は、間には入れる部分は間に入りながら注意喚起をしていくというふうな部分で、対応していかざるを得ないのかなというのが正直なところでございます。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

いろいろちょっと難しいんですけれども、せっかく除雪した後、雪出したり、やっぱり車運転なんかするとハンドル取られてとか、事故になりかねないし、そこら辺の責任となるとどうなるのかなと思ってちょっと考えております。どうなのでしょう。ちょっとその辺も何か弁護士さんあたりに聞いてみるかなともちょっと思ったときもあるんですけれども、やはりこの辺の責任となると、出した人ってなると誰出したんだと個人追及にもなりかねますし、その辺大変だと思えるんですけれども、何とか行政のほうで、個人が一人一人言うと攻撃的になってしまうと悪いんで、その辺は行政のほうを受け止めて何かうまく指導していったらなと思うんですけれども、町長、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと早いんですけれども、何かこれについて、町長、思いとかあればお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私のほうから申し上げたいことは先ほどまで申し上げたことでありますので、現場のほうを預かっている建設課長のほうからもちょっと実態に即したようなお話があると思いますので、ちょっと一言話をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 道路除雪を預かっております建設水道課としまして、今の雪出しの件でございますけれども、やはり雪出している地区というのはある程度場所が決まっ

ていたりします。そういったところについてはこちらのほうで日中除雪の際に、雪出した雪を排雪、排雪とかどかさような形を取りながら、あとクレーム等が来ればその都度対応するというふうな形で、ただ、個人追及とか特定とかというふうな形は、やはり行政としてそこまではちょっと踏み込めないというふうな考え方で、何とかこれまで対応してきているというふうな状況でございますが、やはり一人一人、そういった道路自体に、道路に雪出しするのはやはり周りの人にも迷惑かけるということを理解した上で、ぜひご協力いただきたいというふうな呼びかけをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。本当にこれはお知らせ版ではなく、やはり区長会長とか、何か会合とかあるときにはしっかりと周知して、道路に雪は出さないようにしていただきたい、いただけるように行政でぜひとも指導して行ってほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地英幸君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの10日火曜日まで議案調査等のため本会議は休会とします。

3月10日火曜日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分

令和8年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和8年3月10日（火）午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議第 5 号 | 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 6 号 | 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 7 号 | 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 8 号 | 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 9 号 | 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 10 号 | 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 11 号 | 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第 12 号 | 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第 13 号 | 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議第 14 号 | 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議第 15 号 | 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議第 16 号 | 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について |
| 日程第 13 | 議第 17 号 | 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定について |
| 日程第 14 | 議第 18 号 | 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について |

- 日程第 15 議第 19 号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議第 20 号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議第 21 号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議第 22 号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議第 23 号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議第 24 号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 21 議第 25 号 令和 7 年度大江町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 22 議第 26 号 令和 7 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議第 27 号 令和 7 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議第 28 号 令和 7 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議第 29 号 令和 7 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議第 30 号 令和 7 年度大江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議第 31 号 令和 7 年度大江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 予算特別委員会設置及び付託（新年度当初予算 7 件）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） おはようございます。

議第5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

町長の説明にもありましたとおり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準に従い運営に関する基準を定めるものです。

それでは、条例制定の要点をまとめた資料5により説明させていただきます。

初めに、1の条例制定の趣旨についてですが、令和6年に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設され、本町においては昨年の9月定例会においてご審議いただき、9月9日に大江町乳児等

通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、いわゆる認可条例を交付しております。今般、令和7年11月13日に公布された内閣府令により、事業を行う体制整備について確認するための基準を定める条例、いわゆる確認条例を定めなければならないこととされたため、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものであります。

次に、2の条例制定の基準は、条例の制定には内閣府令により従うべき基準と参酌すべき基準が定められており、3の本町の基準は全て国の基準に従い規定を整備しております。

4の施行期日は、全ての自治体で開始が義務づけられている令和8年4月1日とします。本町では、子ども・子育て支援法の規定に基づく準備行為として、施行予定日前の今年度中に確認手続を行い、4月1日から本事業を開始する予定になっております。

なお、5の乳児等通園支援事業の概要については記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 大江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

番号法と呼ばれる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が運用されています。大江町でもこの法律の規定に基づき当該条例を定めておりますが、マイナンバー制度を活用する利点を生かすため、本条例の一部を改正するものであります。

番号法では、マイナンバーの利用の対象となる事務を定めており、これを法定事務といいます。また、法定事務以外のものについても、社会保障や税、災害対策に関する事務等であれば、条例で定めることでマイナンバーを利用できる事務として位置づけることが認められています。この独自利用事務に関して町への転入手続等の際に所得証明書等の添付書類を省略することが可能となり、事務手続の効率化を図ることが可能となります。

資料6の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、用語の定義を規定しており、条項の誤りを修正するものです。

第3条は、特定個人情報の提供に関し、国との連携について定めるものです。

第4条は、新たに加える条文で、独自利用に係る利用範囲を定めるものです。

2ページから4ページにかけての別表をご覧ください。

具体的な事務として重度心身障がい（児）者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療を個人番号を取り扱う独自利用事務として新たに定めるものです。

第5条は、委任について文言の修正を行ったものです。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第6号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第7号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第7号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料7の新旧対照表をご覧ください。

第14条第2項第2号は、通勤のため自動車その他の交通の用具を使用している職員に対する通勤手当に関する規定です。この支給月額を現在の5万3,000円から6万6,400円に引き上げるものです。

第23条は日直手当に関する規定となり、支給額を現在の4,400円から4,700円に引き上げる改定となります。

別表1の給与表につきましては、50歳代前半の職員の昇給機会を確保する観点から、行政職給料表4級及び5級について、8つの号級を増やすものになります。

なお、本町においての4級は主査級、5級は課長補佐級の職務と位置づけています。

以上3点は、いずれも県の人事院勧告及び令和8年4月1日施行の山形県職員等の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、県に準拠して改正を行うものになります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第8号、議第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） ここで審議の方法についてお諮りします。

日程第4、議第8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議第9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

それでは、議第8号及び議第9号についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、第9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については同じ改正内容ですので、一括してご説明いたします。

初めに、議第8号に関する資料8の新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項の規定は、扶養手当の支給対象となる扶養親族を定めているものですが、昨年度の人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、配偶者を対象とした扶養手当の段階的な引下げを行っており、令和7年度末をもって完全廃止となるため、配偶者を対象とする規定を削除するものです。

同様に、第9号に関する資料9の第5条第2項においても、配偶者を対象とする規定を削除するものになります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第10号 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第10号 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、町が発行した納付書等の期限までに納付せず、督促状が発行された後に納付する際に発生する督促手数料を廃止するための条例改正となっております。

これまでの経緯を申し上げますと、令和5年4月から地方税統一QRコード（eL-QR）と呼んでおりますが、これを活用した地方税の納付制度が開始をされております。本町でも令和5年4月発行からの納付書にQRコードをつけており、電子納付が可能になっているところでございます。

また、金融機関においてもeL-QRを導入し、地方税の収納事務を行っております。以前は督促状発送日以降に納付する方からは、金融機関窓口にて納付書に手書きで督促手数料100円を加筆して納付していただいております。しかし、eL-QR導入後はシステムの関係上、手書きによる収納ができなくなっております。

このことから、役場出納室で納める方からは督促手数料を納付していただき、金融機関等で納める方からは納付していただかないという不均衡が生じておりました。そのため、納税者間における不均衡を是正すること及び近隣市町でも同様の理由から督促手数料を廃止する方向にあることから、検討の結果、税の督促手数料を廃止することといたしました。

あわせて、全庁的に統一した取扱いとするため、税外収入についても督促手数料を廃止することとし、大江町税条例ほか9つの条例をまとめて改正をするものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

第1条は大江町税条例の改正、第2条は大江町後期高齢者医療に関する条例、第3条は大江町介護保険条例、第4条は大江町農業集落排水事業分担金徴収条例、第5条は大江町農業集落排水施設の管理に関する条例、第6条は大江町農地等災害復旧事業費分担金徴収条例、第7条は大江町道路占用料徴収条例、第8条は大江町公共下水道条例、第9条は大江町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例、第10条は大江町水道給水条例の改正で、全て督促手数料を廃止する改正及びそれに伴う文言の整理になってございます。

次に、附則をご覧ください。

第1項の施行日につきましては令和8年4月1日からとし、第2項経過措置としましては、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によるとしております。これにより、施行日前に発行された督促状については、令和8年4月1日以降の納付であっても督促手数料を頂くということになります。

なお、それぞれの条例ごとに資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第10号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町税条例等の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 1 1 号～議第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　ここで審議の方法についてお諮りします。

日程第 7、議第 11 号　大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 9、議第 13 号　大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は 1 議案ずつ行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　異議なしと認めます。

それでは、議第 11 号から議第 13 号についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君）　議第 11 号　大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第 12 号　大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第 13 号　大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

資料 11－2 をご覧ください。

1 の改正の趣旨につきましては、保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、児童福祉法等の一部が改正されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び保育に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても、国の基準改正に準じ、本条例の一部を改正するものです。

2 の改正理由の種別についてであります。1 つ目は、職員による虐待の禁止についてです。保育所等の職員による虐待に関する通告義務等が創設されましたので、本町においても同内容の改正を行うものであります。

2 つ目は、地域限定保育士の一般制度化についてです。地域限定保育士制度とは、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができる制度であります。これま

で国家戦略特別区域に限り認められていたものが一般制度化されたため、本町においても、今後、山形県で地域限定保育士制度を導入した場合に対応できるよう改正するものであります。

3つ目は、利用乳幼児等の健康診断についてです。1歳6か月児健診や3歳児健診、5歳児健診等、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業所等で行うこととされている利用乳幼児の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、かつ施設長がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとなったことから、本町についても同内容の改正を行うものであります。

3の改正内容についてであります。改正理由の種別ごとに条例名と改正箇所を整理したものであります。

なお、現在、本町において、大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が適用される家庭的保育事業等は該当がないことを申し添えます。

また、資料11-1、資料12及び13として、それぞれの条例の新旧対照表をお配りしておりますのでご覧いただければと思います。

なお、大変申し訳ありませんけれども、資料11-2に訂正がございますので、おわびして訂正をさせていただければと思います。

3、改正内容の②地域限定保育士の一般制度化の欄における改正箇所に「第46条」とありますが「第47条」の誤りでありましたので、おわびをし、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第11号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸

君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第14号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 議第14号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料14-2をご覧ください。

1の改正の趣旨につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても、国の基準改正に準じ、本条例の一部を改正するものです。

2の改正内容の種別についてであります。1つ目は、確認基準と整合性を図るための文言等整理についてです。今般、国が定めた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、いわゆる確認基準と整合性を図るため、先行して国が定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、いわゆる認可基準について文言等を整理し改正する内閣府令が公布されたことによる改正です。本町においても、今回の改正に合わせて文言等を整理するものであります。

2つ目は、事業所内部が定めるべき規定の内容についてです。乳児及び幼児の区分ごとの利用定員について区分を問わず利用定員の総数のみを定める内容に改正されたことから、本町においても同内容の改正を行うものであります。

3つ目は、特例保育事業所における一般型乳児等通園支援事業の特例についてです。特例保育事業所とは、特定教育・保育等の確保が著しく困難な離島等にあつて、通常の基準を緩和し実施することが認められている保育所等のことではありますが、一般型乳児等通園支援事業を実施する場合は、保育事業と同様に基準を緩和する特例を設ける改正で、本町においても国と同じ条文を加えるものであります。

4つ目は、職員による虐待の禁止についてです。保育所等の職員による虐待に関する通告義務等が創設されましたので、本町においても同内容の改正を行うものであります。

5つ目は、地域限定保育士の一般制度化についてです。これまで国家戦略特別区域に限り認められていたものが一般制度化されたため、本町においても、山形県で地域限定保育士制度を導入した場合に対応できるよう改正するものです。

3の改正内容についてであります。改正理由の種別ごとに改正箇所を整理したものであります。

なお、資料14－1として、条例の新旧対照表をお配りしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第14号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第15号 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） おはようございます。

議第15号 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

新規就農者の生活支援の一環として、町ではこれまで家族向け住宅を5棟、単身者用の研修寮を男女それぞれ1棟ずつ整備してきました。2棟の研修寮のうち深沢地区のものについては単身女性用としてまいりましたが、近年は単身女性の就農希望者がいなかったことから、入居者がいない状態が続いております。

多様な担い手を確保する観点から、今後も女性就農希望者の受入れを継続してまいります。家族で移住される方の住環境支援体制を強化するため、深沢地区の女性用研修寮を新規就農者住宅として本条例に新たに位置づけ、活用を図るものであります。

また、第14条第1項では、入居期間の延長について規定しておりますが、転居先の準備の都合など、やむを得ず延長する必要がある場合に対応できるよう、ただし書を追記するものです。

資料15の新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、第14条第1項にただし書を加え、別表中、深沢地区の住宅について、設置年度、構造、棟数、床面積、所在地、家賃等を新たに加えるほか、所在地表記を統一するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第15号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 大江町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎議第16号～議第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） ここで審議の方法についてお諮りします。

日程第12、議第16号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についてから、日程第18、議第22号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についての7議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

それでは、議第16号から議第22号についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 議第16号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についてから議第22号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についてまで一括してご説明を申し上げます。

資料16をご覧ください。

選定委員会における審査状況等についてご説明を申し上げます。

1ページの選定結果については、町のホームページにおいて2月16日に公表をされております。その中の5、選定理由にありますとおり、全委員が的確と判断し、付与すべき条件等も特になく、株式会社大江町産業振興公社を大江町健康温泉館ほか6施設の候補者として選定をしております。

ご意見といたしましては、温泉施設については、これまでシニア層が主な客層であったと思うが、若年層やファミリー層を誘客できる施策検討や情報発信に努める必要がある。同様の施設がある中で生き残るため、大江町の施設としての特徴を売り出していく必要性、町民を巻き込んだ形で運営することで町の活性化につなげることなどが挙げられております。

2 ページ目以降に、選定委員会に付した事業計画と年度ごとの収支計画書を添付しております。

事業計画につきましては、新規顧客の確保に向けた情報発信や、季節に応じた集客イベントの開催などを計画しており、引き続き利用者拡大、時流を捉えた経営戦略による安定経営に努めていくこととしております。また、施設ごとに作業計画を作成し、町や関係機関との緊密な連携を図りながら、安全・安心に利用ができる施設を維持できるよう、候補者にはこれまで以上に万全を期して運営していただきたいと考えております。

次に、3 ページと 4 ページをご覧ください。

収支計画につきましては、昨今の国際情勢や物価高騰の影響、域内人口の減少、近隣の同様施設との競合などにより、各施設ともコロナ禍前の数字まで回復しておらず、売上高が伸びなかったことから指定管理料の増額を見込んでおります。

温泉施設においては、厳しい経営状況に対応すべく、光熱水費の削減に向けた効率的な運営や節電に努めるとともに、宿泊料金の改定などによる料金収入の増加のほか、新規利用者の獲得に向けた湯～ゆ券の特別販売等を次年度以降も計画し、利用料金等の売上げの増加を見込んでいるようでございます。お客様が満足して利用していただけるよう、各施設の特徴を最大限に活用しながら、安定した事業運営となるよう候補者と協議していきたいと考えております。

なお、5 ページ以降につきましては、施設ごとの収支計画書を添付してございます。

説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第16号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第16号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第17号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第20号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第21号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第21号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第22号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今回、この一括で出されている指定管理については反対することではありませんけれども、12月の定例会の繰越明許において附帯決議を出しております。そのことをしっかりと肝に銘じながらこの予算を通したいと思いますので、執行部のほうでもきちんと頭に入れて実行なされてくださることをお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆） 今、関野議員からありましたとおり、附帯決議等の部分について先般の全員協議会等でもお話をさせていただいていますが、町としては、この公社による指定管理の施設、町民にとってすばらしいものであるべきものだというふうに思いますし、町の交流施設としての拠点的なものでもありますので、今後とも安定した経営に向けて努力するように公社と一体となって進めてまいりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第22号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第19、議第23号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） 議第23号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について詳細をご説明申し上げます。

大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定につきましては、現在、貫見区自治会が指定管理者として管理を行い、地域活動の拠点として地域住民を中心に利活用が図られております。その地域の公共的団体等が運営を行うことにより、地域の特性を生かし、地元と密接なつながりを持った施設として、効果的で効率的な運営が行われております。

このたび、指定管理者としての期間満了を迎えることから、引き続き指定管理者として指定を受けるべく指定管理者の申請がありました。これを受け、選定委員会の審査を経て、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらず選定したところであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間、貫見区自治会を大江町貫見こぶし館の指定管理者として指定するため提案させていただくものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第23号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第23号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第20、議第24号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第24号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについての詳細をご説明申し上げます。

別冊としてお配りしております大江町過疎地域持続的発展計画をご覧ください。

本計画につきましては、総務省から示された計画作成例に沿って記載しており、各項目の構成につきましては、令和3年9月に策定いたしました現在の計画からの変更はございません。

また、各項目の内容につきましては、現在の計画の策定後に動きや変化のあった状況、今後取り組む可能性のある事業などについて加筆修正を加えたものとなっております。

初めに、4ページから17ページまでの1、基本的な事項につきましては、町の概況や人口及び産業の推移、財政状況、基本方針及び基本目標、計画期間などを記載しております。

大江町の過疎の状況について若干ご説明いたします。

5ページ上段の②過疎の状況、1）人口の動向をご覧ください。

大江町の人口は、町が誕生した昭和34年には1万6,731人でありました。過疎地域の指定を受ける前年の昭和50年の国勢調査では1万1,801人となり、令和2年の調査では7,646人と一貫して減少しております。令和7年の国勢調査の結果はまだ公表されておりましたが、さ

らに厳しい状況となっているものと考えられます。

9 ページ上段の表 1－1、（1）人口の推移をご覧ください。

ゼロ歳から14歳及び15歳から64歳以下の人口減少が顕著に表れております。

10ページ及び11ページには、令和7年3月に改訂した「大江町人口ビジョン」における人口の展望を記載しております。早期に人口減少対策を進めていくことで、合計特殊出生率が2040年に1.60程度に上昇した場合、2060年の人口を3,280人と推計しております。

こうした状況を改善するためには、若い世代を中心とした取組を強化しなければならないと考えており、特に移住・定住対策や子育て支援、雇用の創出、産業の振興などに力を注いでまいりたいと考えております。

また、15ページから16ページに記載しております基本目標につきましては、大江町人口ビジョン及び大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略を考慮した目標値を設定しておりますが、新たに人口総数と経常収支比率を追加しております。

18ページから44ページまでは、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、3、産業の振興、4、地域における情報化、5、交通施設の整備、交通手段の確保、6、生活環境の整備、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8、医療の確保、9、教育の振興、10、集落の整備、11、地域文化の振興等、12、再生可能エネルギーの利用の推進、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項の12の項目に関して、現況と問題点及びその対策と事業計画などについて記載しております。

45ページから48ページまでは、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からその他地域の持続的発展に関し必要な事項に、過疎地域持続的発展特別事業として位置づけたソフト事業を再掲しております。

なお、本計画に記載しております事業内容につきましては、あくまでも現時点での予定であり、今後の国や県の動向や社会情勢の変化などにより柔軟に変更してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第24号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第24号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議第25号から議第31号までの一般会計、各特別会計補正予算並びに下水道事業会計補正予算、水道事業会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

◎議第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第21、議第25号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第25号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

初めに、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正は、いずれも年度内での完了が見込めない11事業を追加するほか、下段の治水対策等事業は、事業進捗等の精査により繰越明許費の額を変更するものです。

7ページの第3表地方債補正は、上段の2件について新たに起債対象として追加するもので、下段の公共交通対策事業など11件について、ほかの特定財源との調整や事業費の精査に

より、借入れ限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

なお、経常的な経費や事務事業の精算処理に伴う補正につきましては、多額であっても説明を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

歳出予算からご説明いたします。

16ページをお開きください。

1 款議会費は49万9,000円の減額です。議会だよりや会議録作成に係る経費などについて減額をしております。

2 款総務費は1 億7,465万6,000円の増額です。

下段の1 項4 目財産管理費の財政調整基金は、当初予算で2 億8,300万円の取崩し額としていたため、補正予算で前年度繰越金の2 分の1 相当額を上回る分も積み立てるなど、残高の回復に努めてきました。この結果、このたびの積立金追加により、年度末の基金残高は、前年度末から260万円程度増加する見込みとなっています。町有施設整備基金も前年度末から370万円程度増加する見込みとなっています。

17ページの6 目電子行政推進費は、システム標準化移行業務の完了などに伴い、基幹システム等借上料を精査により減額するものです。

18ページをお開きください。

8 目移住定住促進費の空き家等利用促進補助金は大幅減ですが、改修工事に係る分の利用が冬期間になると先送りされる傾向にあることなどが影響しています。移住定住促進住宅ローン支援補助金は、本年度の交付見込みに基づき追加するものです。

9 目ふるさとまちづくり寄附事業費は、本年度の寄附額を12月補正後予算額より、さらに5,000万円増の3 億7,000万円程度と見込み、必要経費を追加しています。

12目臨時特別給付金事業費は、支給対象者の精査により、事務費等を含め、精算して減額をしています。

19ページ、ご覧ください。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費は、法改正に対応するための戸籍システム改修委託料を追加するものです。

20ページ中段からの3 款民生費は2,163万円の減額です。

1 項1 目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金、2 目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額は、保険給付費や事務費等の実績見込

みに合わせて調整を行いました。

4目、障害者福祉費の障害福祉サービス費は、利用者の伸びに加え、報酬改定による影響もあり、所要の経費を追加したものです。

21ページ下段からの2項1目児童福祉総務費は、私立幼稚園通園バス補助金などの各補助金について、実績見込みにより減額をしております。

2目児童手当費についても、今年度の支給実績見込みに基づき減額するものです。

4目、児童福祉施設費の民間立保育園運営委託料の追加は、公定価格の引上げに伴うものです。

22ページ下段からの4款衛生費は1,248万9,000円の減額です。

23ページ、1項2目予防費の健康診査等委託料は、高齢者などの受診者が想定より多く追加するもので、さわやか健康づくり推進事業補助金の追加は、温泉の半年券・回数券とも購入者が増えていることによるものです。予防接種委託料が大きく減額となっていますが、高齢者のコロナワクチン接種が想定を下回ったことなどが影響しています。

下段の5目排水処理費は、合併処理浄化槽設置補助金等について、実績見込みにより減額しています。

24ページをご覧ください。

6款農林水産業費は1,689万5,000円の増額です。

1項3目農業振興費の鳥獣被害防止対策協議会補助金は、昨年9月から11月にかけて熊の出没が多発した影響により、鳥獣被害対策自治体の賃金等の対策費を追加するものです。

5目農地費の農村地域防災減災事業負担金と農地整備事業負担金は、ため池の改修や基盤整備などを行う県営事業の負担金になります。国の経済対策により前倒しで措置されたことから負担金を追加するものです。

25ページの2項2目林業振興費の森林経営管理制度関連委託料は、令和8年度において県との共同事業で森林資源量の航空測量を実施する予定となった関係で、町単独での業務実施を見送り減額をするものです。これに関連し、森林環境譲与税基金の積立金を追加をしています。

26ページをご覧ください。

7款商工費は2,020万円の増額です。

1項2目商工振興費は、各補助金や商品券配布事業の精算による減額で、3目観光費では、経営環境改善を図ることを目的に大江町産業振興公社に対する出資金を計上いたしました。

27ページをご覧ください。

8 款土木費は684万8,000円の増額です。

2 項 3 目道路除雪費の消雪パイプ更新工事費は、国土交通省から緊急自然災害防止対策事業計画の認可を受けたことを受け、令和 8 年度への繰越事業として工事費を計上いたしました。

28ページの 3 項 1 目河川管理費は、百目木地区の内水対策事業になりますが、繰越事業とする関係で測量設計等委託料と内水対策工事費を組み替えて調整するものです。

29ページの 5 項 2 目住環境整備費は、各補助金の実績見込みによる減額のほか、宅地造成事業特別会計繰出金については、分譲収入見込額の増などにより、一般会計繰出金を減額するものです。

9 款消防費は3,274万円の増額です。

1 項 4 目災害対策費の備品購入費は、国の補正予算により交付が見込まれる地域未来交付金を充てて、地域防災緊急整備事業として避難所用品等の充実を図るものです。山形県衛星通信システム負担金は、事業実績に基づき追加負担を求められているものです。

30ページお開きください。

10 款教育費は1,743万8,000円の減額です。追加は、利子分の基金積立金のみで、人件費の調整と事業費精算による減額などが主な内容になります。

33ページをお開きください。

11 款、災害復旧費は80万3,000円の減額です。

1 項 1 目土木施設災害復旧費は、道路災害復旧事業に係る登記事務の精査により委託料を減額するものです。

13 款諸支出金は2,402万円の減額です。

34ページの 3 項公営企業費は、人件費や事務費の精査のほか、投資的事業費等の実績に基づき減額して調整するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

8 ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

1 款町税は516万2,000円の増額です。例年 3 月補正では、各税目の滞納繰越金について、12 月末時点の収入済額に基づいて追加補正をしています。このほか 1 項 2 目法人及び 2 項 1 目償却資産について、収入見込みに基づき追加をしています。

9 ページの10 款地方交付税のうち普通交付税は、本年度の交付決定額に対して未計上だっ

た分を追加したものです。

なお、本年度の普通交付税の額は25億1,420万8,000円となりました。

13款使用料及び手数料の乗合タクシー使用料と町営住宅使用料の減額は、収入見込額や収納実績に基づいて精査をしたものです。

なお、9ページ下段からの14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、18款繰入金、20款諸収入、21款町債は、おおむね歳出予算で説明した事業に充当する特定財源の補正になります。

17款寄附金は、ふるさとまちづくり寄附金の増額です。これから年度末にかけての収入見込みも含め、過去最高の3億7,000万円の寄附額を見込んでいます。

14ページ中段からの21款町債は、それぞれの事業費精査によるもので、補正後の予算総額は5億9,110万円になります。

なお、令和8年度に繰り越す事業が多く、決算ベースで見ますと3億390万円程度になると見込んでいます。

以上が、令和7年度大江町一般会計補正予算（第7号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議第25号を続けます。

それでは、議第25号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第7号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番。

29ページお願いします。

消防費、災害対策費、備品購入費で2,900万。これ、先ほど課長の答弁で、何の交付金で何を買ったか、ちょっとお聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 29ページの災害対策備品購入費のご質問であります、この財源につきましては、10ページご覧ください。

14款2項7目消防費補助金の地域未来交付金、これが補助率2分の1であります。これを充てまして、避難所などでの備品等の購入を図りたいというような事業内容であります。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） この備品というのは何を示しているのかな。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 主なものを申し上げますと、テントですね。テントを10張りほど予定しております。そのほか可搬式の給水タンクを2基あるいは投光器、光を当てる投光器を10台でありますとか、あとは避難所で使います折り畳み式の簡易ベッドあるいはパーティションなど。それと車両なんですけれども、給電、電気を供給できる機能を持つ車両も1台購入させていただきたいと思っております、トータルで2,963万9,000円というようなことで見積りをさせていただいたところであります。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 3回目。

あしたの総括でもちょっと触れさせたいと思うんですけれども、避難所が何か所かありますよね。そこに全て供給できるのか分かりませんが、それと、その車両1台あつたはずなんですけれども、それをまた増やして、どのように使っていくんだか分からないですけれども、それを満遍なくそういうような形でできるのか。今いろいろテントだのなんだのいろいろありましたけれども、それをひっくるめて全ての避難所に対応していく備品なのか、大規模避難所にまずは整えていくのかとかあると思います。ちょっとここは詳しく詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

今現在、指定避難所としては14か所ありますが、最近の災害ですと、令和2年、令和4年の水害のときには、多くの方が避難したのは、ふれあい会館になっております。そのふれあい会館に限りますと、現状のベッドあるいはパーティションで事足りるんですが、例えば令和6年元日の能登半島地震のような大規模な災害が発生した場合、ふれあい会館以外

にも避難することが想定されます。そうしますと今の所有する数では足りないものですから、今回購入させていただいて、全部は網羅できませんけれども、主なところには今回買わせていただいた備品等を配置できるのではないかと考えているところです。

あと、車両につきましては、今現在、電気を供給できる車両が1台ありますが、それは生かします。今、危機管理系の指令車というものがありますが、こちらを更新しまして、その電気を供給できる車両に更新したいというような内容であります。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質問。

○8番（関野幸一君） 関連。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今の課長の答弁のほうで、車両で電源を供給するという話ありましたが、本来であれば中央公民館、また体育館等は大きな避難所になっているわけでありましたので、自家発電の設備が当然あるものだと思っておりますけれども、そのところがまずあるのか、どのぐらい対応できるのか、まず教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 主な避難所には発電機は準備しておりますので、その点は最低限の対応はできるかというように思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今、発電機と言いましたけれども、多分、消防とかで持っているようなその発電機のことなのか、それとも館内が停電のときに、ある程度の明かりが供給できる、いわゆる本当に自家発電の大きい設備、それがあのかを聞いているわけです。だから体育館にしる中央公民館にしる、本当に避難所になって電気が来ないときに、小さい発電機で回して、ばばばばと音しながら少ない電気を供給するのか、そこがどういうふうになっているか教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） やはり、おっしゃるとおり最低限の電気しか供給できないというのが現状であるというふうに思います。今回は発電機の購入は予定しておりませんが、やはりおっしゃるとおり今後、すみません、そういったところで不足する部分もあるかと思えますので、一部補填になりますけれども、ポータブルバッテリーについても10台ほど購入させていただいて、最低限の供給体制ができるようにしたいというふうに考えているところです。

○議長（宇津江雅人君） 8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 15年前の東日本大震災のとき、私が消防の分団長をやっていたときに役場のほうに来たときに、やはりポータブルの発電機で役場の中の明かりをつけて、電源をつけて情報収集なり打合せ等を行っていました。

本来であれば役場、大規模避難所でありますふれあい会館、あと中央公民館、体育館等においては、大きなやはり自家発電の装置を本来はつけておくべきではないかと。万が一のときに、やはり電源供給ができる、暖が取れる、そういうものを置いておくのが避難所であって、今回のこの予算もそういうところに使えば、もう少し町の避難する場所等において、ある程度、町民の方が快適とまではいなくても、そういうものが取れるものになるのではないかと思いますけれども、何かつまらないものを買っているみたいというか、やっぱりこの根本的なところが全然分かっていないと。そういうところをきっちりと今後対応して、今回の予算でなくても今後対応していただければと思っていますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 今回につきましては最低限の備品の購入になっていますけれども、やはりそういった非常用発電装置になりますと、かなりの高額になると思います。今、災害絡みの国の補助制度はかなり拡充しておりますので、引き続きそういったものが可能かどうか情報収集に努めまして、可能な限りそういった体制を整えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） 5 番、藤野です。

6 ページをお願いします。

繰越明許費の中の 7 款商工費、健康温泉館改修事業150万がありますけれども、詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 第 2 表の繰越明許費の補正になります。商工費の健康温泉館改修事業ということで150万でございますが、こちらについては 1 月 24 日、健康温泉館のぬくもりの湯のほうで、ちょっと電気系統の不具合が生じました。それについて修繕ということでちょっと対応させていただいたんですけれども、根本的なところで電源のほうに来てい

ない、漏電しているというようなことが分かりましたので、その部分について設計士も含めての対応が必要だというようなことになります。発注についてはしているんですけども、ちょっと年度を越えてしまうというようなことで、繰越明許150万円というようなことで上げさせていただいた内容でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先日お聞きしたときは、原因がまだ分からないというふうな説明ではありましたが、今、漏電というふうに説明ありましたが、ここは間違いなく漏電ということなんですよね。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） はい。業者のほうからも確認いただいて漏電だというような原因でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 設計が終わって、工事入るのが今からで、まだ工事は未定だと思うんですけども、今、私も温泉利用させてもらって感じたこと、また中に入っている方からの声がありまして、浴槽に入るところがどうしても暗いようなんです。今、人が行けばつくような簡単なセンサーみたいなのもあると思いますので、そこは対応していただけたらなど。そこは工事始まる前にも幾らでもできると思うので、その対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 利用者のほうには大変ご不便かけているというようなことで承知をしております。そういったご意見があるとすれば改善するように、公社とも調整をさせていただきながら対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

8ページをお願いします。

歳入の1款町税の2項固定資産税のところの家屋、マイナス420万円とありますけれども、その辺、詳細をお聞きいたします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

町税の1款2項1目の固定資産税の家屋の分の420万円につきましては、基本的には今年度の収入見込みに基づいて減額をしたものでございますが、ただ、ちょっと一部町内の事業所の中で、なかなかちょっと業績が悪化している事業者さんがあるものですから、その分の収入減となる分を今回見させていただいたところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） そうしますと、ここは業者さん1件のということでよろしいのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） おっしゃるとおり、今、町内の中で1事業所さんのちょっと業績のほうが悪化をしているという状況でございます。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

ほかに。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

18ページお願いします。

一番上になりますけれども、空き家等利用促進補助金1,171万7,000円の減についてお伺いします。先ほど総務課長の説明もありましたけれども、現時点で何人くらいの利用があつてという詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 空き家等利用促進補助金、ちょっと大きな減額になりますが、9月の補正でちょっと大きな金額を頂いたものです。その時点では、かなり空き家の問合せ等々ありましたので、今後どのくらい費用かかるかというようなことで2,000万というような補正をさせていただいたものです。

今現在、改修が9件というようなことで行っております。あと家財の処分、現在14件、あと仲介手数料ということで17件、今後もちっと相談もありますので、さらに年度末に向けて増える可能性があるかなというようなことで、予算、補正のほうで精査をさせていただいております。

総務課長からも説明ありましたとおり、ちょっと年度後半というようなこともあつて、来年度に改修のほうを進めたいというようなご意見とか、あとは150万円の限度ということでなっておりますが、そこまでかからないというような方もいらっしゃるというようなこと

で、ちょっと大幅な減額となったものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 総務課長の説明にもあったように、物価高騰というのがかなり影響してきているんでないかなというふうに思うんです。空き家等を購入してそのまま住み続ける、住むという方だと、そのまま購入できると思うんですけれども、やはり直して改修してというと、そのところがかなり令和8年度も影響してくるというふうに考えますので、できるだけ多くの方に利用していただいて、定住に結びつくようお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） こちら、空き家バンクのほうでの取扱いとなりますので、そういったご相談、空き家バンクを利用された方については制度の周知というようなことで行っておりますので、今後ともそういった形で進めていきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤慎一郎です。

23ページお願いします。

一番下の衛生費の中で、広域業務クリーンセンター590万ということで減額。金額が大きいですけれども、ちょっと詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

こちら、今回の減額を反映させますと、7年度の負担金の額が1億9,900万ほどで確定したものであります。こちらにつきましては、人件費相当などについては当初から抑えられるんですけれども、投資的事業費が含まれております。クリーンセンターの改築でありますとか斎場のそういった工事費につきましては、入札とかの結果によりまして請け差が生じる場合があります。そのようなことを反映しまして今回減額というようなことで、構成の市町に通知があったものを今回計上させていただいたというようなこととなります。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 大江町の負担分が590万という考えで、全体的になんていうと広域業務でどのくらい最近やったんですか。かなりの金額じゃないかなと思いますけれども、なんで、そのくらいあったのか、理由も教えてください。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 広域の負担金につきましては、ご承知のとおり基準割でありますとか人口割あるいは財政力割というようなことで率が決まっております。その率に基づいて各市町に負担金を求められたわけでありましたが、今回1市3町トータルでは3,773万5,000円の減額ということになりました。その中で大江町の減額分が590万ということでありまして、こちらは先ほど申し上げましたとおり、やはり物件費なども、多分、当初予算段階よりも縮減できた部分はあったんだと思います。それ以外にも、やっぱり投資的事業費の精査に伴う減額が大きいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番です。

17ページの7目公共交通対策費の12節委託料の乗合タクシー運行業務ということで、マイナス150万とありますけれども、令和7年度の予算850万に対してマイナス150万。通常、高齢化社会なので予算が足りないぐらい利用しているかなと今まで思っていたところですが、このマイナスになった原因というか、そういう詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 2款1項7目公共交通対策費の乗合タクシーの委託料の減についてですけれども、令和7年度から一部運行の状態を変えまして、日曜日と祝日を運休にしました。その状況もあって利用者が減ったのかなということがございます。あとは高齢化によって今まで利用なさっていた方が施設に入ったりだとかそういう状況があって、利用者が全体的に減ったので委託料も減ったというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

ありがとうございます。そうしますと土日の利用客が減ったというのは、やはり1年間通してみても、情報とかですかね、そういうのを勘案してなさったのか、それとも請求、タクシー会社さんのほうから土日は利用少ないとかそういう情報を基に今回こういうふうに決められたんでしょうか、お聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 運行につきましては、当然、委託業者さんと協議の上、あとは今までの利用形態などを含めて決定させていただいておりますけれども、やっぱりどうしても土曜日は運行しています。日曜日と祝日については乗る人が少ないと。その中で運転手を確保しなければならないという状況がございましたので、その部分については令和7年度から、今年度からですね、運休とさせていただいて、それに対する利用者からのお声などは特段いただいていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） でも、8年度の予算で800万ほど計上になっておりますので、その辺は十分かなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

23ページお願いします。

4款1項2目の中の12委託料、予防接種委託料490万3,000円の減についてお伺いをします。先ほど説明でインフルエンザという説明あったと思いますけれども、この中に带状疱疹に対するワクチン接種等も入っていると思うのですが、それぞれ今年接種した方の人数等、把握していればお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） ただいま、4款1項2目予防費の委託料の中の予防接種委託料についての質問がありましたけれども、490万3,000円の減額というふうなことになりますが、こちらの主な要因としましては、高齢者の新型コロナウイルス感染症の予防接種、それから高齢者带状疱疹の予防接種の減というものが主なものとなっております。

高齢者の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、現在のところ、最終的な見込みとしまして200名が接種をするものと見込んでいるところです。

また、高齢者带状疱疹のワクチンにつきましては、こちら2種類のワクチンがあるわけですが、生ワクチンについては120名、組換えワクチンについては110名ということで、最終的な接種者の見込みをしているところです。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。带状疱疹については、65歳以上70、75と5歳ごとの区切りいい年齢の方の補助金というふうに把握しているんですけども、この人数等がもし分かればなんですけれども。

あと、今年初めての事業だったと思います。よかったという方もいれば、予約をしようと思ったら带状疱疹になってしまったという方もちょっとお聞きしているんですけども、この人数等についてどのように把握しているかも併せてお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 今年度より始めました高齢者带状疱疹のワクチン接種でございますけれども、今言われているとおり接種の対象については、65歳の方から5歳刻みで100歳の方まで接種できることとなっております。今年度7年度に限りましては、100歳以上の方については全てが対象というふうなことになるわけですが、現在の5歳刻みの接種者の数というようなことでのご質問だと思いますので申し上げますと、65歳の方が33名、70歳の方が29名、75歳の方が53名、80歳の方が24名、85歳の方が22名、90歳の方が13名、95歳の方については5名、100歳の方が2名、100歳を超える方が2名ということで、合わせて183人。ちょっと調査の時点というふうなことではありますけれども、このような人数になっているようなところです。

接種をする前にかかってしまったというふうなお話は、よくこちらのほうにも届いているところです。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。ほかにありますか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番です。

12ページの下段の総務費の寄附金のふるさとまちづくり寄附金5,000万とありますけれども、この時期に、ふるさとまちづくりの寄附金5,000万という金額が上がっているわけですが、その詳細を教えてくださいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 17款1項2目総務費、寄附金のふるさとまちづくり寄附金の追加のご質問かと思いますが、こちらのほうについては12月補正で4,000万円の増額補正をさせていただいて、今回5,000万ということで、合わせて9,000万ほどでございます。

寄附金を多く頂いている要因としては、年末の駆け込みが想定以上に寄附を頂いたという

ところがありまして、2月末現在で、おおよそ3億5,700万ほどのまちづくり寄附金を頂いておりますので、年度末まであと20日程度ありますので、そこも含めると3億7,000万程度の予算が必要になってきておりますので、今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

そうしますと、昨年12月の定例会に菊地議員のほうから、こういったものに人気があるのかということで、米のほうの人气がちょっと落ちているという話を承知して伺っておりますけれども、やはりこの時期になってもリンゴが一番か何かとあったんですけれども、その駆け込み需要、その商品的なものは、やはり昨年の定例会と同じような商品の1番、2番、3番というか、上位のほうを占めているのはこういった品目なんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 返礼品として選ばれている項目と申しますか、割合のご質問かと思います。大きくは年末、この前の補正予算とそんなに変わりはありません。ただ若干の数字の移動はありますので申し上げたいと思いますけれども、2月末現在になりますけれども、1年間、令和7年4月1日から令和8年2月28日までのカテゴリーといたしましては、やはりリンゴが一番多くて36.8%、続いてラ・フランスが13.1%で、3番目がブドウで12.6%、その後、4番目が桃で11.5%で、サクランボが10.2%で、ちなみに米については全体の3.6%というような状況になってございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

やはり、この町の主たる生産の一つに農家の方の米というのがあると思いますので、やはり来年度もふるさと納税を、大分目標額が高いわけでありますので、何とか米を買っていただくような施策とかそういうのを考えてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 22ページです。

2項4目民間立保育園運営委託料、追加で590万ほど追加されていますけれども、これは

公立のほうから民間のほうに転園したから増えたという理解でよろしいのでしょうか、教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） ただいまの3款2項4目の委託料の中の民間立保育園委託料の追加590万3,000円になりますが、こちらのほうは、あゆみこども園に係る、運営に係る委託料というようなことになりますが、こちらのほうは公定価格の改定によりまして、基本的には単価の高い乳児というような部分もありますので、590万ということで多少大きな増額というふうになっているところです。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） そうしますと、期中にサービス料の変更があったから、この金額が上がったという理解でいいわけですね。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） サービスの内容に変更があったというよりも、公定価格の単価の改定が国のほうであったと。それに伴う増額というようなことになります。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

27ページをお願いします。

8款2項3目の中の14工事請負費2,200万円の詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 8款2項3目の工事請負費、こちら消雪パイプの更新工事でございますが、現在ちょっと水の出が悪いというふうなことで、3区、原町通りの消雪パイプについて更新工事ということで、パイプのほうを入替えをするというふうなことの工事費用を計上しております。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。あの道路沿いの方からちょっと話聞いていることなんですけれども、県道にぶつかるところ、ちょっと何メートルかは把握できませんけれども、大きい道路、県道を造るときに、現在、配管等が一部撤去されていて水が出ない状況になっているんだということなんですけれども、そこも含めて県道にぶつかるまで全部工事範囲というふうになるのか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 工事範囲についてでございますが、現在パイプが入っているところというふうなことで、交差点付近については、国道458号については県のほうで管理する国道になっていますけれども、そちらとの交差点のほうの管理境界が、ちょうど横断歩道寄り、町道寄りになっているということで、そこについては県のほうで管理するというふうな形になっているものですから、町のほうでは消雪パイプはそこに入れられないというふうなことで、その部分が恐らく交差点からパイプが入っていないエリアになっているかと思えます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。前田川の分水路工事というのも、直角のところで工事始まると思いますけれども、T字の形で今年工事入るというふうになると思いますけれども、ぶつからないようにとかということも必要だと思うんですね、工事するには。工程的にどういうふうを考えているかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 工程管理ということでございますけれども、先般、初日に工事の本契約のほうをご承認いただきまして、先に分水路のほうはスタートするような形になります。消雪パイプについては年度明け、4月からかけられるような形で、現在、発注のほうの事務が進むような形になるかと思えます。

消雪パイプのほうの工事自体については、8月ぐらいをめどに考えておりまして、分水路のほうについては、初日にご説明したように一応12月をめどに完成を目指すというふうな、今のところ工程になっております。

その交差の部分ですけれども、基本的には消雪パイプは交差点のちょっと手前で切れてしまいきますので、直接的に消雪パイプが重なるというか、かぶるということはないようなんですが、ほかの埋設物、下水管とかそういったものは当然入っていますので、そちらについては分水路と合わない交差で障害出ないように、そういった管理をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番。

8ページお願いします。

固定資産税についてちょっとお聞きしたいと思います。補正前の額が3億6,250万ということで滞納分が入ってきて、それで補正後が3億6,500万ということになったわけなんですが、ちょっと私聞きたいのは、山林を所有の方で、例えば町外にいて滞納になっている方なんていうのはどのくらいいるのかなと、ちょっと気になるものですから。

あと、それから山林に対して1ヘクタール当たりどのくらい税金として固定資産税見ているのか、お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） お答えをいたしますけれども、ちょっとただいまその資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） では、よろしいですか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番。

今、政治的問題となっているんですけれども、県外から国外から山林を買いに来ている方がいると。去年あたりまで寒河江市内に大きい看板立って、山を買います、管理しますというような看板まで立っているということで、大江町にも、例えば県外、国外、水を求めて来るなんていうことになっていきますけれどもね、北海道辺り、結構ひどくやられているところありますけれども、大江町については例えば町外の方、山林を買っている方なんていうのは分かりましたらお願いします。所有している方が。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） お答えいたします。

現時点で私のほうで把握しているそういった例はないと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 今、うちから離れて、とにかく山林というのはせっかく杉植えても野放し状態、管理人が分からないという状態がありますので、ちょっとその辺、これからも私もちょっと調べたいなと思いますので、先ほど言った数字ありましたら、後からでも結構ですんで教えてください。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） すみません、長々と申し訳ないです。

27ページの7款1項12、23の投資及び出資金3,000万円についてお伺いをします。

これは先日の公社との意見交換会等で説明を受けているので詳細等は分かるんですけども、公社側の説明もありました。今後、体制とかを変えていくという内容でありました。そして、議員からも、意見、様々出ていると思います。そこはしっかりと今後の体制に取り入れていただきたいというふうな思いがあります。

このお金というのは、町民の皆さんから頂いている税金の一部だというふうに考えますけれども、その辺はどのようにお考えか、捉えているかもお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 産業振興公社への出資金3,000万円でございますが、藤野議員おっしゃるとおり、これまでも議会のほうにもご説明したとおり、公社としての運営についても来年度、体制も変えながら、しっかり対応していくというようなことで打合せも始めておりますし、4月1日から、きちんと我々としても目を光らせながらというようなことの中で対応させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 今の公社の現状を職員の方がどれくらい把握しているのかなというふうな思いもあります。ここはやっぱりしっかりと職員の方は共有をして、今後仕事をしていただくというふうに向けていただきたいという思いがあります。

公社、幾つか施設があって、ここは売上げあるけれども、もう一つのところは、どうしても売上げが少ない、こういう現象が起きてくると、どうしても足引っ張りになっているところもあるというふうなことが出てくると思うので、ここはしっかりと皆さんで共有していただきたいという思いがあります。

売上げが伸びない場合、この前もお話しさせていただきましたけれども、トップがある程度責任を取るということも民間企業ではしていると思います。これ、名前挙げませんけれども、ある産直等を立ち上げるときは、1年目の売上げ等が目標に達しないときは自分は辞表を出すという覚悟で、内ポケットに退職願を入れて仕事をしたという方がいるということもお聞きしております。これくらい職員の方、トップの方、役職のある方は覚悟を持って今後臨んでいただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 公社の運営の話になりますので、なかなか私の立場の中でお

答えるというのは難しいのかなというところではありますが、公社としても出資金を頂きながらやらせていただく、これまでもコミュニケーション不足というような話も私も聞いておりますので、そういったところの改善というところに努めながら、各施設とも売上げを伸ばす、あとは無駄を省くというような取組を進めながら、黒字化というようなことに向けて令和8年度から対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第25号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第7号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第22、議第26号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第26号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2項1目賦課徴収費、3項1目運営協議会費、7ページ上段の4項1目趣旨普及費は、事務費などの精査により、それぞれ減額をするものでございます。

7ページ中段の2款1項1目療養給付費、2目療養費は、これまでの給付実績と今後の給付見込みにより、療養給付費を2,000万円減額し、療養費を50万円追加するものでございます。

5款1項1目基金積立金、令和7年度の基金利子分のほか、歳入歳出予算の決算見込みにより、国民健康保険基金を100万9,000円追加をいたしました。これにより令和7年度末の基金残高は2億918万4,000円となる見込みでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項1目国民健康保険税は、滞納繰越分の収入見込みにより、それぞれ追加するものでございます。

2款1項1目督促手数料は、本年度の収入見込みにより減額するものでございます。

3款1項1目保険給付費等交付金は、交付見込みにより普通交付金を減額し、特別交付金を追加するものでございます。

4款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を見込み、29万3,000円を追加をするものでございます。

5ページ上段の5款1項1目一般会計繰入金は、実績見込みにより保険基盤安定繰入金等を345万1,000円減額し、2項1目基金繰入金についても、歳入歳出予算の決算見込みにより256万円減額するものでございます。

最後に、7款1項1目延滞金は、実績見込みにより減額するものであり、8款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金は、交付実績により20万9,000円を減額をいたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第26号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第26号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◎議第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第23、議第27号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第27号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2項1目徴収費は、事務費などの精査により、それぞれ追加、減額をするものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の収入見込みによるほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより132万8,000円減額をいたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、今年度の収入見込みにより計上するものであり、1目特別徴収保険料は139万4,000円を減額し、2目普通徴収保険料は、現年と滞納繰越分を合わせて51万3,000円を追加するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金は、事務費の精査により18万5,000円減額し、2目保険基盤安

定繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより44万7,000円を減額するものでございます。

最後に、6款1項1目子ども・子育て支援事業補助金は、充当されるシステム改修委託料の額の確定により44万円減額をいたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第27号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第27号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第24、議第28号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 議第28号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、第三者行為求償事務委託料を追加するほか、介護給付費準備

基金への積立金を31万2,000円追加するものです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、要介護及び要支援認定者の増により、居宅支援サービス計画等作成給付費を100万円、介護予防サービス等給付費を40万円、介護予防計画作成費を10万円それぞれ追加するもので、市町村特別給付費は、おむつ支給事業の利用見込額を精査し、50万円減額するものです。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費及び8ページ上段、4款3項1目包括的支援事業費は、委託件数の見込みを精査し、それぞれ追加するものです。

6款1項1目償還金は、令和6年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金等の精算に伴い、超過して交付された負担金等の返還金を精査いたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料及び2款1項1目督促手数料は、今年度の収入見込みに基づき、それぞれ追加するものです。

3款1項1目介護給付費負担金は、歳出予算の保険給付費の増に伴い追加するものです。

3款2項1目調整交付金は、今年度分が確定したことにより減額するものであり、2目地域支援事業交付金、4款支払基金交付金、5ページの5款県支出金は、支出予算の保険給付費及び地域支援事業費の増に伴い、特定財源をそれぞれ追加するものです。

6款1項1目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき、介護給付費準備基金利子を、7款1項1目介護給付費繰入金及び2目地域支援事業繰入金は、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費の増に伴い、それぞれ追加するものであり、4目低所得保険料軽減繰入金は、事業費の精査等により減額するものです。

6ページをお開きください。

7款1項5目その他一般会計繰入金及び7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出の精査により、それぞれ減額するものです。

9款3項雑入につきましては、今年度の収入見込みにより介護予防支援計画作成収入を追加するほか、第三者行為請求額が確定したことに伴い、納付金を追加しております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第28号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第28号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第25、議第29号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第29号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、3ページをご覧ください。

第2表繰越明許費になりますが、藤田地区住宅団地整備に係る用地取得について、県との農地転用許可の手続関係により、年度内で取得が困難になったことや、N T Tの支障電柱移設について、相手方の都合により年度内での移設が困難になったことなどにより、868万9,000円を翌年度に繰り越すこととするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款1項1目宅地造成費の12節測量設計等委託料の261万円の減額は、百目木地区住宅団地の工事損失事後調査を見込んでおりましたが、相談をいただいた方と詳細を確認した結果、調査が不要となったことなどによるものでございます。

16節用地費の560万円の減額は、藤田地区住宅団地整備に係る精査によるものであります。また、27節一般会計繰出金の74万2,000円の追加は、分譲収入の増等に伴い繰り出すもの

でございます。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項1目住宅団地分譲収入356万7,000円の追加は、あおぞら団地や百目木地区移転団地、百目木地区代替地の分譲見込みの精査により増となったことによるものであり、2款1項1目宅地造成費負担金の減は、歳出の用地費の減額に伴い減となったものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金の減額につきましては、分譲収入の増や歳出の減などを精査したことによるものでございます。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第29号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

今、説明にありました。ごめんなさい。1款1項1目の中の16の購入費、市有財産購入費560万減についてお伺いをします。

ただいまの説明によりますと、藤田の団地の土地を購入する予定であったところの減額だというふうに説明ありましたが、予定地全部購入したけれども単価等が安くなってこういうふうになったのか、別の理由があれば、その詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

歳出の1款1項1目、こちらが16節公有財産購入費560万円の減についてでございますが、こちらについては土地の単価のほうの再算定を行った結果、当初見込んでいた額よりも低く抑えられたというところがありまして、歳出予算としまして減とさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第29号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第26、議第30号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第30号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、11ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出からご説明いたします。

1款1項2目処理場費から2款2項3目消費税及び地方消費税までにつきましては、決算見込みに基づく精査により、それぞれ減額及び増額するものでございます。

次に、10ページのほうをご覧ください。

収益的収入についてご説明いたします。

1款2項2目及び2款2項2目他会計補助金と、1款2項3目、2款2項3目の他会計負担金は、支出の補正に伴い一般会計補助金を追加し、他会計負担金を減額とするものであります。

2款1項1目使用料の1節農業集落排水処理施設使用料と1款2項4目及び2款2項4目長期前受金戻入は、決算見込みにより減額するものです。

次に、資本的収入及び支出について、支出からご説明いたします。

12ページのほうをご覧ください。

1款1項1目管渠建設改良費の2節工事請負費は、決算見込みにより、川口橋マンホールポンプ通報装置更新工事費8万円を減額するものです。

1 款 1 項 2 目処理場建設改良費の 1 節工事請負費は、事業費の精査により浄化センター電気設備真空遮断機更新工事費29万7,000円を減額するものであります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目企業債は、決算見込みに伴い建設改良事業に係る公共下水道事業債を30万円減額するものであります。

1 款 2 項 1 目他会計補助金は、百目木地区堤防整備に伴う下水道管渠設計委託料の財源の見直しに伴い、2,223万2,000円を減額するものであります。

1 款 3 項 2 目工事負担金の 1 節工事補償費は、百目木地区堤防整備に伴う下水道管渠設計委託料分の設計業務補償費の収入の時期が、当該工事の完成後から委託業務完了後に変更されたことに伴い、2,223万2,000円を追加するものです。

なお、今回の補正により、資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補填させていただくものであります。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第30号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第30号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第27、議第31号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第31号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出からご説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費は、決算見込みに基づく精査により、それぞれ減額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款2項3目他会計補助金は、支出の補正に伴い減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出について、支出からご説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目増設改良費2,600万円は、国の補正予算に対応して行う柳川地内導水管布設替工事に係る事業費を追加するものであります。

次に、収入についてご説明いたします。

1款1項1目企業債、2款1項1目国庫支出金は、それぞれ柳川地内導水管布設替工事に係る追加でございます。

1款3項1目工事負担金は、百目木地区堤防整備に伴う配水管布設替工事に係る設計業務補償費を追加するものであります。

なお、今回の補正により、資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填させていただくものでございます。

詳細説明については以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第31号について、収入及び支出一括して質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第31号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第28、予算特別委員会設置及び付託です。

お諮りします。

議第32号から議第38号までの令和8年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計7件の議案は、議長を除く10名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、令和8年度の予算に係る議案7件は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において本日午後2時40分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とし

ます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

令和8年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和8年3月12日（木）午前11時40分開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告（新年度当初予算7件）
- 日程第 2 議第32号 令和8年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第33号 令和8年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第34号 令和8年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第35号 令和8年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第36号 令和8年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第37号 令和8年度大江町下水道事業会計予算
- 日程第 8 議第38号 令和8年度大江町水道事業会計予算
- 日程第 9 閉会中の継続調査について
- 日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前 11 時 40 分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎予算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第 1、予算特別委員会報告です。

議第32号から議第38号までの令和 8 年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算 7 件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

10番、土田勵一君。

○予算特別委員会委員長（土田勵一君） 皆さん、ご苦労さまでした。

予算特別委員会の審査報告をご報告いたします。

本委員会に付託されました令和 8 年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算 7 件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会は、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和 8 年 3 月 12 日、予算特別委員会委員長、土田勵一。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでした。

日程第2、議第32号から日程第8、議第38号までの令和8年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計7件の議案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容です。

予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

◎議第32号～議第38号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 採決の方法にお諮りします。

議第32号から議第38号までの令和8年度予算7件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、一括して採決することに決定しました。

令和8年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算7件の議案について、これを委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、議第32号から議第38号までの令和8年度予算7件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本件につきましても、記載のとおり研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質の向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 5 月 25 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 大 沼 清 人

署 名 議 員 廣 野 秀 樹